

第九十一回国会 参議院法務委員会 會議録第五号

昭和五十五年四月八日(火曜日)
午前十時三分開会

委員の異動

四月八日

辞任

小林 国司君
阿具根 登君
加瀬 完君
宮之原貞光君
橋本 敦君

補欠選任

中村 啓一君
瀬谷 英行君
小谷 守君
坂倉 藤吾君
小笠原貞子君

出席者は左のとおり。

委員長

峯山 昭範君

理事

大石 武一君
寺田 熊雄君
宮崎 正義君

委員

上田 稔君
長田 裕二君
中村 啓一君
野呂田芳成君
長谷川 信君
八木 一郎君
小谷 守君
坂倉 藤吾君
瀬谷 英行君
橋本 敦君
円山 雅也君

国務大臣

法務大臣 倉石 忠雄君

政府委員

法務大臣 倉石 忠雄君

総理府人事局次長

川崎 昭典君

法務大臣官房長

寛 榮一君

法務大臣官房副長

枇杷田泰助君

法務省民事局長

貞家 克己君

法務省刑事局長

前田 宏君

法務省人権擁護局長

中島 一郎君

法務省入国管理局長

小杉 照夫君

郵政大臣官房長

小山 森也君

最高裁判所長官代理者

西山 俊彦君

最高裁判所事務総局民事局長

柳瀬 隆次君

最高裁判所事務総局刑事局長

奥村 俊光君

事務局側

加藤 晶君

常任委員会専門員

漆間 英治君

警察庁刑事局長

塩谷 稔君

警察庁刑事局長第二課長

坂 弘二君

郵政大臣官房郵政参事官

大屋 勇造君

自治省行政局公務員第一課長

財団法人法律扶助協会事務局長

参考人

大屋 勇造君

説明員

大屋 勇造君

参考人

大屋 勇造君

参考人

大屋 勇造君

参考人

大屋 勇造君

参考人

大屋 勇造君

参考人

大屋 勇造君

参考人

大屋 勇造君

参考人

大屋 勇造君

参考人

大屋 勇造君

参考人

大屋 勇造君

参考人

大屋 勇造君

参考人

大屋 勇造君

参考人

大屋 勇造君

参考人

大屋 勇造君

参考人

大屋 勇造君

参考人

大屋 勇造君

参考人

大屋 勇造君

参考人

大屋 勇造君

参考人

大屋 勇造君

院送付

○委員長(峯山昭範君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案の審査のため、本日、参考人として財団法人法律扶助協会事務局長大屋勇造君の出席を求め、意見を聴取することにいたします。

〔異議なしと認むる者あり〕

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峯山昭範君) 民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○寺田熊雄君 KDD関係の質問をいたしたいと思ひます。

KDD事件は、板野学前社長が四月五日の夜逮捕されまして、新しい展開が期待されるわけでありまして、逮捕の容疑は業務上横領ということになります。

逮捕の容疑は業務上横領ということになります。Dの政界工作の解明にあることは、いまや国民の常識となつていふと思ひます。

国民の期待もそこにあると思ひます。国民が抱く疑惑は、昭和五十二年の暮れから五十三年の春にかけてまして、KDDの国際通話料金が高過ぎるとして値下げが国会において要求せられたわけでありまして、当時服部郵政大臣が五十二年二月の衆議院予算委員会では、

同じく三月の参議院予算委員会ではいづれも値下げに積極的な御意見を表明されたのであります。

ところが、衆参両院の四月、五月における通信委員会におきまして、それがにわかに慎重論あるいは消極論に変わつてまいりました。

この変化が私どもの疑惑を寄せるゆえんなのであります。私どもがいま取得しました情報によりますと、ちょうど五十二年の五月二十五日に、当時の服部郵政大臣と板野学社長とが赤坂の「山崎」という料亭、同日に「口悦」という料亭で二人きりの密談をいたしておる事実が明らかにされておるわけであり

ます。しかも、このときに服部郵政大臣は特別な護衛もつけずに、ただ一人カバンを持って料亭に入つたといふことさえも明らかにされております。

一方、板野学社長も週刊誌大の紙袋を持ってやうりこの料亭に一人入つて、そして服部郵政大臣と二人で密談をこらしたといふ事実が明らかにされておるようであります。

捜査当局はこの事実を掌握していらつしやるかどうか、まず刑事局長にお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(前田宏君) KDDの板野元社長を去る四月五日に業務上横領で逮捕したわけでございますが、その前後と申しますか、ころから、ただいま寺田委員の仰せになりましたようないろいろな見方と申しますか、そういうようなものが報道等で出ておりますことは承知しております。

しかし、いま仰せになりましたような板野元社長と当時の大臣との、まあ密談というお言葉をお使いになりましたけれども、そういうようなこと、これもまた新聞報道でなされておることは私も承知しております。

捜査当局も恐らく承知しておると思ひますけれども、いづれにいたしまして、その辺はこれからのことでございまして、と申しますのは、現在では先ほど申しましたように業務上横領ということでは逮捕し、勾留が認められたばかりで

ございまして、それ以上のことはまだはっきりしていないわけでございます。

○寺田熊雄君 捜査当局としては、この間の経緯に対して相当大きな関心をお寄せにならないければおかしいと思っております。この事実にあなた方がどういふ関心を寄せていらっしゃるのか、その点をまずそれじゃ伺いしましょう。

○政府委員(前田宏君) ただいま申しましたように、先ほど寺田委員が仰せになりましたような物の見方と申しますか、今後の事件の推移についていろいろな見方がなされていること、これは承知しておるところでございますし、捜査当局も当然承知しておるところに思っております。

○寺田熊雄君 先ほど申しましたように今後の捜査がどういふふうに進むかということ、たとえば特定の政治家の方について、犯罪の疑いありということとすぐに取り調べるといふような予定であるとかいふような報告には接していないわけでございますし、また仮に受けておりましたも、事柄の性質上この席で申し上げるわけにはまいらないわけでございますので、御了承を賜りたいわけでございます。

○寺田熊雄君 同時に、ちょうどこの問題が新聞紙上をにぎわしております五十三年の二月、この二月から五月にかけては服部郵政大臣が深く関与しておる、その経営の一翼を担っておることは間違いないと考えられます株式会社インテリア・ルイという会社からKDDが高級の輸入家具、室内装飾品、これを三回に分けて二千万円近く買入れたという事実があるようでありまして、これもちょうど国際通話料金の値下げが問題になっておるその時点と一致いたしますので、捜査当局としては先ほどの料率における密会と同様に、この問題についても当然掌握しておられなければおかしいと思っておりますが、この事実ももちろん掌握し、そして関心をお持ちでしょうね。これはいかがでしょうか。

○政府委員(前田宏君) ただいまの点につきましても、最近でございまして、前からそういうこと

とがいろいろと新聞等でも報道されていたこととございまして、で、今回板野元社長が逮捕されたことを契機にいたしまして、またそういう点についていわゆる疑惑といいますが、問題があるのではないかとということが重ねて報道されておるわけでございますし、ただいま御指摘のようなことであらうと思いますが、これも先ほどの問題と同様に、これまでいろいろと話題といいますが、なっていたわけでございますから、捜査当局といたしまして十分そのことは、そういう事実が報道されておるといふこと、それが問題になっているということ、これは承知しておるものと存じております。

○寺田熊雄君 こういう疑惑はきわめて合理的な疑惑でありまして、大臣の国会における発言というものは非常に重い意味を持っております。その重き意味を持つ大臣の発言がわずかな間にさま変わりしておる、豹変しておる。そのときにちょうど問題となつておる相手方の首脳と郵政大臣とが密会をしたとか、あるいはその郵政大臣の経営に係る会社から物品を購入するとか、そういうことが符節を合しておる。それに対して疑惑を抱くということは、これは国民としてまことに無理からぬことであつて、その解明こそが司法当局に課せられた大きな課題であると思っております。ですから、やはり司法当局としては、そういう国民の疑惑にこたえるだけの気構えといいたすか心構えといふか、そういうものをお持ちいただくことが私は国民の期待にこたえるゆえんであり、何よりも大事だと思つておる。そういうやりとり心構えといふか、それをお持ちいただくことが何よりと思つておるが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(前田宏君) 改めて申し上げるまでもないと思つておるが、いわゆる疑惑、これはいろいろあるわけでございます。また、一般の目から見ると、政治家としてあるいは公務員として好ましくないようなことといふものがあつて得るわけでございますが、そういうことが仮にありました場合でも、そのすべてが犯罪になるわけではないわけと

ございまして、このことは専門家であられる寺田委員も当然御承知のとおりであらうと思つておる。したがつて、いろいろと疑惑があらました場合に、それを捜査当局は刑事事件の目からこれをとらえて捜査し処理をするわけでございますので、事柄の性質上、言われることにはおのずから限度があるわけでございます。しかしながら、今回の件につきましても、国民の関心と申しますか、また捜査当局に寄せる期待と申しますか、そういうものが非常に高いといふことは警察もまた検察当局も十分承知しておるところでございますので、限界は一面ございましてけれども、その限度内で力の及ぶ限り最大の努力を尽くすものと考えております。

○寺田熊雄君 法務大臣にこの際、やはりKDDと服部元郵政大臣との間の絡まる疑惑です。これはもう新聞紙上に大変大きく報道せられておることでありますので、大臣もこれは御存じだと思つておる。国民は日本の政治をきれいなものにしたたいという強い願望を持っております。大臣御存じだと思つておる。そういう国民の期待や願望に真つ向から抵触するような、内閣の一員とそれからKDDとの間のそういう疑惑、それを解明することは司法当局に託されたきわめて重大な使命だと思つておる。いまや国民は、そういう重大な使命が遺憾なく遂行されることを司法当局に期待しておるわけである。大臣もやはり捜査当局を督促して、そしてこの疑惑の解明に十分こたえられるように強い指導力を発揮していただきたいと思つておる。いかがでしょうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 検察は証拠に基づいて厳正公平な捜査をいたしまして綱紀の肅正を図るものと存じております。

○寺田熊雄君 あなたはやはり、そういう疑惑を解明するために、公正に捜査当局が捜査を遂行するように強い期待を捜査当局にお寄せになつておられるんでしょね。それをまた、法務大臣としてそうした捜査当局の公正な態度を十分あなたが

指導し、督促していくという、そういうあなたの心構えなり御決意なりをお伺いしたいわけと

○国務大臣(倉石忠雄君) 先ほど申しましたように、検察は厳正公平な立場で事案を捜査いたすものと私は確信を持っております。

○寺田熊雄君 いつもあなたの御答弁に私どもも不満なのは、私どもの質問に正面からお答えにならないわけですよ。そういう期待を持って見守るということはわかりましたけれども、あなた自身もやはりそういう方向で十分御努力なさることを私どもも期待しているわけと。その点をお伺いしているんです。

○国務大臣(倉石忠雄君) 申し上げるまでもなく、検察に対する期待は、私はそれを裏切るようなことがなく、堂々たる態度で検察の任務を遂行してまいるのであると確信をいたしておりますので、そういう方向でやってくれるものであると確信をいたしております。

○寺田熊雄君 まあまだ不十分だけれども、時間がありまので次に移りましょう。

昨日から取りざたされておるところでございましてけれども、本日、各紙が大きく報道しておりますのが郵政省の江上郵務局長、神山次官の辞任という問題であります。これは発令の時期がいつもと違つた、たとえば公務員の人事異動が大体七月が一番多いと。ことにこういう重要な人事が国会のさなかに突如として行われるといふところに、私どもは不思議な感じを持つわけでありまして、江上郵務局長はすでに逮捕せられております。松井元電気通信監理官の後任者であつたわけでありまして、こういうふうなきわめて唐突な人事が、ちょうどこのKDD疑惑の解明がその頂上に達した時点で行われるという点で、私どももこれをそのまま素直には受けとめかねるわけでありまして、これはやはり検察当局なり警察当局は、この事件と何らかの関連を持つものと考えていらつしやるのか、その点をまずお伺いしたいと思つておる。

○政府委員(前田宏君) 御指摘の郵政省の幹部が

て、引き続き委員の質疑にお答えしていただきたく存じます。

それでは、大屋参考人をお願いいたします。

○参考人(大屋勇造君) 初めに一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、民事訴訟費用等に関する法律の一部改正という大変重要な委員会でありながら、私どもの日本における法律扶助事業についての概要を御説明させていただく機会を与えていただきましたことを大変ありがたく感謝申し上げます。

時間が余りございませんようですので、現在の法律扶助事業についての概要を御説明申し上げます。

まず、法律扶助協会の設立の過程についてちょっと申し上げますが、財団法人法律扶助協会は、昭和二十七年の一月に、法律上の扶助を要する者の正義を確保し、その権利を擁護するという目的のために日本弁護士連合会が、当時、基金百万円を拠出して設立された財団法人でございます。監督は、法務省人権擁護局の指導、監督を受けておるわけでございます。戦前から法律扶助という言葉もございましたし、実際に法律扶助というものは行われてまいりましたが、当時は一種の慈善的な社会奉仕活動という域を出ない事業であったように思われます。それが日本国憲法の施行によりまして、法務省の中には人権擁護局が創設され、国民の基本的人権を擁護するという立場から、経済的に恵まれない人たちの裁判を受ける権利を実質的に保障しようとする見地から生まれたものでございます。

私どもは、戦前における法律扶助事業と戦後における法律扶助事業は大きな質的な転換をしたというふうに理解しております。一般的な言葉で申せば、恩恵的な扶助から権利への扶助、こういう形に私たちは認識をしているわけでございますが、残念ながら現在の法律扶助事業というものは、国民に期待されるような事業になっていないという点を私どもは深く恥じております。これから申し述べます概要について特に先生方に深い

御理解をいただきたいと思うのであります。

すべての人が、富める者も貧しき者も等しく裁判を受ける権利が憲法によって保障されたわけでございますけれども、洋の東西を問わず、裁判所のとびらは金のかぎでなければ開けられないと言われているほど費用がかかります。こういう経済的に恵まれない人たちのために、法律の保護、裁判所における裁判を受ける権利を守るために、扶助協会は日夜努力してまいっておるわけでございます。

具体的な事業の内容は、法律問題に対する一般的な助言、指導等も含まれておりますけれども、現在の私どもがやっております法律扶助事業の中核は、裁判費用を立てかえて裁判をしていただくという制度になっております。その立てかえの費用といふのは、訴訟に直接かかります費用、保全処分などの保証金あるいは弁護士費用等を立てかえるわけでございます。この点におきまして、諸外国ではこれらの費用は全部給付制度になっておりますが、日本においては単なる立てかえでございます。このために国民からは余り魅力のある制度とは思われていないという点が一つの欠点になっております。

そのほかに私どもは全国の弁護士会において無料法律相談事業というのもやっております。これは現在、その資金的な裏づけとしては日本船舶振興会から補助金をいただいで無料法律相談事業をやっておるわけでございますが、その事業の内容は、常設の弁護士会の窓口とか、あるいは法務局とか、そういうところで常設の相談をやり、あるいは弁護士のない過疎地には巡回をして無料法律相談事業を遂行しているわけであります。

事業の運営について申しますと、先ほど申しましたように、日本弁護士連合会が二十七年に百万円の基金を出して財団をつくったわけでございますが、運営の主体は日本弁護士連合会、各地の弁護士会を母体としているわけでございます。私どもの法律扶助協会にも全国五十の支部がございますけれども、独自の運営はできない現状でございます。

まずけれども、独自な運営はできない現状でございます。まして、弁護士会に一任されております。その主たる財源と申しますのは、日本弁護士連合会を初め、弁護士会並びに弁護士会の寄付によって賄われておるわけでございます。国庫の補助は三十三年度から現在までずっといただいておりますけれども、その総額は約十一億圓ぐらいいつたところであります。しかし、運営費につきましましては、ほとんど国庫の補助が使用できないようになっておりますので、この辺が現在の法律扶助事業が非常に困窮しているという点でございます。

二十七年から五十三年度までの扶助の件数を申しますと、三万六千件をはるかに超えておるわけでございます。しかし、二十八年度経過後の中核で、この扶助件数が三万台というのには大変お粗末でございます。アメリカあたりでも一年に百万件を超えているという情勢の中で、わが国においては二十八年度にわずかに四万五千件、こういう数字は大変恥ずかしく思っております。五十三年度の扶助の件数は一年間で二千五百九十八件でございます。五十四年度は現在集計中でございまして、五十四年度は二百八十八件弱程度の件数しかございませぬ。一年間に国庫の補助をいただいで、この扶助に充てられる費用は約三億圓程度でございます。

扶助の決定の内容をちょっと簡単に申し上げますと、いわゆる金銭関係という事件が非常に多いわけでございまして、全体の三八%ぐらいでございます。それから不動産にかかわる裁判、事件が一〇%程度。最近では家庭事件が大変ふえてまいりまして、家庭関係、離婚、認知等の事件でございます。すけれども、これが三七%になっております。その他が一五%でございます。

これらの事件の特徴から見ますと、最近では家庭事件などは事件が終わってもなかなか依頼者にとつてみては経済的な利益はもたらぬ非常に少ないでございます。このために私たちがお立てかえをしていただ金が、事件が終わっても返ってこないという情勢が出てまいっております。どうしても

家庭事件というものはそういうものでございまして、一般の不動産事件みたいに何百万円も利益があるようなケースではございませんので、この立てかえたお金が回収できないという事実は、大変今後の私どもの扶助事業にとってゆゆしい問題でございます。どうしてそういうゆゆしい問題になるかと申しますと、国庫の補助金は年間七千四百百万円程度ですと、ここを経過しております。事件も二千数百件台にとどまっているという事は、まだまだ潜在的な需要者にこたえていけない。事件をふやそうとすれば、これに投資する資金が不足になってくる。もちろん、この弁護士費用の単価などもなかなか引き上げていけない。扶助のお仕事を担当していただく先生方は三重の負担をするわけでございます。弁護士でありますので、弁護士会の運営のための財源、会費を出し、扶助の事件を担当すればある程度の奉仕活動、その中からさらに弁護士自身の手数料、報酬から強制的に寄付を取って、この運営に充てているわけでございまして、弁護士会並びに弁護士から見れば三重の負担を強いられるわけでございます。しかし、弁護士法に法律扶助というものが弁護士会の責務であることが規定されている以上、われわれ弁護士としてもある程度の奉仕活動はやむを得ませんけれども、費用のないために国民が、本来扶助しなければならぬ人たちが埋もれているというところに対して私たちは重大な責任を感じている次第であります。この辺はどうしても国会におかれましても、あるいは政府当局におかれましても国庫補助の増額をひとえにお願いする次第であります。

私どもの窓口は全国に五十支部ございまして、ここには専任の職員が配置されております。弁護士会に働いておられる職員が法律扶助の事業も兼務で担当しているというのが現状でございます。この辺に、お金だけふえれば事業が伸びるという余地はもたらぬ考えられますけれども、一つの問題点でございます。運営費が、それに伴って何らかの財源を確保する方途を考えま

と、どうしてもその扶助事業の窓口から混乱を生ずるといふ点もございませう。法務当局などはよくそういう点を指摘されまして、窓口の整備ができてないところには十分なお金は出せないというところはよく言われます。私もそのために、何とか現場の整備をするために、五十一年度において十五億円基金構想というものを打ち出しました。幸い経済団体連合会の御協力を得ながら募金活動を開始したわけでございませうけれども、今日現在までわずかに一億六千万円程度しか集っておりません。その中から財団の基金を増額いたしました。現在財団法人の基金としては一億二千万円余になつております。私もこのような運営費を弁護士士みずから支出をして運営しているわけでございませうけれども、どうしてもこのような状況では法律扶助事業の将来は大変不安に思つております。

弁護士も自分が所属している会並びに弁護士会等の会費も年々増加してまいりまして、もはや現在では個人の会費負担は限界にきているのではないだらうかというようなことさえ言われる現状でございませう。私たちはこの運営費についても大幅な国庫の支出ができますように、先生方からひとえに御協力をお願いする次第でございませう。特に今回の法案の審議におきまして裁判の費用が若干引き上げられることは、私は個人としてはやむを得ないと思ひますけれども、その中で訴訟救助の運用について大幅な考慮がされたといはしても、なおそれによつて法律扶助の光から漏れてしまう国民の層はふえるのではないだらうかと私たちは不安を持っております。ぜひこういう点につきましても、多くの国民の方々がお金がないために裁判が受けられないという事態をなくすために、ぜひ法律扶助事業についても重大な御関心を持っていただきたいと思ひます。

○委員長(山田昭範君) どうもありがとうございます。時間が参りましたので、これで失礼いたします。○宮崎正義君 大変貴重な御意見を伺ひまして、

今日まで私も——私どもと言つては失礼ですが、私が法律扶助協会のあり方というものを不認識で、非常に恥ずかしい思いをいたしてあります。非常に御苦勞なさいていることに對して心から感謝を申し上げる次第でございませう。

いまお話が最後にごさいました今回の民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案改正に伴ひまして、この法律に對する訴訟というものに重ねて要請の御意向です。ね、言うならば、補助金なりあるいは運営費なりというものの對する件がおよそどれくらいあればいいのか、その基準になるのはやはり「法律扶助審査基準」というものをお出しになつてございませうが、このところで資力のことをお書きになつておりますが、「申込者およびその生計を同じくする家族の手取月収額(賞与を含む)の合計が次の基準内であるとき、扶助を決定する。」となつております。單身者が十万円、二人家族が十二万七千円、三人家族が十四万九千円、四人家族が十七万七千円となつております。この基準を今日の情勢に、経済状態の情勢等勘案して、どのような点までいけば、先ほどのお話にありました諸外国並みにも及ばないと思ひますけれども、どういふふうになりますか、二つの点について御所見を伺ひたいと思ひます。

○参考人(大屋勇造君) ただいまの御質問でございませうが、ただいま申し上げました法律扶助審査基準というものは今年度、五十五年度について法務当局と打ち合わせをした結果、若干の引き上げをしていただいたわけでございませうが、どうしても一定の資金の枠がございませうので、先ほど申し上げましても、一つは資力の基準がどうかという点と、もう一点は勝訴の見込みがあるという二つの基準が要件となつてございまして扶助費を決定するわけでございませうが、ただいまのところはこのような資力の基準でございませうけれども、全国に生活保護世帯が三百五十万ほどあると言われておるようでございませうが、これらを全部、現在

の国庫補助金が毎年六千四百万円、調査費が一千万円でございませうが、それに従来立てかえてきたお金が返ってきますので、その費用を入れても現在のところ約三億でございませうので、十分この人たちに扶助の光を当てていくということについては、せいぜい先ほど申しましたように二千数百億円程度でございませう。私も、少なくとも現在の時点でも一千万円ぐらいの扶助をすべきではないだらうか、そのくらいは扶助はあるのではないだらうかというふうな考へております。

それから、簡易裁判所の訴訟事件のうちで本人によつて訴訟されている、訴訟を進行している件数というものが司法統計上出ておりますけれども、五十三年度で見ますと、簡易裁判所の事件で総数が六万四千件のうち双方に弁護士がついてゐるものがわずかに五千五百件でございませう。それから、当事者双方とも弁護士がつかない、いわゆる当事者本人訴訟が四万九千件というふうになつております。そのパーセンテージは七六％でございませうので、好きの自分でなれない訴訟をおやりになる人はいないだらうと思ひます。いづれにしても訴訟費用の法律化といひますか、そういう面と、どうしてもお金を出せないという人たちが弁護士に相談もできず、なれない訴訟を本人でやっておるということもございませうので、五十三年度を見ても四万九千件もあるわけでございませうので、このうちの一万件ぐらいは扶助をしてさうかるべきではないだらうかと思つております。さらに、地方裁判所の事件でも本人訴訟率が一九％でございませうので、これらも当然法律扶助の対象になるケースであらうと思つております。一万件の事件をこなすには、やはり扶助費としては十億円を超える程度の費用が必要でございませう。

○宮崎正義君 訴訟費用が勝訴になつてから未回収というふうにお話がございましたね。その金額はどれくらいか、そして昭和三十三年からどのような期間に一番多かったか、今日の時点はどうであるか、その点を御説明願ひたいと思ひます。

○参考人(大屋勇造君) 三十三年から国庫補助を受けてまいつたわけでございませうけれども、私もまだ完全な把握をしてゐるわけではございませうけれども、四十九年度に自分の方で調査をしたときに、三十三年から四十四年度までで未回収といひますか、請求しても返つてこないであろうという金額は約二億七千万円というふうには推定をしております。現在の時点では三億ぐらいは回収できないのではないだらうかというふうな考へております。

その主たる理由としては、三十九年度からは、事件が終わつてもお金が返せない人たちに對してはすぐに免除をするという制度になつてございませうので、三年間だけはどうしても返還を猶予する手続をしなればならぬようになつてございませう。そのために、三年の間に住所が変わつたりや土地をお持ちになつてゐない方が多々ございませうので、どうしても住所は移動してまいりませう。それからもう一つは、死亡した場合に、相続人の捜索がなかなかできない。そういう捜索をするための費用もかかるわけでございませうので、そういう点から、どうしてもこういう古い、三年間はつておく間に放置されがちになります。それから、分割でお返しを願ふような制度にもなつてございませうので、月に千円、五百円というふうな形で返還を求めている間にやはり返還をしなくなつてしまふ。そういう人々を追跡したり、あるいは請求をするというふうな形がなかなか十分にできない、そのためにどんどんどんどん未回収という金額がふえてまいつてくるわけでございませう。

これは私たちの重大な責任ではございませうけれども、もう少し免除制度についての改善などを図ることによつてこれらの不良債権の出ることを防止することは十分可能でございませうので、現在法務省といひますその問題についても協議を続行しておるところでございませう。

第三部 法務委員会会議録第五号 昭和五十五年四月八日 【参議院】

以上でございませう。

以上でございませう。

以上でございませう。

○宮崎正義君 いまのお話を伺って、法務省の方からは回収のあり方が非常に不徹底じゃないのかという点もあるんですが、後で私が質問するときにそういう点を政府の方にたたくてまいりたいと思うんですが、いまのお話を伺いまして、大変御苦労なさっている。少なくともそれは、わかりやすい言葉で言えばたな上げのような形で、法務省が認可を与えれば、その未回収のものを詳細に書きまして、その理由等を書かれて申告をされて、三年間猶予してからのさらに許可を得なきゃならないという、そういう実情だと思ひますが、その辺につきまして、法務省との折衝が今日までどのようになっておりますか。

また、前の委員会、法律扶助協会と、それから法務省と弁護士会と三者がいまお互いが調査をして、そしてこの問題等も処理をしたいということをお聞きしておりますが、こういう点につきましても一言伺っておきたいと思ひます。

○参考人(大屋勇造君) 昨年の十月に法務省の方から私どもに、何とかこの不良債権を整理するための実態的な調査を全国一斉にやたらどうだろうかと御示唆をいただきました。私どもには十分経済的な力もございませんので、早速日本弁護士連合会と協議をいたしまして、日本弁護士連合会から若干の補正的な資金を出していただきまして、昨年の十一月から全国一斉に実態調査に入りまして、これはもう法務省からも全国の法務局の職員の方を動員していただいて一斉に調査をいたしました。一月いっさいに調査は完了したわけでございますけれども、現在法務省におかれてそのデータによるコンピュータ処理をやっておりますので、近くその結果が出るというふうに聞いておりますが、その結果を見た上でどのような改善策を打ち出すか、これは法務省と日本弁護士連合会と私どもの財団法人法律扶助協会との三者による英知を出し合つて、これらの点についての改善策を検討してまいりたいと思ひております。近く法務省からもいろいろな御示唆をいただけるものと確信しております。

○宮崎正義君 きょう私の受け持っている時間というのは非常に短いので、もっと具体的にいろいろなことをお伺いしたいんですが、その声を法務省によく耳をあげてもらつて受けとめてもらうというつもりで私はいるわけですが、最後に、このごろは集団訴訟の事件が多くなっています。金額の大きいもの、個人的には少ないもの、そういうもののに対する今日の御苦勞ですね、その点を一点御説明をしていただきたいと思ひます。

もう一つは、諸外国の先ほどお話がございました、とうてい及びがつかないというお話でございますが、簡単に御説明をしていただきたいと思ひます。

○参考人(大屋勇造君) 集団事件は四十七、八年ごろからぼつぼつ出てまいりまして、特にスモン、カネミ油症事件などを契機といたしまして多くの、一斉に二百人、三百人という大量の訴訟を打ち出すような形になってまいりまして、しかも大体が損害賠償事件でございますので、そういう方々の悲惨な生活の中からは、多少の資力があつても裁判の費用を出せないという方々が大部分出てまいりました。しかし、当協会の方ではたくさん資金がございましてしたので、それらの事件については原則として扶助する方向で検討してまいっておりますけれども、十分な、普通の事件と同じような一件当たりの単価で支出するわけにはまいりませんので、大体普通の事件の三分の一程度に単価を引き下げて、そのような形を受任の先生方の御了解を得ながら扶助をしてまいっております。その金額は全国で現在八千万円ほど出ておりますけれども、そのうちの、立てかえして返つてきた事件もございまして、立てかえの残としては約四千万円がまだお返しただけなない。もともと、係争中でございますので、四千五百万ぐらいはまだ未回収になつていっているように存じております。

戦いという形で大変ドラスチックな改革を打ち出したために、一挙に法律扶助事業というものは大きくなりました。その資金は現在一年間に四百億ぐらいが投下されているというふう聞いております。しかも、運営費まで国がある程度めんどう見ている。イギリスの方は若干アメリカとは違ひますけれども、一部有資力者の人には自己負担をさせたり、フランスあたりもそうでございますが、日本とはその規模において、あるいはその質において全く違ひようになつております。この点は、GNPを誇るわが日本において、法律扶助事業に限って申せば全くの後進性であると言われてもいたし方ない現状を私たちは毎日切齒扼腕しているわけでございますが、ぜひこの点についても先生方のお力添えをいただき、ますますこの法律扶助事業を拡充強化してまいりたいと思ひますので、今後ともよろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

○宮崎正義君 金額のこともお伺いをしたかったんですが、できれば御説明をお願いしたいと思います。これは資料を出していただければわかることでございますので、時間の関係で省略をいたします。

先ほどお話にもございましたけれども、勝訴の見込みのあるものというものが対象で、しかも無資力者である、資力のない人。その勝訴の見込みのあるとかないとかということ、こういうことで、先ほど簡易裁判所や地方裁判所等のいろいろなお話がございましたけれども、そういう点では法律扶助協会としてどういうふうに考えておられるか、その点を伺つて私は終わりたいと思ひます。

○参考人(大屋勇造君) 私どもには、扶助を決定する一つの機関として審査委員会というものを設けております。これには弁護士と、それから法務省からも審査の委員をお出しただいて、そこで窓口を通して弁護士がある一定の調査をいたしました。そこでこれは扶助相当という意見が出ますと審査の委員会にかけまして、そこで資力の点と、特に勝訴の見込みがあるかどうかの点を判断

するわけでございますが、これはあくまでも裁判所の判断ではございませんので、完全にどうというわけではございませんけれども、ある程度、民事ですと、大体証拠があるようなものであれば証拠を出し願つて一応の審査をして、九九％の勝訴ということではございませんので、一応の裁判所の判断を受けるに値するケースは、私どもの方は積極的に扶助をしてまいっております。その結果、全体では扶助をしたケースの中で完全な敗訴という率はわずか二％にしかございません。あとは勝訴判決、和解、調停、示談等によつて解決されておりますので、全く負けてしまったというようなケースはトータルでは二％程度の統計になつております。

○宮崎正義君 終わりたいと思ひましたが、最後に、財源のところ御報告していただいた中に、弁護士会の援助金が六千一百三十八万六千二百二十六万八千六百二十円、地方公共団体補助金等々とつとあります。それで、国の調査費補助金が八百万となつております。その他でございます。四十九年度から法律扶助事業の財源としてこれこれとありますが、非常に弁護士さんに負担をかけているということ、この点についてどんなふうな、私はその実態がわかりませんので、弁護士さんがこのような多額な負担をしてこの会の運営をしているという点に対して、何か御希望があればおつしやうしていただきたいと思ひます。

○参考人(大屋勇造君) ただいま先生の御指摘のように、弁護士会の援助金とその事件を担当していただく受任の弁護士さんから、これは強制寄付という形で取つておまして、手数料からも一割から二割、事件が終わつて謝金もいただけるようなケースについても一割から二割ぐらいの強制寄付を取つております。これのトータルが、全体の財源の中で弁護士会の寄付が約四七％、弁護士会の援助金が二五％ぐらいになつております。これは弁護士にとっては大変不興でございます。もともと安い手数料でやらされて、その中からさらに

そういふような中からでも寄付を取っていただかないと、現在の法律扶助事業を運営していくにはとうてい一円たりともこの寄付を取らなければ運営できない。あしたにでも破産するというような状況でございますので、大変弁護士会にとつて、あるいは弁護士にとつては苦しい事業の一つの正義という、正義のためにという一つの大きな柱で、大黒柱をしょっているために支えているだけであつて、これはどうしても今後地方公共団体の補助金なりあるいは国家からの補助金を運営費にについても十分いただいて、この事業をますます大きくするようにしなければ、日本の社会は法の支配と申しますか、民主主義の発展は法の支配とは不可分だということが言われておりますので、ぜひこれは国のお力をますます得たいといふふうに考えております。以上でございます。

二点だけ私も関連をしてお聞きをしたいのですが、いまお話を伺って、諸外国と比べてのはなはだしいおくれという問題もよくわかりました。日弁連がおまとめになった「法律扶助制度研究資料集」という、こういうりっぱな資料もいただいておりますが、これに関連して、一つの大きな将来の方向といたしまして大屋先生の御意見も伺っておきたいのですが、この日弁連の本によりまして、「法律扶助制度は、いまや「訴訟における社会保障」の中核であって、と、こういうようなお考えを述べておられます。私も非常に大事なことだと思えます。そういう点から言いますと、私どもとしては将来の展望としては国費による裁判扶助制度を全面的に新設をするという方向が検討されるべきではないかと、こう思っておるんですが、この本でも「法律扶助は、広く、深く、国民

○参考人(大屋勇造君) 私どもは、ぜひこの点を
 こういうふうに改善してほしいということは常々
 考えております。橋本先生からいま言われました
 ように、この事業は国家的な事業でもあり、弁護
 士の責任でもございます。したがって、国民のサイ
 ドから見れば現在の制度は立てかえてございま
 すのでどうしてもメリットがないと、これはぜひ
 一定の資格要件は定めても給付制度に変えてい
 くべきではないだろうかという点が一点でござ
 います。これは日弁連においてもどうしても給
 付していくべきだ、多少のお金がある人はもちろ
 ん立てかえというような形でも結構でございま
 すけれども、そういう枠をはめて、片方、一定
 の困っている方々に対しては返還を求めてい
 かない、多少資力のある人に対しては返還を求
 めていく、こういう二本柱にしたかどうかという
 ことを

現在までのところ大体運営に当たっておりますのは弁護士だけでございます。ただいま私の方の会長の方針として、もう少し民間の有識者の中から理事になっていただいて、やはり国民サイドからこの運営をしていくべきではないだろうか。弁護士会あるいは扶助協会の独善になってはいかぬと、こういう二本柱が現在、改善の方向に向けての検討されているところでございます。

○橋本敦君　わかりました。

それから勝訴の見込みという問題ですが、たとえば家庭事件なんかの場合は、子供を抱えて別居中の妻が夫から不本意に離婚の申し立てをされる、夫の方に明らかに非がある、離婚原因も法律上認められないというように考えられる。そういう意味では、そういう場合は勝訴の見込みがあるということができる、可能性があるし、また、そ

るといふようなことで、サラ金に類する被害を受けるということも言えない事情もありますね。そういう被告の立場に立つて訴訟を起こされた、そういう場合の勝訴の見込み判断というのは、これまた非常にむずかしいと私は思うんですが、そこらあたりは実情はどうなっておりますか。

○参考人(大屋勇造君) 被告事件についてはもちろん相当扶助してまいっておりますけれども、その場合の勝訴の見込みという点は非常に彈力的に私どもは運営しておりますて、相談に参られた方が確かに証拠から見れば負けるかもしれない、しかし辛い民事事件でございますので、そういう方々のためには積極的に弁護士を関与させて、同じく方々負けるにしても完全な敗訴にならないようなことでも依頼者は満足し得るわけでございますので、勝訴の見込みというのは完全に厳しくは審査し

ん扶助しております。特に、たとえば賃料不払いのような明け渡しを受けた場合に、賃料不払いでございますので、証拠から見れば当然これは結果は明らかなケースがたくさんございますけれども、同じ建物を明け渡されるような立場の人でも、弁護士が関与することによって、ある程度の和解なり示談なりあるいは期間が延長されるというケースもございますので、私どもとしては積極的にそういうものも扶助してまいっております。

○橋本敦君　わかりました。結構です。

○円山雅也君　きょうは御苦勞さんです。一言だけお尋ねいたします。

私も法律扶助制度については大変重要性を認識しておりますが、ぜひともこれは何とかしたいと考えている一人でございますが、過日——先月の二十六日決算委員会ではやはりこの問題を取り上げ

して法務省は、それはどの必要はないと言って大蔵省に一億ぐらゐの請求をした。そして、大蔵省はさらにそれもまた必要ないというので削って、從來どおり七千何百万。そのときにいま人権局長おられるから覚えておられると思いますけれども私は、決算委員会で人権局長に、扶助協会の運営について一体法務省はそんな少ない予算で十分だと考えているのかと言ったら、人権局長は、現状ではこれだけの予算でもって扶助の運営は十分と考えますという意味の御答弁をされた。そうすると、扶助協会二億何千万法務省にお願いをしているというのに、法務省の方はいままでで十分だと言っている、協会の方は二億何千万必要だと言っている。そうすると協会の方が何か詐欺、ペテンといひますかね、もっと下さい、よけいに必要のない費用を請求しているようになったやうなわけでは

受けるまでもなく、私も弁護士の人ですから、あんな予算でできっこないということは、各国との比較においてもあれで法治国家だなんて言えるかというぐらい、法務大臣に申し上げたんですが、ひとついまの補助金額でもって十分にやっていたのかどうか、その点を一つだけお答えをいたしたい。

○参考人(大屋勇造君) これは現場をあずかる私としては大変お恥ずかしいことでございますけれども、二千数百件程度の事件ならば一応弁護士もがまんしいしいやつていっているという実情でございます。そして、もう少し単価の点についても、特に保全処分の保証金が私どもは一件当たり五十万円しか支出しないようにしております。と申しますのは、保証金は現在百万とか百五十万とかという事件もございまして、一人の人次々たくさん出して

しまうと多くのに出せないという点がござい
すので、五十万円で一応保証金はストップとい
ふようにしておるわけですが、そのために保全処分
を必要とするような事件が扶助できないという結
果がございまして、一昨年も衆議院の方で大変お
しかりを受けたわけでございまして、その点が私
としてはいすれにしても残念でございまして、どう
せん民事事件でございまして、保全をしておきま
せんと判決をもらつても絵にかいたもちというこ
とになりかねないので、最近では保証金がないと
いうことを弁護士先生方もよく知っておりまし
て、幾らいま保証金があるかと言われても、いや
先生ないんですよと言つて、せつかく扶助になる
ケースでも扶助できないということが恐らく全国
でも五十件や百件は出てきているのであらうと思
います。弁護士さんの方で申し込んでこないわけ
です。裁判所へ行って保証金が幾らだと言われ
ると、これは扶助協会へ行ってもだめだと言つて
窓口においでにならない人たちのケースも含め
ると、私は百件ぐらいのケースはあるんじゃない
らうかと思つております。そういう意味で必ずし
も十分とは言えませんが、現在の二千数百
件程度であれば何とか運営をしているという程度
でございまして、先ほど申しましたように、潜
在的な需要者にも手を差し伸べるためにはどう
い現在の補助金では足りません。

○委員長(釜山昭範君) この際、大屋参考人に御
礼を申し上げます。

○委員(大屋勇造君) どうもありがとうございます。
本日は御多忙のところ御出席をいただき、貴
重な御意見を聞かせていただきました。ことにあ
りがとうございました。委員会を代表して厚く御
礼を申し上げます。ありがとうございます。

○参考人(大屋勇造君) どうもありがとうございます。
○宮崎正義君 法律扶助協会のいろいろな御意見の
ことにつきまして、だんだんと質問の中でして
いきたいと思いますが、まず、いま大臣、扶助協
会の参考人の方があるお述べになったことに対
して、法務大臣としてはどんなふうな受けとめ方を

されているのか、これをひとつ最初に伺つておき
たいと思います。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私どももただいまお聞
きしております。大変御苦勞なさいていらつし
やるんだなあとということを痛感いたしておるわけ
であります。さればこそ今度法案を提出して御
審議を願つておるわけでありまして、なおこうい
うことの充実のために努力をいたしたいと思つて
おります。

○宮崎正義君 その努力は何の努力をされるん
ですか。どういふ方向で努力をされるんですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) これはもういろいろ
面において努力をしなければならぬと、こういふ
方向に努力をしなければならぬと、こういふ
方向に存する次第であります。

○宮崎正義君 いろいろ、いろいろじゃわかりま
せんけれども、その補助金問題は、これは私も
予算委員会でもいふん取り上げてまいりました。
しかし、どうしても国民のための必要なもの
は思い切つて大蔵省をさがさばすつていくよ
うな考え方であらねばならぬと私は思つていま
す。この点、私の言っていること間違ひござい
せんか。

○国務大臣(倉石忠雄君) できるだけ私も皆
さん方の御要望が達せられるためにはどういふ
ことが必要であるかということについて相談をいた
しまして、努力をいたしたいと思つております。

○宮崎正義君 人権擁護局長、円山委員からもお
話がありました。それで、いまの扶助協会の参考
人の考え、意見もずうつと聞いておられて、どん
なふうに受けとめられておるか、そして今後局長
としてはどういふ方向で臨んでいくかとされるの
か、その点を伺つておきたいと思つます。

○政府委員(中島一郎君) ただいま参考人の意見
の陳述伺つておりましたが、扶助協会の運営の実
態というものはおおむね参考人のおっしゃつたよ
うなことであるというふうに私も理解いたしてお
ります。ただ、参考人の御意見にわたる部分につ
いては若干われわれと見解を異にされる点がある
というふうに考えておたわけでございます。

まず第一に気がつきましたのは、潜在需要とい
うことを申されたわけでございます。現在の扶助
件数、確かに二千六百件前後ということになりま
す。それに対して参考人は、潜在需要も少なくと
も一万件はあるんじゃないかというふうな数字も
お挙げになったわけでありまして、一万件という
ことにもまあこれ根拠があるといえはるというこ
とになります。それでは、どういふ数字で、どう
も考えますのに説得力のある数字というわけには
まいらないのではないかと、どういふふうに考え
ます。私どもとしては従来この制度についてのPRも
おられます。その結果、扶助協会の窓口を訪れる
国民の数が、そのうち扶助の要件に適するものが
現在のところ二千五、六百というところであります
から、どうしても需要といふものをこの程度のも
のといふふうに考えざるを得ないというところが
提になります。そこで私もいいたしましては、
扶助協会の方では潜在需要とかいうことをおし
やるわけでありまして、そういうものについてど
うもその資料と申しましようか、データと申しま
しようか、そういうものに乏しいという点がある
ということがまず第一点でございます。

○宮崎正義君 時間がありません。

○政府委員(中島一郎君) はい。それからもう一
点気がつきましたのは、運営費といふことをおっ
しゃつておりました。確かに運営費の問題、重要
な問題であります。扶助協会からは運営費も補助
金で賄うことができるような制度にしたいと思つ
た。しかし御意見のあること承知いたしております
です。しかし扶助協会というものは、これは財団法人
でありまして、国はそれに対して予算補助をして
おるといふ、こういう立場でありますので、運営

費まで国費で出すということになると国の直営と
変わらなくなるというふうな問題も考えていかな
ければならぬんじゃないかという問題もございま
す。

いすれにいたしまして、扶助事業というものは
きわめて重要な問題でありまして、私どももそ
の充実安定を願うという気持ちにおいては人後に
落ちないつもりでありまして、まあいろいろ
の問題がある。で、実態をまず知ることがその
改善のために必要ではなからうかというところで、
先ほど参考人の御意見にもありましたように、実
態の調査を始めております。行つております。そ
れから、人権擁護局と扶助協会と日弁連におき
まして基本的な問題の研究もやろうと、こういふ
ことになっておりますので、その研究の結果ある
いは実態調査の結果を踏まえて、この制度の
充実、安定のために努力してまいりたい、このよ
うに考えております。

○宮崎正義君 もともとこれは国がやらなきゃな
らないのです。それがまず第一点です。

それから、先ほどPRしていただくとおっしゃつて
ますけれども、これは私が調べたところによつて
ますと、昭和四十九年度に五百万これは支給され
てやつたという程度で、あとは何にもやつてない
ことなんです。PRがどうのこうのといふ問題
がありますけれども、時間がないので、この扶助
協会の問題についてはこれでやめます。また後日
じっくりとこの問題は擁護局長と話し合いをして
いきたいと思つます。

次に、今度の民事訴訟費用等に関する法律及び
刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案、この
提案理由の説明の中に、本法の改正の理由として
「経済情勢の変化」といふことを大臣は言つてお
られます。訴訟費用を経済情勢の変化、上昇によ
つて増額するといふことが果たして妥当であるか
どうか、これも私もちょっと疑問なんです。つま
り私の言いたいのは、物価が上昇すれば訴訟の目
的の価額は当然増大するので、それだけ裁判所の
手数料あるいは訴状貼用印紙額の増大だといふこ

○政府委員(中島一郎君) はい。それからもう一
点気がつきましたのは、運営費といふことをおっ
しゃつておりました。確かに運営費の問題、重要
な問題であります。扶助協会からは運営費も補助
金で賄うことができるような制度にしたいと思つ
た。しかし御意見のあること承知いたしております
です。しかし扶助協会というものは、これは財団法人
でありまして、国はそれに対して予算補助をして
おるといふ、こういう立場でありますので、運営

○政府委員(中島一郎君) はい。それからもう一
点気がつきましたのは、運営費といふことをおっ
しゃつておりました。確かに運営費の問題、重要
な問題であります。扶助協会からは運営費も補助
金で賄うことができるような制度にしたいと思つ
た。しかし御意見のあること承知いたしております
です。しかし扶助協会というものは、これは財団法人
でありまして、国はそれに対して予算補助をして
おるといふ、こういう立場でありますので、運営

○政府委員(中島一郎君) はい。それからもう一
点気がつきましたのは、運営費といふことをおっ
しゃつておりました。確かに運営費の問題、重要
な問題であります。扶助協会からは運営費も補助
金で賄うことができるような制度にしたいと思つ
た。しかし御意見のあること承知いたしております
です。しかし扶助協会というものは、これは財団法人
でありまして、国はそれに対して予算補助をして
おるといふ、こういう立場でありますので、運営

○政府委員(中島一郎君) はい。それからもう一
点気がつきましたのは、運営費といふことをおっ
しゃつておりました。確かに運営費の問題、重要
な問題であります。扶助協会からは運営費も補助
金で賄うことができるような制度にしたいと思つ
た。しかし御意見のあること承知いたしております
です。しかし扶助協会というものは、これは財団法人
でありまして、国はそれに対して予算補助をして
おるといふ、こういう立場でありますので、運営

とはそういう形であらわれてくる。今回の改正の
ように比率を上げるといことは、国民に物価上
昇以上の負担をかけることになるんじゃないや
いか、物価上昇と同じような比率で考えて物をや
つていく、こういうふうなことから考えていきま
すと、申し立て手数料の額を算出する基準にまで
変更を加える必要がないんじゃないかと、こんな
ふうにも思うわけです。

この点について、それから、時間がありません
ので、一つだけしかもう言えなくなつてしまつ
たんですが、この十月一日から施行しますと、こ
の収入額はどれくらいになつて、どういふふう
に使われていくのか。先ほど調査部長もおそばで十
分聞かれております。その費用をどんなふうに戻
してやろうかなというふうな考え方を大臣の方に
申請するか、申し出るかというふうなこともあわ
せながら伺つておきたいと思ひます。どうです
か。

○政府委員(枇杷田榮助君) まず第一点の点でござ
いますけれども、確かに経済事情が変動いたしま
すと、客観的には同じものでありまして訴訟
物の価額としては上昇するといふことがございま
す。したがって、それに合わせて訴えの場合に
張る印紙代も上がっていくといふことは御指摘
のとおりでございます。しかし、御承知のとおり
一律の率で計算されるものではございませんで、
訴額が多くなれば減額していくといふ、そういう
やり方をとつておるわけでございます。現行法で
申し上げますと、三十万円までの分は一%、それ
から三十万円から百万までのものは〇・七%……

○宮崎正義君 申しわけないけれども、その内容
は前に聞いていますので、簡略に……
○政府委員(枇杷田榮助君) 百万以上は〇・五%
といふことになっておりますので、したがいまし
て、訴訟物の価額が、たとえば三十万円のもの
が三倍に実際上経済的に上がったとしますと、九十
万円という訴額になりますが、その三十万円から九
十万円までの部分の六十万円については〇・七%

がかかります。したがって、その点、上がる
前とは手数料額が経済的には差があるといふこと
に相なるわけでございます。その点を考慮いたし
まして今度の改定案を作成したといふことになつ
ておるわけでございます。したがって、ほか
のものとは違ひまして訴えの場合に張る印紙代
は、先日もお答えいたしましたけれども、総額平
均いたしまして八・五%の増額といふことに相
なるわけでございます。

それから第二点でございますけれども、私ども
の計算によりますと、この改正案によりますと、
平年度で約八億八千万円の増収になるものと考
えております。ただ本年度は、十月一日からの施行
といふことでございまして、その半分の四億四
千万程度といふことに相なるうかと思ひます。そ
れだけ国庫収入が上がるわけでございます。しか
し、その国庫収入は、現在の予算の立て方が御承
知のとおり歳入歳出というものは厳格に分かれて
おりますので、歳入が上がったからといって直
ちに歳出増につながらないといふものではござい
ませんし、もとも今度の改定の事情の一つとい
はして、裁判所側でかかつておる経費がやはり物
価上昇等上がつておるといふことも一つの背景と
してあるわけでございます。したがって、その
分はすでに歳出予算で見られておるといふ面も
否定できないわけでございます。したがって、ま
して、歳入が上がったからといって、当然にそれ
に見合う何か別の歳出予算が組めるかといひま
す。理論的には問題があるところでございます

が、しかし、私どももいたしましては、裁判を利
用される方々、裁判制度を利用される方々の負担
が重くなるわけでございますので、裁判制度を利
用される方々のためになる予算が、これを機会に
大蔵省の方でも考えてもらつたといふうなことが
できれば大変幸甚である。恐らく来年度の予算折
衝の際には、そのような事情も一つの事情として
はいろいろな経費要求の際の説明材料といふこと
には相なるうかと存じております。
○宮崎正義君 これは時間ありませんから、ず

つとやりたいんですけれども、この程度でやめま
すが、嚴重に大蔵省揺すぶつてやつてもらいたい
と思ひます。

それから最後に、時間がないので残念なんです
が、民訴の訴訟上の救助の問題で、百八条、百
九条、百二十条とありますが、この件につきま
して、当然これは法のもとに国民は平等である
という立場の上から考えていって、この法律を改正
をするか改定をするか、条項を差しさすか何か
して、もっとできた法律の時代より時代が大きく
変わつておる今日において、そういう改正のお考
えがあるかどうか、この点について伺ひしま
す。

○政府委員(枇杷田榮助君) 訴訟救助の点につ
きましては、この制度が民事訴訟法の中に規定が
ございまして、比較的利用が少ないという感
じを私も抱いておりました。

それがその必要がないからだといふことは、先
ほどの法律扶助の点の御議論から伺ひましても必
ずしもそうは言えないわけでございますので、ど
うかに問題はあろうという気はいたしてござ
います。ただ、この法律制度そのものはかなり幅
く救助できるような仕組みになっておるわけ
でございますので、むしろ運用といひますか、ある
いは訴訟当事者のこういう制度についての認識と申
しますか、そういう点にむしろ問題があるのじや
ないかという考えでおりますので、法律制度とし
て現在改正の考えは持つておらないところでござ
います。

○宮崎正義君 この適用を受けて今日までのよ
うな件数があつて、どういふふうな決裁をされて
いるのかどうか、また未決裁のものとか、そう
いふふうな件数等を御説明願ひたいと思ひます。
○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 訴訟救助
事件の申し立て件数は、年間にして千二百件程
度でございます。その申し立て件数が具体的に認め
られたあるいは却下されたという中身は、統計をと
つておらないのでわかりませんが、その年度に既
済となつた事件の中で訴訟救助が許与されてお

る事件を見ますと、大体四百数十件から六百件程
度の件数が計上されておるわけでございます。

○宮崎正義君 そうすると、六〇%ぐらいは既決
されておるといふことになるわけですね。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 申し立
た時期と終結をした時期がずれてまいりますの
で、必ずしも年度の一、二百件とたとえば六百
件が対応するといふことではございせんが、大
体の年間の件数が同じようなところから見ますと
そのように言えるのではないかと、いふふうに考
えております。

○宮崎正義君 最後にもう一回調査部長に、この
法規定は弁護士費用等含まれてないわけだ
すね。それから、そのかかった費用に対しては猶
予するといふ、こういう規定しかないわけだ。こ
の点なんかのお考えをちょっと伺つておきたい
と思ひますがね。

○政府委員(枇杷田榮助君) 弁護士費用が、実
際上訴訟をやる場合に当事者が負担する金額とし
ては一番ウエイトの高いところになります。それ
を、訴訟救助の対象と申しますか、その前提とし
て民訴費用の中に入れるかどうかといふことが
かねがね問題になっておりました。各国でもその
うな弁護士の訴訟費用化、したがって、それ
ができませんと訴訟救助の対象にもなり得るとい
ふことになるわけでございます。わが国でも
ことが行われておる国もございまして、それが
かねがねそのことが議論されておるところでござ
いますけれども、その弁護士の費用の訴訟費用化
といふ問題につきましては、これはまあ理論的に
は必ずしも弁護士強制制度といふものとつなが
るものとは言えませんが、諸外国でも強制制
度と結びつけて実施しているところが多いござ
います。また、実際問題からいたしましては弁護
士をつけている者はその費用を訴訟費用として取
れるとか、あるいは救助を受けられるとか、一
方、つけてない者はそれまでといふことではパ
ラッスととれないといふ実際の面から申しまして、
弁護士強制制度が是非かといふ問題にも絡んで

まいります。

それからまた、そのようにいたしますと、ただ現在のように依頼者と弁護士との間での自由な取り決めによる報酬ということそのままでそれが費用化されるということは、若干問題がございますので、報酬のいわば規格といえますか画一化ということが伴ってまいります。そういうことがまた現状に合うか合わないかというふうなことがございまして、ドイツあたりでもそういう規格化をするために弁護士会からかなりの反発があり、またそのために訴訟の手続きが行われるのではないかとというような指摘もあるわけでございます。

そういう面から、総合的にいろいろ考えなければならぬ面がございますので、私もかねがねそれは一つの大きな考えるべき課題として検討いたしておりますし、弁護士会とも十分に打ち合わせながら将来の問題として研究を続けてまいりたいと考えております次第でございます。

○橋本教君 この問題で、プリンスブルな問題ということになりますと、裁判の費用というものを大体だれがどの範囲で負担するのかという、こういう考え方の整理が要すると思うんですね。しかも、その整理のベースになる考え方としては、やっぱり旧憲法時代と違って今日の新しい憲法というこの問題、つまり国民の裁判を受ける権利という課題、そしてしかも、権利意識の向上という民主社会に不可欠のそういう民主主義的傾向への進歩、こういうものがいろいろあると思えます。

そういうわけで、この法案では四十六年に比べて物価上昇とのバランスで大体三倍という御意見が出ていますんですが、それはそれとして、プリンスブルな考えとしてどういうお考えをお持ちなのか、まずこの点を伺わしていただきたいと思えます。

○政府委員(枇杷田泰助君) 裁判にかかる費用をだれがどの程度に負担すべきかということは、いろいろの要素から考えなければならぬ、むずかしい問題でございます。ただ、刑事訴訟と違いまして、民事訴訟は私人間の紛争でございます。そ

れから実態をいたしまして、訴訟狂と極端な場合には言われるような乱訴ということも現象としてはあるわけでございます。そういうふうな実態を踏まえて考えますと、本来裁判制度というのは国の重要な制度でございます。いわば一種の公共財として当然国が用意しておかなければならないという問題でございますので、原則はやはり国が全部賄うというのが原則であるかと思えます。

しかし一方、私人間の紛争でございます。したがって、いわば一生のうちに全然裁判ということに關係のない人もおられる。そういう方の目から見ますと、いわばけんかしている、どっちが悪いかわからないけれども、けんかしている者の裁きをするのに、全部おれたちの税金でやらなければいけないのかというふうな感覚もあるだろうと思えます。

それからもう一方、先ほど申しました乱訴の防止ということもある程度考えなければいけないという点から考えますと、若干の負担はやはりその裁判制度を利用なさる方に負担をさせるということとはあってもいいのではないかと。諸外国の例を見ましても、ある程度の負担をさせておられるというところが通例のように承知いたしておるわけでございます。

また、その負担をどのぐらいしたらいいかというところが一つの問題になるわけでございますが、現在の制度は訴えを起こします際に、先ほど申し上げましたが、一審の場合には訴額の1%というのを最高の額にしておるわけでございます。ドイツなどでは最高の場合には5%取っているような例もあるようでございますけれども、先ほど申しましたような考え方からいいますと、まあ1%ぐらいいを取っているのはそれほど、裁判を受ける権利というふうな面から言いますと、また原則的に国がやるべきであるという点からしても、これは差し支えないのではないかと。ところで、従来からそういうたてまえをとっておりますので、今度の改正案でもその点は維持したわけでございます。しかし、それが2%ではいけないのか、あ

るいは○.5%ではいけないのかということになりますと、そこら辺についての数字的な説明は私もとしましてはしたいわけでございますが、感覚としては、最高でも1%というのが一つの切りのいい、何といえますか妥当な線ではないかというふうに考えておるわけでございます。

そのほかに、裁判所に納める費用以外に、いろいろ訴訟について費用がかかるわけでございまして、そういう問題につきましても、またそれは全部当事者が負担すべきものなのか、あるいは敗訴者に負担をさせるべきものなのかの範囲なんだとか、あるいは貧困者についてはどうするかというふうな問題があるわけでございまして、それが先ほどの法律扶助の問題にも絡んでまいらるかとは思いますが、非常にむずかしい問題で、国民全体の生活水準、経済事情、あるいは国民の権利意識、そういうものの動きというものと無関係ではないと思えますけれども、私もといたしまして、現在の制度は、現在の実情からいたしましてその妥当な線をにらんで、敗訴者負担を原則として、訴訟費用の範囲は費用法の方である一定の範囲内にとどめるというふうな措置を講じておりますので、この点が全然問題がないことではないと思えますけれども、一応現段階では妥当な線を維持できているというふうに考えておる次第でございます。

○橋本教君 実際1%が妥当かどうか、数字的な根拠は私もおっしゃるとおりこれはむずかしいと思っております。しかし、原則的な考え方としては、近代民主社会ということ、憲法上の要請から言っても、裁判費用は原則としてやっぱり国がそれなりめんどうを見ると、だから、つまり民事訴訟費用のたてまえでも実費弁償主義とはならない、これは当然の過程だと思っております。そうだとすると、いまおっしゃった敗訴者負担という問題がありま

すから、だからそういう意味では、その点でも乱訴は防げるという意味があるんです。それから、当事者同士のけんかだからというお話がありますが、これはまさに当事者主義に基づいて敗訴者負

担という制度がある。だから、そういう制度があるので、なおさら私は、訴訟費用そのものについては国が責任を持って行うという方向づけをやっぱり強めた方がいいんじゃないかという私は意見を持っていますね。

それにしても、どれぐらいの費用が妥当かということではきつちり学問的な数字が私は出るものではないと思っておりますけれども、沿革からいいますと、私が聞いていたところでは、大体この裁判費用のアップがあったのは、明治時代は日露戦争の戦費調達という緊急の要請があったところから引き上げられたという経緯がある。こういう経緯があるというように聞いておるんですが、これは考え方によつては大変ひどい話なんです。だから、現在の場合も、国の説明は物価が三倍に上がったことを一つのめんどにおっしゃっているけれども、いまの国の財政危機の問題から、一般的に公共的手数料及び増税方針というのが政府としては必要だと、そういうバックグラウンドがあるんじゃないか。もしそうだとすれば、いまの財政危機は国民がつくったものじゃないという私どもの反論があるわけで、単に物価が三倍に上がったということだけじゃなくて、その背景にはいまの政府のやっているいわゆる国民負担の増大方式、財政危機解消のための、これが基礎にあるんじゃないか。だからこそ今度のこの問題についても、一般的に裁判費用だけじゃありません。要するに、各種手数料等の改定に関する法律が出てきた、そのことを根拠として受けているんじゃないか、私はそういう危惧を持っているんですが、いかがですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 確かに財政的な面から考えますと、現在のような赤字国債発行のような時代には、なるべく国庫の収入を多くしようという意味で手数料一般について値上げは考えられるというところは、これは否定できないところでございます。そういう意味からも財政当局の方から費用法についても考えたかどうかというふうなことはもう数年前から実は話があったわけでござい

ます。しかし、私も、それは確かに国庫の収入に關係する面ではあるけれども、民訴費用法というのは、裁判手数料というのは、これは一般の行政手数料とは性質が違ふということがありまして、そうほかの手数料が上がったから当然上げるべきだといふふうには考えないという態度を維持してまいりたうでございます。

しかし、また考えますと、先ほど申し上げましたように、裁判にかかる費用について税金という形で一般国民が負担をし、当事者が一部を負担するといふ、そういう両方の感覚からいたしますと、余りにこの民訴の手数料を据え置きのままにいたしますと、一般国民の税金による負担部分が相対的に重くなるということになります。そこら辺の均衡が崩れるということはやはり手数料を取る意味からも問題であらうといふふうに考えておりました。また民事執行法が制定されます際に、いろいろな手続が変わり、申し立ての名称とか種類とかが変わつてまいります。それに伴ひましてこの費用法も手直しをしなければならぬ。その機会に、それは財政当局の方から見直しをしたらどうかといふふうなことも考慮に入れなかつたといへば私はうそになります。そういう過去の背景も含めまして、ただやはり基本は、裁判手数料として税金とそれから当事者との負担の割合が比較的公平にいふようにいふ見地を主眼として今度の改正の際に配慮いたしたつもりでございます。

○橋本教君 確かに私が指摘した点も、そういう背景があるといふことはおっしゃるとおりですが、それにしても、先ほど御答弁いただきましたように、平年度でわずかに八億なんです、印紙がふえる増収は。だから、いまの財政危機で八億といふのは貴重だと國が言へば貴重ですけれども、全体として言へば八億は他の歳出削減ということと、不要不急の経費を削るならば八億どころじゃありません。これは私はもつと法務省ががんばつてほしいという意見は残ります。

さて、次の問題ですが、その費用ということに

関連をして資料をいたしておりますので、實際「貼用印紙額の推移」といふのを見てまいりますと、四十六年が約十八億九千九百万、それで五十六年になりますと四十五億六千九百万、約四十六億でございます。この数字は間違ひございませんか。これは裁判所の方ですか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 間違ひございません。

○橋本教君 それを、四十六年を一〇〇としたしますと、パーセントにすると二七〇%増、約三倍近い増といふことになっております。仮にいま八億平年度で入るといたしますと、大体五十三、四億になるわけですね。それを十八億九千九百万、約十九億と比べますと何%というアップ率になりますか。見当で結構です。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) にかかな計算はちょっとできませんが……

○橋本教君 約三二〇%ぐらいになるでしょう。○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) ちょっと失礼いたしました。もう一度御質問をお願いしたいと思ひます。

○橋本教君 もう一度お尋ねいたしますと、四十六年が約十九億でございますね。それで五十六年が四十六億でございますね。だから、これを私がパーセントに引き直しますと二七〇%アップと、こうなつてゐるわけですね。それに平年度八億が入るといたしますと、大体五十五億以降は私の見込みでは五十五億ぐらいになるんじゃないかと思ひます。だから、五十五億入るといたしますと、四十六年の十九億との比率は三〇〇%を超すのではないでしようかという質問なんです。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 仰せのとおりになると思ひます。

○橋本教君 それでは、物価は上がったと、こうおっしゃりますが、当然に訴訟物の価額も物価上昇に応じて上がつてゐるので、それにスライドしていまの制度でも印紙額は上がるわけですね。すでに印紙額は現在の制度ですと約三倍近くは増収になつてきてゐる。それに八億加えればもう三倍を

超す増収になる、こういう關係になるわけですね。だから、裁判費用を国民に負担させるというけれども、實際訴訟を受ける国民は印紙代をもう四十六年に比べて約三倍近く払つてゐるので、いまの制度で。だから、これにさらに今度の改正になりますと、それ以上払うという、こういうことになるわけですね。

もう一つは、裁判費の暦年予算額の調べで資料もいたしておりますが、四十六年度では二十九億六千二百万円ばかりですが、いやいや二百九十億、これは単位がどうなりますか、裁判所。単位は千円ですね。それで、五十四年というように比較しますと、裁判費つまり人件費及び官費その他を除いた費用は二倍、二〇三%の程度だと私、思ひますが、大体これは間違ひありませんか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 間違ひないと思ひます。

○橋本教君 だから、この關係から明らかにありますことは、国民はすでに裁判を受ける際の手数料は四十六年に比べて三倍程度に納めておる。ところが國が出す裁判費予算は二倍程度にしかふえていない。逆に言ひますと、國民から言ひますと、サービスの低下とまで私言ひませんけれども、そういうアンバランスが出ておる。その上に今度三倍に引き上げるという合理的理由が、こゝろ私が指摘した計算から総体的に大きく見ますと出てこないんじゃないかと疑問を私は持つてゐます。このあたりは何かがお考えですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) ちょっと細かなことを申し上げて恐縮でございますけれども、先ほど先生は四十六年を基礎におつしやいましたけれども、実は現行法ができましたのが四十六年の十月からでございますので、したがひまして、この四十六年の金額の中には安い時代の分が半年分まざつておりますので、正確な計算からいたしますと、先ほどの推定から言ひまして三〇〇%までは実ははいかないと、細かなことでございますが、恐縮ですが、そういう点がございまして、それから、裁判所の予算の關係も確かにそれで

ございましてけれども、物品費だけではなくて、裁判所の予算と申しますのは大体九〇%は人件費でございます。そういう面から申しますと、必ずしも、何といひますか、予算の方が少ないといふことは言えないのではないかと感じておるわけでございます。

○橋本教君 人件費まで入れて話をし出すとまたもとへ返つて、大体裁判の費用をだれがどれだけ持つかという國の制度との關係でややくしくなりまふ。だから人件費は人件費の問題として除かなくちや私は話はスムーズにいかないと思ひます。まあいづれにしても、いま御指摘になつた若干のパーセントの違いが、私もその点不明であつたわけですが、あるとしてもね、私が指摘した問題というのは總体的に描けてゐるわけですね。だからそういう意味で、私は今度の三倍といふのはすぐ合理的に、いままでの指摘した資料から見て出てくるというふうには必ずしも思ひないという疑問がまだ残ります。

そこで、時間がもう参りましたので最後にお聞きをしたいんですが、仮にこの法案が通つて費用がアップされるといふことになりましたと、一つはやっぱり訴訟救助制度の弾力的な運用とそれによる救済といふ実をどんどん上げていかなくちやならぬという方向を、しっかりとやれば裁判所は踏まえて検討してもらいたいという要請が一つ。これに対して裁判所のお考えはどうですか。

それからもう一つは、先ほどから出ております法律扶助制度の充実の問題がございまして。中島局長も、これを充実させることについてはその熱意は人後に落ちないという御答弁をなさつておられます。実際、検討や研究会を通じて新たな方向もまた見出していきたいと、こういうお話でございますが、さしあたりの問題といたしまして、年額約七千万円の國の補助金は、これはやっぱ費用を三倍に國が上げるんですから、この補助金は私三倍とは一挙に申しませんけれどもね、少なくともこの補助金は来年度以降は大幅にアップするように局長にひとつ力を入れていただきたいとい

う考えを持っておりませんが、いかがでしょうか。
この二点を伺って質問を終わります。

○最高裁判所長官代理人(西山俊彦君) 最初の訴訟救助の關係について申し上げますが、訴訟救助を付与するかどうかというのは、個々の事件を担当する裁判官が判断して決定すべき事柄でございますので、事務当局の立場からは断定的な言い方はできないわけでございますが、訴訟救助の要件といたしましては無資力の点がございます。この判断は結局資産と収入、それに対応しての訴訟に要する費用、この比較考量によって決まってくるということになるわけでございます。そういたしますと、訴訟追行に要する費用が増大してまいりますれば、それに対応しての資産なり収入なりはだんだんに高いものとして格づけをされていかなければならないということになって、今回の訴訟費用の値上げという問題は、当然そういう判断の前提として考慮の対象になって、訴訟救助の活用という面でも適切な運用が図られるものではないかというふうに考えておるわけでございます。

○政府委員(中島一郎君) ただいま御指摘のとおり、民事訴訟の費用がアップにもしなりますと、これが法律扶助にも影響を及ぼすということと考えられますし、一見いたしますと、今回アップになります費用というのはおおむね救助によって賄える部分が中心であると思いますので、その方での弾力的な運用によりまして十分賄っていただきたいと思いますが、それが扶助にも影響を及ぼすということを考えまして、いやしくもこのことよって扶助が後退するということのないように努力をしてまいりたいと考えております。

○橋本敦君 終わります。

○円山雅也君 調査部長、私のお尋ねはちょうど橋本委員が提示された疑問と同じなのでございます。

最初から私事の例で申しわけないんですけれど、事をわかりやすくするために、私はついこの間（二、三日前）にある出版社から新しい本を出しました。原稿を書くときは去年の十一月、十二月々

らいから始まった。そうしますと、たとえば原稿料というのは、本を出しますと印税で本の定価の一回割ぐらいが大体書いて著者に入るわけでございます。そうすると私の本は大体初版、出版社のあれでは二万五千部。新書判ですから、定価はその当時の定価じゃ五百円ぐらいだった。そうすると一冊五百円として一回で五十円、その二万五千倍ですから百二十五万円原稿料でこれはかかげるなと思った。そうしましたら、出版がついに、三日前でございますから、紙がばあんと上がっちゃったんですね。だものですから、出版社は五百円じゃとても売ったって損になっちゃうから、勢いで定価を七百円にいたしました。そうすると定価が七百円に上がったものですから、私の一回の印税も当然一冊について七十円で、二十円ずつ上がった。ということとは紙の値上がりによりまして期せずして、私は著者の立場でいきますと勞せずして五十万ふえちゃった。紙の値上がりは困るけれども、著者の立場でいくと勞せずして紙が値上がったんで五十万印税がふえちゃった。

どうも今度の訴訟法の、定額はいんです、手数料の、貼用印紙の方ですね。その立場を置きかえてみますと、裁判所はちょうど著者の立場じゃないかと。つまりどンドン物価が上がつていけば、従来の率でもどンドンどンドンふえていくんだし、それから橋本委員が御指摘の貼用印紙額の最高裁から出されたこのデータによりまして、御指摘のように上がつておるんだし、そうすると、もうまとめて質問します。十分間ですから、お答えだけ、一問だけです。

そうすると、今度の改正の提案理由書を拝見しますと、「経済情勢の変化等にもかかわらず長らく据え置かれて」きたから現行の手数料額は「実質的に著しく低額になって」というと、だからこの「手数料を「現時点に即した適正な額に改定しようとするものであります」というのが提案理由です。ね。かつこうよく「適正な額に改定しよう」と、こう書いてありますけれども、要はこの前文を受けているんですから、実質的に著しく低額になっ

ているから改定するということは、低額だから上げるということですね、この提案理由は。そうすると、それだけのことならばいま私が申し上げたような理由で、もう率を動かさなくたって、率を上げなくても十分に物価の値上がりでもう自動的にふえているんだからいいじゃないかと、まさに橋本委員が御指摘の疑問なんですけれども、その点はどうなんでしょうか。もう一回お答えをいただきたい。

○政府委員（枇杷田泰助君） 確かに定率制度をとっておりますために訴訟物の価額が上がつてまいりますと、それに伴いまして手数料の額が当然上がつてまいります。それは御指摘のとおりでございます。ただ、先ほど先生のおっしゃいました印税の關係につきましては、その一〇％という率がいかなる場合でも一定しておりますために、それにスライドして上がるわけでございますが、訴状に張る印紙の場合には、訴額が上がりますと通減するわけですよ。そうしますと、通減した分だけはスライドしないで落ち込むということに相なっております。そこは是正の問題でございます。

先ほども橋本先生の御質問にも答えたいとした点ですけれども、ともかく一％というのをいわば出発点として置いておるわけでございますから、現行法ができました当時の前提になります四十五年ごろの件数で申しますと、三十万円という、まあ一％の基礎額というのが訴訟全体の中で五六％ぐらゐを占めておるわけでございます。ところが、だんだん訴訟物の価額が上がってまいりましたために、三十万円という一％の部分の内部でござまつてしまふ事件数というのが、簡易裁判所事件でございますけれども、現在では三十数％に下がっております。従来の五六％に見合うようなところが実は百万円というところに来まして、これが五九・五％で若干上がりますけれども、九十万円をとなればあるいは一致するのかもしれない。そういうふうな基礎的な何といいますが、物の構成比的に考えましても訴額がだんだん上がっているのに三十万、百万の刻みだけで、その上か

らは何も刻みがないというのは全体としてバランス崩れているという感じになります。ですから、それを少し刻みを上げていきまさんと不合理ではないかという観点でございまして、先ほど御指摘のありました著しく低額になっておるという点は確かに御指摘のとおり、この訴えの関係についてはそうは言えない面があるかと思いますが、そもそも、そこら辺の点からこの十年間の情勢の変化を是正をするという考え方でございます。その際に、しかし、そうかと言って、余り訴えの場合に一挙に上げてはいけないというふうな点もございまして、弁護士会からも御指摘がございましたので、中二階を設けて上げ幅を下げるというふうな措置も講じておる次第でございます。

○山山雅也君　そうすると、やっぱり単に結果的な増収だけじゃなくて、そういう何というか、経済変動によって下げ率の点でアンバランスになってきた、その調整も含んでいるという御答弁ですね。

○政府委員（枇杷田泰助君） そのとおりでございます。

○岡山雅也君 終わります。
○委員長(峯山昭範君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認めます。本案に対する討論及び採決は、これを後刻に譲ることといたします。

十二時三十分再開することとし、十二時三十分まで休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後零時三十五分開会

○委員長(峯山昭範君)　ただいまから法務委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

ただいま阿具根登君が委員を辞任され、その補

欠として瀬谷英行君が選任されました。

○委員長(釜山昭範君) 刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は、去る一日の委員会において聴取いたしておりますので、これより質疑に入りま

す。

○瀬谷英行君 私は、先般予算委員会の第一分科

会での件についてちょっと触れたのであります。が、どうも腑に落ちない点があるので、きょうは特に警察庁関係の方々の説明を求めたいと思っ

て、再度この問題について質問をしたいと思いま

す。

昨年の十月に、御存じのとおり衆議院の選挙がありました。その十月の選挙の前に、七月であります。飯能市の社会党の市会議員が収賄の容疑で逮捕されました。率直に言って、逮捕された時点で私も内容さっぱりわからなかったわけでありましたが、新聞によりましては何段抜きでも大々的に、いささか大げさに報道されたわけでありました。こういうことはよほど慎重にやってもらわなければならないのであります。その逮捕理由となつた問題が事実であれば、これはやむを得ない。ところが、事実であるかどうかはつきりしない状態です。しかも本人も否定をしているという状態で逮捕するということは逮捕権の乱用ではないかと、こういうふうに考えるわけでありま

す。そこで、改めて伺いたしますが、飯能の荒木市会議員が逮捕された理由は一体何なのか。逮捕状にはどのようなことが記載をされていたのか。まず、その点をお伺いしたいと思います。

○説明員(漆間英治君) 御指摘の荒木市会議員の件につきましては、昨年の七月二十二日に、農地の転用をめぐる贈賄事件といたしまして、一つは三十万円、一つは五万円の、二件の収賄事実によりまして逮捕いたしております。

○瀬谷英行君 その逮捕理由の三十万円と五万円

のうち、三十万円の方が金額的には大きいことは言うまでもないんですが、その三十万円の件がどういふことになったのか、その点をお伺いしたい。

○説明員(漆間英治君) どういうことになったのかというのは、その後の恐らく処分状況のことだと思ひますが、これは三十万円の件につきましては、その後、立証上の問題がございまして、勾留満期になりましたも起訴されるに至っておりませんで、釈放になっております。

○瀬谷英行君 そのところが問題なんです。よね、三十万円が逮捕の理由でしょう。しかも逮捕された市会議員は社会党の市会議員なんです。これが大々的に新聞に報道される。よほどの容疑事実がなければ、そんなことで逮捕されたんでは、特に衆議院選挙の前では迷惑千万な話なんです。その市会議員だけじゃありません。社会党としてもきわめて迷惑な話なんです。ところが、最大の逮捕理由である三十万円がどういふことになったのか。なぜ起訴されないことになったのか。その点、先般の予算委員会の分科会でお聞きしましたら、調査不十分といったような御答弁があつたんであります。これは警察側でやったことなんでありまして、警察側で一体この逮捕理由がどうなつたのか、具体的にどういふわけ

でどうなつたのかというところをお答えいただかなきゃ困ると思ひます。

○説明員(漆間英治君) この三十万の件につきましては、贈賄側といたしまして二人を檢舉いたしております。その二人の供述を総合いたしまして逮捕するに相当な容疑があるということで逮捕したわけでありまして、しかし、その後の捜査状況によりまして、結果的には検察庁の御処分がこの件につきましては起訴になつたわけであり

ますので、この三十万につきましては立証が十分にいかかつたというふうに私も理解しております。

○瀬谷英行君 それは調査が不十分だったのか。ということになる、あいまいな供述によつて逮

捕したということになるわけですね。こういうことは通常平気でやられてることなんでしょ。警察としてそういうふうによつてもよろしいんでしょ。

○説明員(漆間英治君) この件に關しましては、いまも申し上げましたように贈賄側として二人、収賄側として一人、関係の被疑者があつたわけでありまして、そのうち二人につきましては、逮捕の時点におきましては贈賄をしたという供述がございまして、それをもとに逮捕に踏み切つたわけでございます。しかも収賄側の被疑者につきましてはこの三十万の件のみではございまして、その他にも余罪等がございまして、それについての立証見通しもつた上で逮捕に踏み切つたというふうに聞いております。

○瀬谷英行君 私が問題にしたいのは、その三十万円が主な逮捕理由でしょう。その二人が供述をした。ところが受け取つた側は否認をした。そういうことになれば否認を、これが受け取つた側が肯定すれば別ですよ。あるいは物理的証拠があれば別ですよ。物理的証拠もないし、本人も受け取つた覚えがないという言っているのに、贈賄側の二人が供述をした、しかもそれは後でアリバイがはつきりして三十万の件は消えてしまつた。こういう経過であるにもかかわらず、そういう不十分な調査でもって一人の議員を収賄の容疑で逮捕するなどということが許されていいのかどうか、そのことを私はまず問題にしたいんです。

○説明員(漆間英治君) それは私も、御指摘のとおり、この捜査を行うに当たりましては当然そういう収賄被疑者の社会的地位にも十分注意をいたしまして、それらの地位を考慮に入れた上で、なおかつ逮捕すべきかどうかという判断を行つたわけでありまして、その逮捕の時点において

は捜査機関としましては当然逮捕すべき相当な理由があつたというふうに考えて踏み切つたわけでございます。

○瀬谷英行君 逮捕の理由があつたと言つたつて、勾留中にどうも取り調べの結果その逮捕理由

というものが消失してしまつたということになれば、明らかにこれは手落ちということになるじゃないですか。私がこの三十万の件について聞いたところ、この供述者の供述によつて本人が賄賂をもらつたと言われる日は、本人は北海道を旅行中であつた。それも団体を連れて何日間か北海道を旅行中であつた。その北海道旅行中に、事もあろうに片一方の供述では本人に賄賂を渡したというところになつてゐる。こういういふかげんなことというのは、これは許されることではないと思ひます。しかもいまのお話では、逮捕の時点においては十分に逮捕理由があつたというふうに言われておりますけれども、それは強弁だと思ひます。だからやはり最初の主な逮捕理由となつた三十万の件は警察側の手落ちであつた、こういうふうにならざるを得ないと思ひます。

○説明員(漆間英治君) 逮捕事実が確かに三十万円と五万円でございますので、両方比較すると、三十万円が主な事実で五万円は従属的な事実というふうにお考えかと思ひますが、私もそれはそれが独立した構成要件を満たす事実というふう

に考えております。少なくとも五万円の事実につきましては、これは収賄側もお認めになり、起訴になつてゐるわけでありまして、その後荒木議員につきましては別の余罪十万円が出てまいりまして、これについても起訴になつてゐるわけでありまして、私どもとしてはこの捜査に誤りがあつたというふうには必ずしも考えておらないわけでございます。それぞれの判断すべき時点において正当な判断をしたというふうに私も考えております。

○瀬谷英行君 捜査に誤りがなかつたならばなぜ起訴状に載らないんですか、これは。起訴状から消えてしまつたということは、少なくともその件については捜査に誤りがあつたということになら

ないんですか。どうなんですか。

○説明員(漆間英治君) 御承知のように、捜査といふのは一つずつ階段を登っていくようなもので

ありまして、捜査を開始した直後から起訴に持ち込むまで、それぞれ各段階において万全な配慮を尽くすわけでありまして、捜査を行ったけれども結果的に起訴に持ち込めなかったというケースは過去にも数多くあるわけでありまして、その一つ一つがすべて捜査が誤ったからそのような結果になったのではなくて、この贈収賄事件という性格上、授受の場が一对一、贈収一对一の場で行われるということもありまして、必ずしも立証に持ち込めないという場合もあり得るわけでありまして、そういう事柄の性質上、場合によっては起訴に持ち込めないというケースもあるわけでありまして、そのすべてが私は捜査のミスだと言うわけにはいかない点があると思います。その時点において判断が誤りがあれば別であります。

○瀬谷英行君 判断の誤りでもって軽々しく逮捕されちゃたらないです。特に議員の肩書きを持った人間が、収賄でもって逮捕されたというふうな新聞に大々的に載つけられたんでは迷惑この上もない話です。ところが、三十万円の件は逮捕してみたら事実がなかったことがはっきりわかった。しかし、事実がないにもかかわらず逮捕したということでは警察側の手落ちになるので、大急ぎで何とかかの案件をでっち上げなければならぬ、そういう必要に迫られたのではないかと、五万円の十萬円の、しかも物的証拠も何もない。今日五万円の金をもらって云々するといふようなことは、議員には常識的に考えてあり得べからざることで、そんなことは、これはどうしても逮捕するために無理やりこの五万円の事件、そして十萬円の事件といふものをつくり上げたというふうな考へるのがむしろ常識なんですね。

そこで、じゃ、起訴状に残った五万円と十萬円の公訴事実でありますけれども、どうもこの公判の経過を聞いてみますと、この五万円と十萬円の件についてもきわめてあいまいになってきている。たとえば三日に行われた公判でも、起訴

状では十萬円を本人に渡したことになるけれども、贈った側ではその十萬円は賄賂としてやってくれたと言ったものではないということを検察側の証人が証言をしているわけですね。それは接待費その他すべてを含んで十萬円である、こういうふうな証言をしているわけですね。そうすると、公訴事実とここだけでも食い違ってきているわけですね。それで、なぜそういうたような調書と違ふことを言ったんだと検事に聞かれたら、警察側の取り調べの中で曇り込まれて仕方がなくさういふふうな言っただと、こういふたような証言をしていくんです。つまり、いままでの裁判の過程でしばしば出てくるのは、警察側の取り調べでもってそう言わなければならぬならないという状態に追い込まれてしまつたのだという意味のことを言っているわけですね。これは捜査の方法等について行き過ぎがあったのではないかとさういふに私も考えざるを得ない。そこで、この捜査の段階でさういふたような行き過ぎがなかったというふうな断言できるのかどうか、この点、私は非常に疑問を持つわけですね。

それからさらに、死亡した宮寺被告の問題でありますけれども、この宮寺被告の自供が公訴事実の決め手になっているわけですね。その宮寺被告は十月二十一日に死亡しているわけですね。しかし、十月二十一日に死亡したということは、逮捕の時点でかなり病状が悪かつたのではないかとさういふふうに想像されるのでありますが、この宮寺被告の死因は一体何であるのか、その診断書等はあつたのかどうか、それから発病の経過、それから逮捕留中の病状といったようなものについて、これもやはり疑問を持たざるを得ないのであります。が、それらの点についてまず御報告をいただきましたと思うのです。

○説明員(漆岡英治君) 御質問の宮寺氏につきましては、昨年の九月三日に勾留執行停止の手續がなされまして、埼玉県入間郡の大井町に所在します清水外科病院に入院をさせました。翌九月四日、所沢市所在の防衛医科大学病院に転院するこ

となつたわけがあります。

同氏の死因は、その防衛医科大学病院の診断によりますと、肺がんということでございます。しかしながら、その発病の時期については必ずしも明らかではないと。九月五日、担当の医師に説明を求めましたところ、同病院での診療では病果が相当に進行しておつて、がんの末期的な症状であつたというふうに報告を受けておる次第でございます。

そこで、逮捕してから釈放になるまでの病状の経過を述べようということでございますが、私どもが把握いたしておりました範囲でございますが、御説明申し上げたいと思つておりますが、この被疑者は七月二十二日に逮捕になつておるわけでありまして、その時点では、警察医の診断によりまして留置に支障なしということと、東入間警察署に留置になつております。それから、八月十二日に再逮捕の手續がなされておりますが、このときも異常なしということと、同じく東入間警察署に留置を継続いたしております。そして、八月二十二日、つまり逮捕後一カ月後に警察医の定期検診がございまして、これは別にこの被疑者だけでなく、逮捕された被疑者はおおむね長期にわたる場合にはそのような措置をとっておりますけれども、さういふ定期検診の結果、これは異常なしということと警察医の診断が出ております。

八月二十三日にございまして、さういふ話がございます。まして、医者にかかるかといふような話をしましたら、私は健康だから医者はいらないだといふような御本人の言動もありまして、その日は医者にかかることがなかったわけですが、翌日も微熱が続きましたので医者の診断を受けさせるところで、医者の清水栄一さんの診断を受けさせました。このときに検温したところ、三十七・三度ございまして、医者の診断では、赤血球の量が通常人より少ない、病的か否かは不明である、しかし留置取り調べに支障はない、さういふ診断でございまして、その後も留置取り調べを継続したわけでございます。

それで、翌八月二十五日に医師の精密検査がございました。本人もいつもよりか一度ぐらゐ熱が高いようだが、さう言つておりましたので精密検査をやつたわけでありまして、その結果、清水医師の診断書がございまして、急性気管支肺炎である、発熱は軽解方向に向かつている、緊急の措置は必要としない、さういふような診断でございまして、この時点においても留置取り調べを継続いたしたわけでございます。この間、八月二十八日までの間、本人の言動を見ても別にぐあいは特に悪いことはないといふようなことを言つております。

八月二十八日に至りまして少し発汗状態がありまして、検温してみますと熱がやや高いといふこととあります。翌日もさきさき込みが出たりした、さういふふうな状況がございまして、医者からの指示に基づきまして投薬をいたしておりました。八月三十日は特に特異症状なし。八月三十一日にやや平常時より用便に行く機会が多くなりまして、医師の指示によりまして解熱剤等を服用いたさせております。翌九月一日は特異症状は認められず、翌九月二日の医師の往診に対して気分がすぐれない状態であると、さう言つております。

そこで、先ほど申し上げました清水さんというお医者さんの往診を求めまして、本人が非常に寒いといふことでございまして、体温をはかりました結果、この時点では三十七・四度、医者が来てから調べたときには三十六・六度といふことで、余り高い温度ではございませんでした。しかし、翌日非常に早朝より発熱が続くといふ状態でございますので、結局入院治療の要があるといふことで、この清水さんのところからございまして埼玉県入間郡大井町所在の清水外科病院に入院させたといふ経過でございます。

かいつまんで申し上げましたが、大体主なところはさういふことでございまして、九月五日は防衛医大でもって診断を受けたということになるわけですね。

ね、九月五日。そうですか。

○説明員(漆間英治君) 九月四日に防衛医大に転院いたしておりまして、そこで診断を受けたわけでございます。

○瀬谷英行君 九月五日の防衛医大の診断で肺がんの末期の症状で相当進行していると、こういう診断があったわけなんです、いまのお話です。

○説明員(漆間英治君) 診断を受けたのは再三申し上げますが九月四日でありまして、翌日、その状況について担当の医者から事情を聴取しましたら肺がんの疑いがある、いづれ発病したかわからないが、かなりこの病気が進んでいる状態である、そういうようなお話を受けたわけでありま

○瀬谷英行君 九月四日の診断、九月早々の診断で肺がんの末期の症状であるという、そういう診断があったにもかかわらず八月中は何ともなかったということは、これまた常識的には考えられないことですね。いま御説明をお聞きいたしますと、七月二十二日に逮捕して、八月二十二日の定期検査でも異常な状態だと、こういう話なんです。肺がんというのは八月いっぱい異常なしで、九月四日、五日ごろになって末期の症状に進行すると、こういうことがあるんじゃないですか。常識的にはこれは考えられないことなんです。

そうすると、どちらの診断が合っていたのか。どっちかの診断が間違っていたということになるわけなんです。御本人が回復したのならば末期の症状だという防衛医大の診断の方が間違っていたというふうに言ってもいいんだけれども、御本人は亡くなっているんですからね。そうすると、八月いっぱい警察側の精密検査で異常なしといったような診断は、これはやはりさうだったというところになるんじゃないでしょうか。その点は一体どういふ診断をしたのか。警察医というものは相当進行している症状がわからないのか。その辺はどうなんですか。さもなくば、いいかげんな診

断をしたのかということになるんですが、その点はどうですか。

○説明員(漆間英治君) 私も病氣の方の専門家ではございませんので、肺がんの進行がどのような経過をたどっていくものであるか詳しくは存じませんけれども、先ほど御報告申し上げましたように、八月二十二日までの時点では本人からも何らその体の異常に対する訴えもございませんし、医師の検査でも特に問題はないし、八月二十三日に先ほど言いましたようにやや微熱があるということ、で、医者にいかかるかと言いましたら、本人は、私は健康だ、医者はきらいだ、というふうな時に余り自覚的な症状はなかったのではないかと、いふように推測されるわけでありまして、これはあくまでも推測でございます。私どもの調べも、残っております日誌等によりましてかいつまんで作成したものでございますから、必ずしも正確なものであるかどうかわかりませんけれども、この時点では確かに本人は健康であるということをおし出しておるわけでありまして、しかし、その後微熱が続きましたために、警察側で担当医の診断をさせましたところが、先ほど申し上げましたように、急性気管支肺炎であるけれども、その発熱は軽解方向、治りつつある方向だということに思いますが、軽解方向に向かいつつある、こういう御診断でございましたので、私どもとしては、その医者の診断を信頼して、留置取り調べを継続したということでございます。

○瀬谷英行君 八月二十八日に急性気管支肺炎の診断をして軽解方向に向かっているというのと、九月四日に肺がんの末期の症状で相当進行しているという診断とは大変な違いがあるわけですね。そうすると、九月早々に相当末期の症状であるというふうな診断をされたならば、八月末にはやはり同様の症状があったというふうに見えないうるわけですね。八月末まで健康であって、そして九月になってから末期の症状に進むということは常識上あり得ないというふうに思われるわけ

でございます。本人が医者がきらいだと言ったとか、あるいは大丈夫だと言ったとかといったようなことは、これは果たして本人が言ったかどうか、死人に口なしで確かめようがないんです。これは、客観的に考えてみて、八月末の警察側の診断の方が間違っておったということになりはしないか、この疑われてもしょうがないと思ふんです。この辺、どういふ医師が急性気管支肺炎といったような、しかも軽解方向に向かっているというところでもない間違いをしているんですけれども、どういふ医師がやったんですか、この診断は。

○説明員(漆間英治君) 先ほど再三申し上げておりましたように、埼玉県の清水外科病院長の清水医師の診断でそのような診断が出たということでございます。これは八月二十五日の診断でございます。

○瀬谷英行君 八月中に警察側で、あるいは検察官等がこの宮寺被告を取り調べたといったような事実がございまして。

○説明員(漆間英治君) 先ほど来再三申し上げておりましたように、留置取り調べを継続したというふうに申し上げております。

○瀬谷英行君 再三申し上げておると言うけれども、具体的に何回取り調べたかということをおし聞きたかたんですが、いまおっしゃっていることとお聞きしますと、連日のように取り調べを行ったと、こういう意味ですか。

○説明員(漆間英治君) 必ずしも連日ごとに調べた状況はすべて私どもの方で把握をいたしておりませんので、一概に申しかねるわけでありまして、ある日は検事さんやお調べになり、ある日は警察がお調べになる、そういうようなことでございまして、それも決して一日じゅうというふうなことではございませんで、時折事情を聞くという程度の、八月の後半になりますとそういうような調べをしておったというふうに判断をいたします。

○瀬谷英行君 この荒木市会議員が逮捕されたところの公訴事実、逮捕理由は、先ほどのお話を調

査不十分、起訴しないことになったということでありまして、残った公訴事実の五万円の件と十万円の件については、死亡した宮寺被告の自供によるということが一番大きいポイントになっていると思ふんですが、その点はどうなんですか。

○説明員(漆間英治君) ちょっとすべての捜査状況は完全に把握いたしておりませんので、その宮寺さんの供述がポイントであったかどうかという点は私も断じかねるわけでありまして、少なくともこの五万円の件と十万円の件につきましましては、宮寺さんは両方とも関与していることは事実であります。この五万円の件につきましましては、宮寺さんには四人の方々の共犯がいるわけでありまして、それから十万円の件につきましましては、宮寺さんには三人の方々の共犯容疑者がいるわけでありまして、それらの方々の供述等を総合的に判断してそれぞれ立件したものと、いうふうに私どもは理解いたしております。

○瀬谷英行君 宮寺被告に贈賄側が金を持っていた、そして五万円の件は、荒木市会議員に五万円渡してと、それから宮寺被告に二万円やるというところで七万円を持っていたという話を聞いているわけなんです。ところがその宮寺被告は、その七万円をそのまゝ自分のふところに入れておいて、そしてその荒木市会議員のところには公訴事実にあるような日取りには全然行っておらず、いふに私どもは聞いていたわけなんです。そこで、この公訴事実の日にちの件も崩れているし、それから証拠物件もないし、本人も否定しているし、と、こういうことになると、一体何をもとにしてこの公訴事実というものがここに書き上げられたのか、その点全然わからないわけなんです。その点おわかりになりますか。

○説明員(漆間英治君) 公訴事実をお決めるのは御承知のように検察庁でおやりになることであって、警察としてはそれに直接タッチはいたしておりませんけれども、その公訴に持ち込むまでの事実につきましては警察が主体的に捜査を

○瀬谷英行君 宮寺被告に贈賄側が金を持っていた、そして五万円の件は、荒木市会議員に五万円渡してと、それから宮寺被告に二万円やるというところで七万円を持っていたという話を聞いているわけなんです。ところがその宮寺被告は、その七万円をそのまゝ自分のふところに入れておいて、そしてその荒木市会議員のところには公訴事実にあるような日取りには全然行っておらず、いふに私どもは聞いていたわけなんです。そこで、この公訴事実の日にちの件も崩れているし、それから証拠物件もないし、本人も否定しているし、と、こういうことになると、一体何をもとにしてこの公訴事実というものがここに書き上げられたのか、その点全然わからないわけなんです。その点おわかりになりますか。

○説明員(漆間英治君) 公訴事実をお決めるのは御承知のように検察庁でおやりになることであって、警察としてはそれに直接タッチはいたしておりませんけれども、その公訴に持ち込むまでの事実につきましては警察が主体的に捜査を

○瀬谷英行君 宮寺被告に贈賄側が金を持っていた、そして五万円の件は、荒木市会議員に五万円渡してと、それから宮寺被告に二万円やるというところで七万円を持っていたという話を聞いているわけなんです。ところがその宮寺被告は、その七万円をそのまゝ自分のふところに入れておいて、そしてその荒木市会議員のところには公訴事実にあるような日取りには全然行っておらず、いふに私どもは聞いていたわけなんです。そこで、この公訴事実の日にちの件も崩れているし、それから証拠物件もないし、本人も否定しているし、と、こういうことになると、一体何をもとにしてこの公訴事実というものがここに書き上げられたのか、その点全然わからないわけなんです。その点おわかりになりますか。

○説明員(漆間英治君) 公訴事実をお決めるのは御承知のように検察庁でおやりになることであって、警察としてはそれに直接タッチはいたしておりませんけれども、その公訴に持ち込むまでの事実につきましては警察が主体的に捜査を

いたしておるわけでありすけれども、先ほど申し上げましたように、本件につきましては宮寺氏を初めとして数多くの共犯被疑者がおりましたので、そういう方々の供述等を総合して五万円、十万円、それぞれの事実について逮捕に踏み切ったものというように報告を受けております。

○瀬谷英行君 逮捕に踏み切ったその理由は何回もお聞きしましたけれども、その逮捕に踏み切った理由というのが、その贈賄側の人たちが直接荒木市議員のところに行っているという供述はしていないわけですね。そうすると、宮寺被告を仲介にして宮寺被告に持っていくつもりで、こういう話になっていくわけでありすから、その宮寺被告の自供というものがあまいでなければ、この問題はやはり十万円、五万円の件も消えてしまふ可能性はあるわけですね。つまり、こういうさういふ可能性がなければ、捜査に踏み切った人達も、事もあるにせよ百日以上も逮捕と。十月に総選挙があるというこの過程の中で、その総選挙が終わるまで荒木市議員を釈放しなかつたというふうなことは、常識的に考えてどうも行き過ぎがあるのではないかと気がいたします。裁判の過程だからまだ結論は出ておりませんが、この公訴事実がいままでわれわれが聞いた範囲ではきわめてあまいで、警察側の捜査がいまいかかげんだったと、一番でかい三十万円の件ですら調査不十分、まるっきり事実と違つておるといふことで消えてしまったんですが、この五万円、十万円の件だって推して知るべしなんです。無罪ということになった場合の荒木市議員の名譽は一体どういふことになるのか、そんなことは警察の知ったことじゃないというふうにおっしゃるのか、その点はどうかでしよう。

○説明員(漆間英治君) 捜査の過程において無実の人について御迷惑をおかけするというようなことは決してあってはならないということで、本件のみでなくて、すべての捜査を通じてそうでありまして、私もそういう捜査を進めるに当たりまして、決してそういうことのないように重々配慮をしよう。

應をしつゝ捜査を進めていくわけでありす。本件の場合には、そういう捜査の結果を十分に御検討いただきまして、検察庁の方で公判請求に持ち込まれていく事案でございますので、公判の行方を見まわす注目したいと思ひます。

結果として無罪となりまして場合には、その内容をよく検討した上で改めて私としての所感を申し上げたいというふうに考えます。

○瀬谷英行君 そのところがよく聞き取れなかつたんですが、捜査の結果が無実となつたといふことになれば、これは警察の捜査がいかにいいかげんだつたかといふことになるわけなんです。その場合の警察側の責任というのはきわめて大きいと思ひます。

十月に総選挙があることを承知の上で、こういういまいかかげんな捜査でもつて、しかも新聞に大々的に書き立てられるようなことまでやつて、そしてあれはまあ仕方なかつたといふふうになつて、それと困ると思ひます。これは捜査に当たつた人たちが、特に何人かの公判の証言によつて明らかにされていく警察側の過度な追及によつて自供させられたといふような事実、これらについては責任を追及する必要があると思ひます。その場合の責任はどのようにしてとられるつもりなのか、それらの不適当な捜査を行った人たちに對する処分といふものは警察側として考えていないのかどうか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○説明員(漆間英治君) 先ほど申し上げましたように、本件は公判係属中の事案でありますので、その帰趨を注目したいというふうに考えます。

○瀬谷英行君 帰趨を注目するのはあたりまえの話です。それは、だけれども、私が指摘しているのは逮捕理由の三十万円ですら消えちまつたといふんです。しかも、公訴事実として残つていゝのは五万円と十万円の二つしかない。いまだ五万円の贈賄なんといふことはあり得るとは常識的には思ひえない。これは逮捕理由が消えてしまつたこのメンツを保つために、五万円と十万円を無理やりつくり上げたといふふうに見られても仕

方がないといふんです。特にその自供が問題となつておる宮寺被告の場合は十月に亡くなつていゝわけですね。十月に亡くなつていゝし、九月初めには肺がんの末期的症状で相当進行してゐる、こういう診断が行われてゐるわけなんです。九月四日の診断で肺がんの末期的症状であるといふふうに言われた者が八月中には健康であつた、何ら健康上拘留、取り調べ、捜査に支障はないんだといふことは常識的には考えられない。いまお聞きしますと、八月中にもあなたの方ではわからないほど何回も取り調べ、尋問が行われてゐるといふことなんですね。いゝば重体の病人に對してこれを入院させずに拘留をして尋問を行ったといふことになる、これらの被告から供述された内容がかなり苦しまぎれのあまいものであるといふことだつてこれは想像されるわけなんです。このういふのはどうなんですか。かなり重体の病人を拘留しても、尋問しても構わないものかどうかが、その辺は法的にはどうなんですか、お聞きしたいと思ひます。

○説明員(漆間英治君) 別にこの件に限らず、被疑者の体調といふものを十分考えながら取り調べをやるというのはいゝば捜査の基本でございまして、そういう意味で微熱が下がらないといふことでたびたび医師の検診を求めながら、その検診結果をもとに留置しないしは取り調べを継続してゐるわけでありまして、決して重体の被疑者を目の前にして、重体の状態が外見上明らかであるにもかゝらず捜査を続行したといふことでは決してないものであります。その辺はよく御理解をいただきたいといふふうに考えるわけでありす。

○瀬谷英行君 それならば資料として提出をお願いしたいと思ひますが、この宮寺被告のカルテ、それから診断書、死亡診断書、それから医師の診断の結果あるいは病床日誌といふようなものがあれば病床日誌といふようなものを発病、勾留中の発病時から死亡に至るまで、それらの本人の病状を証明するに足る書類等を資料として提出していただきたいと思ひます。

○説明員(漆間英治君) カルテ、診断書等がございすかどうかが、これはちよつと、御承知のようににお医者さんの方でおつくりになる資料でございすので、警察の方では必ずしも押収はしておらないと思ひます。これはちよつと検討してみまさんと提出に應じられるかどうかはわかりません。あといゝゆる病床日誌等があるかといふお話であります。病床日誌といふものはございませんけれども、一応被疑者を留置した場合には、特異な動向がある場合には留置場の記録の中にその旨が記してあるはずでございすので、それから抜粋できる範囲で本人に關する動靜をまとめることは可能かといふふうに考えます。

○瀬谷英行君 カルテ等はそれは警察でつくるものでないことはわかりますが、しかしそれらのものが残つておれば、これはひとつまとめていただきたいといふことを希望として申し上げたわけなんです。

しかし、いまお話を聞きますと、九月の四日には肺がんの末期的状態で相当進行してゐるといふ診断が下されてゐるわけだし、それから八月二十八日には、それにもかゝらず警察の中で留置をされてゐる状態で急性気管支炎、気管支肺炎ですとか、軽解の方に向かつてゐるといふ全然うらはらな診断が出てゐるわけなんです。このそれらの診断書とか、あるいは七月、八月、要するに、勾留の状態においてどういふ病状であつたかを証明するに足る資料をお出しいただきたいといふことではあります。よろしいですか。

○説明員(漆間英治君) ただいまおっしゃつたような意味でございす。それでは診断書をとつたといふことではございせん。担当の医者から担当の捜査官が病状を確かめたところ、それぞれそういう診断結果であつたといふことでありまして、その結果についてそれぞれ診断書をとつてゐるといふことではございせん。その辺はひとつ誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

○瀬谷英行君 そうすると、何にもないということ
となくですか。

○説明員(漆間英治君) お聞きしたということと
あります。

○瀬谷英行君 診断書らしきものはないというこ
とですか。勾留中はカルテも何もないという
ことですね。

○説明員(漆間英治君) それはちょっと医師に確
かめてみないとわかりません。

○瀬谷英行君 じゃ、それらの点も医師に確かめ
ていただきたいと思うんですが、よろしいです
か。

○説明員(漆間英治君) 尽くせる範囲で最大の努
力をしてみたいと思います。

○寺田熊雄君 宮崎知子、北野宏、この両名に係
る身代金誘拐事件、この捜査についてお尋ねをし
たいと思います。

この捜査につきましては、もろすでに衆参両院
の予算委員会等で質疑がなされております。新聞
紙上でも、報道機関からこの捜査に関する国民の
批判、感想というふうなものが報道せられてお
るわけですね。警察が一生懸命にやっておるとい
うことはわかるけれども、しかしどうもこの捜査全
体をながめて、振り返ってみますと、国民に不満が
残る、釈然としないものがあるという事も間違
ないように思う。

その第一は、富山で誘拐された長岡陽子さんと
いう人が北陸企画に泊まるという電話を両親に二
回にわたってしてある、これが二月二十四日と二
月二十五日です。父親の方から捜索願いが翌日の
二月二十六日に出ている。したがって、北陸企画
なる事業を経営していた宮崎知子や、北野宏に犯
罪の容疑がかかるという事は、これはまあ専門
家でなくてもすぐに了解できることでしょね。
したがって、すぐに警察はこの両名に事情を聴取
したということが容易に想像できるわけです。そ
れから富山県警、死体が発見された後は岐阜県
警、それが相次いでこの宮崎、北野両名を取り調
べる。しかし結局第二の寺沢由美子さんの犯行に

至るまでこの両名は野放しになっていた。そして
第二の非常に痛ましい犯行が行われたということ
であります。何とかならなかったのかなあという
印象はたしかぬぐいがたいものがある。この点
はあなた方はどういうふうに説明をなさるのか。
どういうふうな弁明をなさるのか。まず、その大
体についてのあなたの方の御報告をひとつ聞かして
いただきたい。

○説明員(加藤晶君) お答えいたします。

事件の荒筋はただいま先生の方からお話があつ
たようなところでございますけれども、その間の
警察の措置につきまして、若干詳しく申し上げた
いと思います。

第一の岐阜、富山にまたがる誘拐殺人事件と思
われる事件でございまして、二月の二十六
日、この被害者の家族の方から富山警察署に對し
まして、娘が二月二十三日の夜から帰宅しない。
しかし二十四日の午前八時ごろ、娘から母親に、
自宅における母親に電話がありました。その内容
は、女の人からいいアルバイトがあるからという
ことで誘われて、その事務所におるという電話で
ございまして、さらに翌二月二十五日正午過ぎに
また勤め先の母親のところに娘から電話がござい
まして、前日は、夜、事務所の人に家まで送って
もらうということであつたんですけれども、都合
で送ってもらえなかったと、こういう電話があつ
たわけでございます。それで、その状況、会話の
内容、あるいはそういう雰囲気というのはどうい
うことであつたかという事を詳しく聞いたわけ
でございまして、その電話は日ごろと余り
変わったところはないと、あつたり切迫し
たような気配も全く感じられなかったというこ
とを電話を受けた方、家族の方がそういうこと
をおっしゃるわけでございます。それで、この時
点で犯罪の被害に遭つておるんじゃないか、とい
うことを判断すべき材料、推認すべき材料とい
うものは逆に出てこなかった、こういうことでご
ざいます。またその際、そういう電話の状況のみ
ならず、御本人の平素の行動、生活等もいろいろ

お聞きいたしました上で、なお直ちに犯罪の被害
者になつてゐるということはその時点で判断し
がたい状況でございしたので、家出人としてそ
の所在を調査しようということでございまして、
それで、家族の方に懇意いたしまして、家出人届
けの提出を受けまして、なお家族の方の要望によ
りまして非公開で、秘匿に配慮しながら署員六名
を動員、専門にそれにあたらせたいわけございま
す。そしてこの行方不明になつておられる方の同
級生であるとか、親戚、知人であるとか、そうい
う立ち回り予想先につきましているいろいろ調査を進
めましたし、また、そういう人が立ち回るのであ
ろうと思われる市内の行きつけの場所であるとか、
あるいは日ごろ出入りしておたようなところ
ですね、あるいは人通りの多いところ、そういう
ふうなところにつきましても、くまなく所在発見
のための活動を実施しておたところでございま
す。したがって、私どもはその時点で警察
としてできるだけのことを積極的に行つてくれ
たというふうに考えております。ただ、いまから見
て、結果論といたしまして、そのとき、その事
務所の人間のところに泊まつておるというふうな
ことがあつた、その人間が後日あいうことをや
つておたということが判明いたしました。そのとき
に何かさらに打つ手がなかったのかというふうな
ことが結果的に出てくるという事はよくわかり
ますけれども、当時といたしましては、私どもの
方といたしましては最善の努力をいたしたという
ふうに考えておるわけでございます。

それから第二点でございまして、長野の
事件がその後の同一の容疑者の行為によつて惹起
されておるんじゃないか、それを何とか阻止すべ
き行動等をとれなかったのかと、こういうことで
ございまして、長野の信用金庫に勤めてお
られる若い女性の方が所在不明になりましたの
は、三月五日の午後六時過ぎというふうに見ら
れておるわけでございます。三月五日でございま
すが、そして三月六日ですね、恐らく六日だと思
いますが、さらに残念なことですけれども、殺害行

為が行われたというふうに見られるわけござい
まして、そしてそれが富山の住所に帰つてまい
りましたのが三月の八日の朝でございまして。そ
してその容疑者について事情を聞いたのは、これ岐
阜、富山両県警が聞いておるわけでございますけ
れども、これは三月の八日から九日、十日の三日
間ということでございます。この間に、三月六日
に富山の方の遺体が岐阜の山中に見つされた。そ
してその身元を、だれかということをしている両
県警にいたしました調査をした結果、これは先ほ
ど申し上げたように、家出人の捜索願いが出てお
つた方と同一であるということが七日に判明をい
たしてあると、こういうことでございまして。し
たが、いまして、三月八日以降の調べ、それをもつ
て徹底し、証拠を持ってやればその第二の長野の事
案が防げたんじゃないかならうかということにつま
ましては、そういう事案の時間的経過から申し上げ
るに、やはり無理であつたんじゃないかならうかと
いうふうに感じておるところでございまして。

○寺田熊雄君 いまあなたの御説明を承ると、そ
の最初の出発点が何か見当違いの判断がなされた
と、出発点がね、検討違いであつたというふうな
われわれとしては思わざるを得ないですね。あな
たはやむを得ないと、警察としては最善の努力を
したとおっしゃるが、しかし長岡陽子さんがそれ
じゃ何らかの犯罪によつて所在が不明になつたの
ではなくして、それは家出したのであると、その
判断した、判断すべき資料というのはどういう資
料があつたんですか。

○説明員(加藤晶君) 先ほど申し上げましたよう
に、所在不明になつておるという届け出が、たし
か二十六日でございますが、親御さんからござい
ました。そしてそれに至る経緯を、そのときいろ
いろの経緯を、事情を親御さんから、家族の方から
いろいろ聞いておるわけでございます。そのとき
に、二月二十三日にこういうことでここに泊まる
というふうな電話があつた。二月二十三日の夜か
ら帰宅しなくて、二十四日の午前中に娘さんから
電話があつたと、その事由の説明があつた。そし

てさらに二十五日正午過ぎにもお母さんに娘さんから電話がありました。それで、そういう電話の内容が一体どのようなものであったのかということ、これは犯罪の被害にかかっているのかおられないのかということを判断する重要な材料だと思わなければなりません。そのときの親御さんの説明では、娘が特に監禁をされたり、帰りたいくても帰れないというふうなことを訴えるということも全くなかったと、またそういうふうなことを強いてだれかに言わせられておるといふふうな、そういう強制せられたような状況とか、あるいはあつたり、何か危険が切迫しているような気配というものは娘さんとの会話、電話では全く感じられなかったということを親御さんも申し述べておられるわけでございます。それが判断の重要な一つの要素になっております。その辺、平素のそういう娘さんのいろいろな行動というふうなものもお聞きいたしましたけれども、そのことから直ちにいまの時点で犯罪の被害に遭っておられるという状況は出てこなかったと、こういうことでございます。

○寺田熊雄君 娘さんが親元に訴えた電話が切迫感を与えなかったと、犯罪が何らか犯されたというふうな差し迫ったトーンがなかったということだけで、それを家出人と断定するというのはちょっと軽率じゃないかね。つまり、その家庭が非常に不和であるとか娘が何らかの悩みを持っているとか、何だかそう家出を余儀なくするような事情が出てくれば別だけれども、ただ単に切迫感が感じられなかったからこれは家出だと断定するというのは、軽率きわまるように思われるけれどもどうですか。

○説明員(加藤晶君) その電話の様子でございますけど、事務所に昨晩泊めてもらって、いまそこにおるのは自分一人だということでお母さんに電話をしておられるわけですね。そうしますと、こういうことからまあ強制的に他者の意思が働いて、そこで軟禁なり出られないような状態にされておるといふことはちょっと判断できにくいということがございます。

それから、先生がいまちょっと御指摘でございます。それだけで判断するのはおかしいじゃないかということでございます。私ども、娘さんの平素の状況あるいは家庭等のいろいろな事情というものを聞ききしているわけですね。そういうふうなことを総合判断いたしまして、その時点ではまあ所在不明といえますか、家出というふうな考えの合理的だといふふうな判断したわけでございます。ただ、その家庭の事情とか平素の動向とかということがつきましても、これは御本人の名譽のことがございまして、私どもは申し上げかねるわけでございますけれども、相当各方面の資料を集めるだけ集めまして総合判断した結果がそのようになったというのをひとつ御理解いただきたいと思います。

○寺田熊雄君 何か死者に責めをかぶせるような御答弁で、ちょっと聞きづらいいんだけれどもね。しかも言いにくいというふうな何か思わせぶりな答弁もあるもので、一層さらに追及するのがしにくいけれどもね。しかし、結果論としては見当違いであつたことは認められるでしょう、あなたも。結果的に違つたわけだ、家出でなかったわけだものね。だから判断が誤りであつたという事実は客観的に証明されているんだから、いかにあなたがそのときその警察が判断したのは誤りがなかったんですとおっしゃっても、結果的にはそれが大きなミスであつたということが証明されてしまつていふんだもの。だから、あなたとしてはやはりそういう判断をしたのは甘かつた、誤りであつたということ率直に認めらるべきであつて、當時警察は最善を尽くしました、誤りでありませんでしたと言つて答弁なさるのはどうだろうか。そのところはまあ毅然としなさいでしょう。どうですか。

○説明員(加藤晶君) 警察はそういう所在不明者の捜索なりあるいは事情調査なりというふうなことをよくやっておられるわけでございます。そういうことで通常やるべきことをその警察官もやってくれたということを申し上げたわけでございます。

して、いまの時点から結果的に見ておっしゃるとおりそれが客観的な事実と符合しない判断であつたんじゃないかと言われれば、それはそのとおりでございます。そして、そういうふうなことが再び起こらないようにさらに注意をし、調べべき事項もいろいろ調べました上でそういう誤りがないようにしたいといふことは、これは心底からそう思つておられるわけでございます。ただ、その時点でどうだと、こういうこととなりますと、私はやはり通常警察官がやるようなことをきつとやつてくれたといふふうなことを考へておられますので、先ほどのようにお答えしたわけでございますけれども、先生のように、確かにおっしゃるとおり結果的に見てそのところ客観的な事実と符合しない判断をしたんじゃないかと言われれば、これはまさにそのとおりでございます。今後そういうふうなことを十分カバーするような教養的な訓練なりあるいは各般の施策を講じたいと思つております。

○寺田熊雄君 私としては、そのときこいつは宮崎と北野がおかしいぞと、これは刑事コロンボみたいな長年の経験で勘を働かすという、そういうことであることは実は期待したいわけですね。そういう第六感が働いておつたら、恐らく警察は宮崎と北野をずっとその動静を調査しておればよかつたんじゃないかと、たとえば、尾行するとか、気づかれないように。そういうことをしておつたならば、第二の犯行は食いこめ得たのではないだろうかと言つてお尋ねしたわけですね。ところが、スタートであなたの方ではそういう、全く気づかなかつたんだと、家出と認めちやつたんだと、こつとおっしゃるから、第二の質問がでなくなつちやつた。だからそれは非常に残念で、私はやっぱり当初から警察が怪しいと思つて、そうして動静を尾行しておつたならば、寺沢由美子さんという痛ましい犠牲者は出なかつたのであろうかと、そう考へたんです。いかがですか。

○説明員(加藤晶君) これも、ただいまの時点から判断いたしますれば、まさにそういう感じがしないでもないわけでございます。ただ、不審だと

感じたのが、三月六日になりまして富山の方の女子高校生の死体が発見されて、それが七日に至りまして家出人捜索願ひを出されておつた人と同一であるということがわかつたわけなんです。それで、その時点から、おっしゃるとおり疑点を持つて動静を尾行——法律の範囲内でやるべきだつたと、こつとおっしゃることはよくわかるんですけれども、実は、彼らが旅行に出ましたのがそれよりさらに早い日なんです。たしか、記憶はつきりしてませんが、三日にはもう彼らは出発しておつたんじゃないかと、こういうことなんです。そうしますと、こちらが怪しいなと思つた時点では富山にはいなかったという、これまことに不幸なといひます。そういう客観的な事実があるものでございまして、おっしゃるとおり、相当容疑が固まつた上においては何らかの措置を警察として講ずべきであるという点につきましては、御指摘のとおりだと思ひますけれども、いまの具体的な事実につきましては、若干そういう日時経過がございしますので、ひとつ御了解をお願いしたいと思ひます。

○寺田熊雄君 それから、国会の批判と、さまざまな国民の疑惑、疑惑という大げさだけれども、気づいた点を申し上げると、この事件が富山県警、それから岐阜県警、長野県警、三県警の所管にゆだねられたものだから、この三県警の間、とりわけ富山県警と長野県警との間で功名争ひがあつた、それがさらに犯人の逮捕をおくらしたという批判がありますね。これは後藤田さんも何かこの両県警の間に多少きくしくしたものがあつたような趣旨の答弁をなさつていらつしやる。この点はあなたの方としてはどういふふうに把握していらつしやるのか。また、そういうことがありとすれば、今後どういふふうなそれを改善しようとなさるのか、その辺の消息をちょっとお伺ひしたいのです。

○説明員(加藤晶君) 御指摘のとおり、富山、岐阜、それに長野、この三県間にわたりまして犯罪が行われておるといふことでございまして、こ

いう広域にわたる犯罪の捜査につきましては、私どもといたしましては、やはりそれぞれの県警が相互に一致協力いたしまして、組織力を利用して効率的な捜査を迅速に進むべきであるということ、これはおっしゃるとおりでございます。それで、そのためのいろいろな方策も考えておりまゝす。現にまあ犯罪捜査共助規則という国家公安委員会の規則も制定いたしましてその趣旨のことをうたつてありますし、それをさらに細かくいろいろ具体化した捜査要領というふうなもの、たとえば広域緊急配備、たとえば広域重要事件捜査要綱というふうなものなどもつくりまして、平素からそういうふうな合理的な組織的な捜査がスムーズに行われるようにということを通達し、過去そういう面の実現に努めてきたわけでございます。

本件につきまして、まあ最終的に富山県警と長野県警との間で功名争いがあり、それが捜査に響いて犯人の逮捕をおくらせたのかということでございます。この両者が競合すると、両事件が競合するということを感じましてからは積極的にそれぞれ協力をやっておるわけでございます。特に、富山県の方はその容疑者の居住地を管轄する警察でございますので、そういう人たちの動向とか、あるいはいろいろな犯罪の動機になり得るような事柄、そういうふうな情報を調べまして長野県警の方に通知もしておるわけでございます。もちろんこの場合には管区警察局なり警察庁がその間の調整に立っておるわけでございますけれども、そういうことの結果、一例を申し上げますれば、その容疑者が赤いスポーツカー、フェアレディZというものを購入してそれをよく使っておるというふうなことが、富山県警から長野県警に通報がありました。そういたしますと、同一人であらうかということになりますれば、当然その赤いスポーツカーの行動というものが長野の事件現場あるいはその周辺になけりやいかぬというところで、聞き込みなり調査なりの対象をそれにしほることができたわけでございます。そのほかにもいろいろ両県のはございます。また、長

野県警から言いますればそういう所在を確認したと、そういうことになるとすると、三月のたとえば三日から七日までの行動というものがこういうふうな思われる、推認されると、だから、その旨を富山県警の方に連絡をいたしておるということでございます。そういうふうな、各面にわたるしまして実質的に非常に密接に協力をしてきたわけでございますけれども、いざ、じゃ、犯人を逮捕令状で逮捕しようというふうな捜査が進んでまいりましたのが三月の二十九、三十日ごろでございます。そういうお互いの協力が実りまして、長野県警の方でもそういう疑うに足る相当な容疑を持つ証拠というふうなものが急速に浮上してきたと、富山県警の方でもやはりそれが相当固まつてきたと、そうして逮捕に踏み切ろうというのが三月の三十日になったわけでございます。

そういうことでございまして、その時点で両県警とも逮捕令状を、少なくとも被疑者一名についてはそれぞれ準備ができるといふ段階になったわけでございます。それで、その時点で、しからばどちらの方を優先して捜査をされた方がより国民の要望するところにマッチするのかわかりませんが、私も私も入りました判断をいたしまして、同じような罪質の事件でございます、したがって、その間に罪質の軽重というものはないわけでございまして、長野県警の方は所在不明になりまして被誘拐者の安否、生命の存否がなおあり得る可能性があるというわけでございまして、富山の方は、岐阜で残念ながら死体となって発見されておるので、そういう生命の安否ということとは過ぎた段階ということになるわけでございます。それで、何といつてもわずかであつても無事救出の可能性のある長野の方の事件を優先して捜査すべきじゃないかということで、この関係者の間で意見が一致をいたしまして、三月三十日の夕刻に、夜に入りまして長野県警が富山のところですでに調べ中でありました容疑者二名の逮捕令状を執行したと、こういうことでございまして、したがって、外から見ますと、その間にそういう

功名争いといひますか、いわば事件の取り合いといひのがあつたんじゃないかというふうなことでございまして、私も私の方といたしまして、長野の事件は長野県警が処理をする、富山の事件につきましては富山、岐阜両県警が処理をするということでありまして、事件そのものを決して取り合つていないことではもちろんございせん。そして、いま申し上げましたような、どちらを優先的に調べた方が国民の意思に沿うのかという点から考えてそういう合意、調整に達したというところでございまして、それは捜査の進捗状況というものと密接に絡んでまいりまして、実は二十九日ごろの段階ですと、富山県警の方が捜査が先に進んでおる、令状も取り得るという状態だった。その時点では長野県警の方では、あの二人について令状を取れるという状態にはいまだ一歩であつたわけでございまして、したがって、その時点で見ますれば、富山県警がともかく身柄を確保して両事件について捜査をするという方が合理的であつたと思つたわけでございまして、捜査が急速に伸びました二十九日、三十日に至りました、やはりそういうふうな同等な程度まで捜査が進みますれば、いま言つたような長野県警に優先して事件捜査を認めた方がいいということになつて、そのようにいたしたわけでございまして、これは三県警の幹部は十分承知をした上でそのように処理をいたしたところでございまして、

○寺田熊雄君　ずいぶん詳細な説明をなさるが、最初の被害者が、先ほどのを繰返すように恐縮だが、北陸企画に泊まるとか、女にアルバイトを雇はれておるとかという電話をかけてきた。三月六日に死体が発見され、八日に長岡陽子さんであることがわかった。それから実に二十九、三十といひますと三週間の日にちがたつておる。その間被害者たちはきわめて人目につきやすいフェアレディですが、そういう赤い車で遊んでおると。遊ぶというふうなことはこれは普通の人には行動で、しかもその間また家出人も出てくると、あなたの言われる家出人だな。実際は被害

者か。そういう訴えもあるということになりますと、三県警の連絡が十分に捜査が完全なものであれば、そんなに長い日にちを必要としないんじゃないだろうかと思つたわけで、だからあなたの方のは、何か私どもが思つておる、すべしと、いや、捜査は完璧でありました、全然連絡も間然するところはありませんでしたと、すべてそういう答えがいつもあなたの方のところから返ってくるけれども、やはり結果はまずかつたんで、それは国民全部がやはり何とかできたんじゃないだろうかという感じをひとしく持つておる、そういう案件ですよ、これは。だからそこはやはり完全でありましたというふうなことをばかりを言わずに、こういうことをいい教訓に、将来二度とこういうことを繰り返さないように捜査の万全を期しますという、そういうやっぱり心構えがあつてほしいですよ。その点どうですか。

○説明員(加藤鼎君)　長野の事件が発生いたしました、身代金の要求が電話でございました。それでこれは身代金目的の誘拐事件ということになるわけでございまして、それで七日に電話がありましたのを最後にして犯人側からの働きかけというものは全くなかつたわけですね。犯人側からの被害者及び家族に対するアクションというものは全くそれからとだえておるわけですね。一方富山の方は、ああいう死体が発見されたというところから殺人容疑ということで捜査が発令しておるわけでございまして。まあ結果的には両方とも恐らく誘拐殺人事件ということに落ちつくかと思つておるけれども、その当時はそういう若干違った形で出発をしておりまして、しかし、手口なり対象なり、これが非常に類似しておるということで連絡を三県警間で取り始めたわけでございまして連絡を三県の間逮捕に至るまで三週間もかかつておるじゃないかという御批判でございまして。確かに私も、その点ああいう重要な事件であればあるだけに、早急に被疑者を割り出して逮捕しなけりやいかぬ、検挙しなけりやいかぬということ、これは自分らの職責としてよく自覚しておるわけでござ

さいまして、そういうことで時間がかり過ぎたという御批判に對しましては、これは謙虚に耳を傾けあるは両者のさらに密接な連絡、連絡、情報提供、捜査資料の交換というふうなものをさらによく行ふ余地がないのかどうかということも十分検討いたしまして、本当に効率的な、確実な、そして迅速な捜査というものを進める上での教訓にいたしたいと、こういうところは十分心得ておるところでございます。そういうふうなことにつきまして、私どものやりましたことが理想的なことであつて、決して間然するところがないという趣旨で申し上げたものではございません。そういうことについて常に反省もし、検討もし、改善をしていかなければならないという気持ちを持っておりますので、その辺今度の事件につきましても、なお詳細に検討いたしまして、御指摘のように入れたて十分役立てていきたいというつもりでございます。

○寺田熊雄君 次に、小佐野賢治と浜田幸一の問題についてお尋ねをしますが、これは浜田幸一とK・ハマダなる者が同一の人物であるということ、国民がみんなもう断定しておるところであります。ところがこれは法務当局はもうわかつておられるんだと思ひますけれども、これを決して同一人であるということをおっしゃらないんですね。そのいわば弁明として、K・ハマダなる者の賭博上の債務を小佐野が引き受けて、そしてロッキードからの二十万ドルを代払いしたという事実を立証すれば足るのであつて、K・ハマダと浜田幸一が同一人物であるということまで立証する必要はないということをおっしゃるわけですか。しかし、K・ハマダなる者が現在、人物が架空の人物かと言つて聞いていくと、それは現在、人物でありますということをお答えになるわけですが、私どもはもう明快にこういう問題に對する国民の疑惑に法務当局が答えていただきたいと考えておるわけです。しかし、これはどういうところの圧力か、どういう思惑から

か、なかなかそれに踏み切つていただけない。これは非常に残念なことで、国民の期待に背くものであると私どもは考えておる。

そこで、私どもは浜田幸一と小佐野賢治の出入国の状況を割り出して、そこからまず浜田幸一が小佐野と一緒に外国に行つてゐるんではなからうかという、その事実をまず確定して、そして両者が同一であるというところにさらに詰めていきたい、こう考えたわけですね。

私どもの調査によりますと、この賭博の、浜田の債務なるものが発生いたしましたのは、この間の刑事局長の御答弁によりますと四十七年の十月の時点であつたということでありました。そこで、その十月の時点で浜田と小佐野が果たして出国をしておるかどうかということ調べてみますと、小佐野賢治は四十七年の十月五日に、これはJALの〇六二便で出国し、十月の十四日に帰つておるといふ調査結果が出たのでありますが、この点は入国管理局長はお認めになりますか。

○政府委員(小杉照夫君) 冒頭、多少お断り申し上げておきたいことがございますが、私ども、先生十分御承知のとおり、出入国記録というものは個人のプライバシーにかかわる問題でございます。で、国会等の場において一般的にだれだれの昭和何年における出入国履歴を明示せよという御要求がございました場合、私どもといたしましては、国家公務員の守秘義務を理由といたしましてお断り申し上げることにしてきておるわけでございます。しかしながら、ただいまの寺田先生御指摘の点につきましては、先生御自身の御調査によりまして事実関係をかなりの確に把握しておられるようで、そのような具体的な日時を示してお尋ねでございますので、私どもの守秘義務もその限度において解除されておるといふ判断のもとに、先生御指摘の点を私どもの資料で確認申し上げます。先生御指摘の点と存じます。

先生御指摘のとおり、小佐野賢治氏は昭和四十七年十月五日に出国いたしました、同十四日に帰国いたしました。フライイトも先生御指摘のと

おりのJAL〇六二便でございます。

○寺田熊雄君 さらに浜田幸一の出入国関係を私なりに調査をいたしますと、浜田幸一は四十七年の十月八日に出国してございます。これは〇二便です。そうして十月の十四日に、つまり小佐野賢治と全く同一の日時に、しかも同一の飛行機で、JALの〇〇一便で入国しております。この事実もお認めになりますか。

○政府委員(小杉照夫君) 先生御指摘のとおりでございます。

○寺田熊雄君 私どもがまだ調べ切れない面がありますが、小佐野賢治の出国とそれから入国と全く同じ日時に、そして同じ飛行機で広域暴力団稲川会の理事長をしております石井進なる者が、やはり同じ日時に同じ便で入国しておりますが、これはお認めになりますか。

○政府委員(小杉照夫君) お答え申し上げます。私、この石井進氏なる方の身分事項に關しては詳細を承知しておりませんが、石井進という名前の方が四十七年の十月五日に出国して、四十七年十月十四日、小佐野氏と同じ日付の同じ飛行機便で入国しておるといふ事実は確かにござい

ます。

○寺田熊雄君 それから小佐野賢治が最終的に浜田の債務を支払つたと言われる四十八年の十一月の時点のところを調査してみますと、浜田も小佐野も四十八年の十一月二日に出国して四十八年の十一月八日に入国してあることがわかりました。そしてこの兩名とも出国のときの便はJALの七二便であります。それから入国、つまり帰国したときの便はJALの七一便であることがわかりました。これも、これもお認めになりますか。

○政府委員(小杉照夫君) 先生御指摘のような事実がござい

ます。

○寺田熊雄君 さらに浜田幸一は、四十八年の一月十四日、JALの〇〇二便で出国し、一月の十九日のJALの七一便で帰国してございます。小佐野賢治も四十八年の一月十二日、〇六二便で出国し、帰りは一月の十九日、浜田幸一と同じJAL

の七一便で帰国してあることがわかりましたが、これもお認めになりますか。

○政府委員(小杉照夫君) そのような事実がござい

ます。

○寺田熊雄君 そこで、まだほかに判明してゐる事実がありますが、余り詳しいことを申してもなんですが、こういうふうな、刑事局長ね、結局あなた方が立証せんとしていらつしやる債務の発生時期は四十七年の十月当時でありまして、そして小佐野が浜田の残債務二十万ドルを支払つたのは四十八年十一月三日でありますというところをおっしゃり、そしてかつ、それを裁判所で立証せんとしていらつしやる。ところが私どもは調べてみますと、浜田幸一と小佐野がともに、いま申し上げた便はいずれもアメリカ行き便でありまして、そしてアメリカに同時刻ごろ行きまして、帰りは一緒に飛行機で帰つてきておる。しかもそういう事実がいま申し上げたように三回もあ

りまして、いずれもこれはもう出入国の関係でい

ま証明がされてしまつたわけですから、こういう事実がありましてはまだ刑事局長はK・ハマダと浜田幸一は同一人であるといわれわれの科学的な推定を肯定なさるぬのでしうか。これはもう国民がそういう合理的な疑惑を持つておる。それに対してはやっぱりあなた方もお答えになるべきだと思ひますが、いかがでしうか。

○政府委員(前田宏君) 去る三月六日の冒頭陳述の補充訂正につきましてはこれまで何回か御説明をいたしておるところでございます。先ほども仰

せになりましたように、その冒頭陳述の補充訂正で「K・ハマダなる者が」という表示がされておるわけでございますが、そのK・ハマダという人が浜田幸一という人であるかどうかということについて再々お尋ねを受けておるわけでございます。そのことについて、何らかの特段の事情があつて、わざと何か隠しておるんじゃないかという

ような御批判も受けておるわけでございますが、私どもはそういうつもりはございません。要するに毎々申しておりますように、冒頭陳述の補充訂

正でございまして、これから事実を立証しようというところに相なっておるわけでございまして、それにつきまして被告弁護人側の対応がまだなされていらないと。したがって、裁判所の御判断も全くないと、こういう状況にあるわけでござい

したがって、広い意味では捜査の何というか内容でございまして、捜査の秘密の段階に属しておるわけでございまして。また一面、いま申しましたように、今後の公判で被告人、弁護人側の対応がどうなるかによりましてその点があるいは問題になってくるかもしれない、こういう状況にあるわけでございまして、その捜査の問題、また、公判に対する関係、この両面から、現段階で申し上げられる限度のことを御報告申し上げておるわけでございまして、それ以上のことはいま申しましたような理由で申しかねるわけでござい

○寺田熊雄君 あなたの職務上のお立場を私が理解しないわけではない。ただ、私もがさまざま調査の結果、K・ハマダと浜田幸一は同一人であると、そして浜田幸一氏のみならずラスベガスで賭博をしたという事実をこれは自認しておられるわけですね。そして小佐野賢治の公判廷において大橋賢治なる証人が浜田と小佐野がラスベガスで賭博をしたということも認めておる。証言いたしておる。そういうあらゆる資料を総合いたしました、私もがK・ハマダは浜田幸一そのものである、こういうふうに断定することがわめて合理的である、決して不合理ではないということはあるあなたも認めになるでしょう。その点いかがでしょう。

○政府委員(前田宏君) 小佐野氏と浜田幸一という方が何回か同行しておられるということは、先ほどの入管局からの御答弁でも出ておるわけでございまして、また、その一部につきましては従来の公判でも一部明らかにしておるところでござい

推理をされる方の立場なり見方というものをとやかく言う立場にはないわけでございまして、それ以上のごときは申しかねるわけでございまして。○寺田熊雄君 なかなかこんなところがあるけれども、あなたのお立場上ひとつこれはやむを得ないとおきましよう。

入国管理局長、あなたに対するお尋ねはもうこれで終わりました。御苦勞さまでした。次に、これは法務大臣にちよっとお尋ねをしたのですが、いま私どもの党におきまして、これはいま鋭意対策を考慮中でありますけれども、大臣のお考えもある程度すでに報道機関に報道せられたところでありまして、自由民主党の方で、いまスパイ防止法の立案を計画中であるというこ

○国務大臣(倉石忠雄君) まだ党の方から私のところへ連絡はございません。○寺田熊雄君 大臣の方にはない。じゃあ、刑事局長の方にまだ自民党の事務的な方からはなされておられぬのでしょうか。○政府委員(前田宏君) お尋ねの自由民主党の方から連絡と申しますと大変正式な党から政府あて、法務省あてと申しますか、連絡というふうな感じになるかと思いますが、そういうことはないわけではございませんが、現に御指摘のように、自由民主党の内部でそういう御検討がなされておるとい

○寺田熊雄君 そして、刑事局長としてのお考えというふうなもの自民党の方にすでにある程度なされておるのでしょうか。お答えになつておられるかどうかということ。○政府委員(前田宏君) 別に、先ほど申しましたように、こういう案で法務省なら法務省あるいは刑事局としての公的な意見はどうかというふうな

お尋ねを受けていないわけでございまして。したがって、また一面、その案自体もいろいろと検討はされておるようでございまして、確定してないというふうにも理解しておるわけでござい

○寺田熊雄君 案ができて、それに対する意見を申し上げておるのではないことはよくわかりました。○政府委員(前田宏君) どういうふうにお答えしたらよろしいかと思いますが、似たような現行法としてどういふものがあるかというふうなお尋ねがございまして、寺田委員御案内のように、安保条約に基づく刑事特別法がある、あるいはいわゆるMSA協定に基づく秘密保護法があると、こ

○寺田熊雄君 それでは、新聞紙上に発表せられました自民党のスパイ防止法案なるものの内容

○寺田熊雄君 それでは、新聞紙上に発表せられました自民党のスパイ防止法案なるものの内容

は、あなたはお読みになったでしょうが、これについては、このような法律をつくることはいとお感じになったか、それともまだこれはどうか

○政府委員(前田宏君) 新聞に報じられました「スパイ防止法案」とかぎのついておりますものがありまして、新聞を見て承知しておるわけでござい

○寺田熊雄君 いや、そんなことはないでしょう。きわめていわば新しい犯罪をつくらうとして

○政府委員(前田宏君) 先ほど申しましたのは、過日発表されたと言われております自民党の案につ

いますので、それを要するに憲法との関係もこれあり、慎重に対処すべきものというのがお答えではなからうかと思ひます。

○寺田熊雄君 余りあなたを苦しめてもいかぬから、慎重に対処すべきものと思うというのがなかなか含蓄のある答えと私は受けとめて、これ以上はお聞きしないことにしよう。

さて、それでは大臣は、新聞に出したスパイ防止法案なるものの内容、これは大臣、当然お説みいただいたと思うんです。いま刑事局長に、あなたが当面の主管者ですと私は申し上げたんですが、主務大臣としては、まさに大臣がそれに当たります。ですから大臣は、そういう立法がいまの憲法秩序の中で許されるか、刑罰体系全体の中で矛盾なく座るものであるかどうか。そういうことについては、やはりあなたもそれなりの御判断を持ってしかるべきものだと思いますが、あなたは新聞に発表せられましたスパイ防止法案なるものについて、これを是と考えられますか、非と考えられますか、いかがですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 法務大臣としてお答えいたすことが、ただいまの段階で妥当であるとは思ひませんが、一般論から申しまして、この種の法律というのは、非常にいろいろな各方面に影響がありますので、ことに私どもの経験によりますというところ、この種の法律案というのは一たん上程したら、やはりたなざらしにしておくことはよくないのでありますから、十分にやはり、何と申しますか、各方面の理解と協力を得るようになした上でなければならぬかと思ひます。これは先ほど来寺田さんと刑事局長の間でお話し合いをなさっていらつしやるのを承つておりましたも、波及するところ非常に大きなことにも関係がございますので、やはり私はそういう意味で慎重に検討すべきものであると、このように感想を得ておるわけでありました。

○寺田熊雄君 一言で言つと、お二方の御意見は慎重論であると、こういふふうに承りました。きょうの段階ではひとつこの程度におさめておきま

しょう。あなた方に積極的の反対論を展開させようとするのは少し無理かもしれませぬ。

そこで、最後にいまの刑法の改正案、これは贈収賄罪の法定刑を引き上げるといふ問題でございますが、これは同時に時効の期間を延長する結果をもたらすわけでありまして、いま国民が要求しております政治倫理の確立という点からいいますと、政治的な腐敗をできるだけ重く罰するということについては私も異議ございません。全く同感であります。ただ、その種の犯罪が起訴されまして、裁判を受けた場合に、その裁判がわれわれ国民の常識からいいますと、やや軽きに失すると思われるような、そういう裁判例が多いように思われます。というのは、かなり巨額の収賄をいたした者でさえも、すでに社会的な制裁を受けておるといふようなことで執行猶予になる事例がほとんどであります。この点は法務省の刑事局長、最高裁判所事務総局の刑事局長、御両所におかれてどのようにお考えになりますか。ちよつと御感想を承りたいと思ひます。

○政府委員(前田宏君) 贈収賄事件につきまして刑が経過するのではないかと御意見でございますが、最近事案の内容が悪質化と申しますか、というふうな傾向もございまして、また金額的にも多額な事犯が発生しております。処理されておるといふようなこともございまして、最近の傾向、それほど顕著とは申せないかと思ひますけれども、量刑もやや重くなつてきておると、また場合によつては実刑になる場合もあるというふうな感じを持つておるわけでございます。確かに、執行猶予になる場合が多いわけでございますが、これはいま寺田委員も仰せになりましたように、いろいろな情状面が加味されて、裁判所が適正な御判断をなされたものというふうに考えておるわけでございます。その当否をとかく言ひ気持ちはございせんが、検察官といたしまして有利、不利を問はず、事案に応じた立証をしなければならぬわけでございますので、悪質な事犯につきましては、それなりの立証を重ねて適正な科刑の

実現を図りたい、かように考えております。

○最高裁判所長官代理者(柳瀬隆次君) 一般的に申しまして、贈収賄の罪について現在の裁判所の量刑が軽いか重いかということについてはいろいろ御意見があり得ると存じます。申すまでもなく量刑、つまり個々の事案についてどのような刑を、どの程度の刑を科するかというところは、個々の事案の内容を離れて論じることではできないものと考えます。事件を担当いたしました裁判所としては、個々の事案につきまして、犯罪の動機、結果などはもとより、その社会的な影響、犯罪後の状況など諸般の情状を証拠に基づいて十分に参酌した上で、個々の事案ごとに相当と認める量刑をしておるといふふうに私どもとしては存じます。

なお、ただいま仰せのように、贈収賄罪についての執行猶予の割合は、他の一般の事件に比べて高くなつております。その理由につきましても、仰せのように、犯罪の発覚後、捜査、裁判の過程において大変厳しい社会的な制裁を受けているというところ、あるいはこの種事案の場合、被告人に前科前歴等が見出されることが多いということ等が事情として参酌されているのではないかと存じます。

ただいまも申しましたが、個々の事案に応じて証拠にあらわれた諸般の事情、社会的な影響等も含めて、各裁判所としては十分適正な量刑をなすように努めておるものというふうに存じます。

○寺田熊雄君 裁判官が自分の良心に反した裁判をしておるといふようなことを私は考えるものではないと思ひます。確かに裁判官は裁判官なりに自分の良心に従ひ、誠実に裁判をしておられるものだと思いますけれども、ただ、その結果が、国民が見た場合に、どうもこういふいわば貪官汚吏に対する制裁としてはやや軽きに失するのではないだろうかといふふうに考える事例が多いのではないかと私は思ひます。

ちよつとどうか、前の刑事局長に日本では殺人罪に対する科刑が経過がやしないかという質問を

私はしたことがあります。もう少し検察官も求刑の面で考慮した方がいいんじゃないかと言つて質問をして、その点は十分考へるといふような趣旨の御答弁があつたように思ひますが、いまの贈収賄罪につきましても、これは法務省の刑事局長はどうですか。これは実刑相当ではないかと思ひても執行猶予になるような、そういう事例があまりはしませんか。まあそれから伺ひましょう。

○政府委員(前田宏君) 先ほどお答えしたところでございますが、寺田委員の御指摘のような感じが持たれる例もないとは言えないと思ひます。しかしながら、検察官といたしましては、どうも経過を思ふものにつきましては当然上訴の道もあるわけございまして、そういう方法でより適正な科刑の実現を図るということもございまして、先ほど最後にちよつと申しましたように、立証活動にさらに一層努力をいたしまして、国民の期待に合致するような科刑を得るようになつてと努力したい、かように考えます。

○寺田熊雄君 最後に最高裁の刑事局長にお尋ねしますのは、私も、大方の裁判官がまじめに仕事をしたいらつしやることは認めております。ただ、とかく善良な方々であるので被告人に同情をし過ぎてまあ一般の国民のそうした貪官汚吏に対する制裁をもつと厳しくしてほしいという国民感情の面を余り考えないようならみはないだろうか、そう考える場合が多いんです。この点は、やはり個々の裁判をあなた方に裁判官に指揮をせいなんでいふことは、そんなむづかしいことを言うわけじゃありません。それはできませんかね。しかし、判例研究とか実務研究とかいふようなことで、果たして現在の量刑は相当だろうか、国民の批判はどうだろうかといふようなことを十分検討する、お互いに研究し合ひ、そういう機会をぜひ裁判官に与えていただきたい。これはどうでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(柳瀬隆次君) 仰せのとおりでございます。私も最高裁判所の関係するところにおきましては、会同、協議会がある

は司法研修所における各種の研究會等を実施しております。また、各裁判所の部内におきまして、裁判官相互にいろいろの研究の集まりを持って、相互に研さんに努める。裁判官は、仰せのとおり、独善ということではもちろんいけない。また、大要視野が狭いということでもない。常に視野を広く、自己の研さんに努めて、適正な裁判を実現するように努めなかならぬ、このように思っております。

そこで、刑事局長にはこの種の贈収賄事件をどう受けとめて、事件解決のための捜査当局としての決意といえますか、態度についてお答えを願いたいと思ひます。

す。しかしながら、まだ捜査当局として、どこまでその点を把握し、どのように捜査を進めていくかということになりますと、これからの問題ということでございます。いま具体的にどういふふうになるかということをおし上げる段階ではないわけでございます。

御可決いただきましたことによつて、それがいけば特効的な効果を發揮してこの種事犯が防止できるかということになりますと、それだけの特段の効果があることは言えないかと思ひますけれども、やはりこの法定刑の引き上げというところを実現することによりまして、贈収賄罪に対する国民の評価と申しますか理解というものもおのずから高まるわけでございます。そのことによつてこういう事件を起こすことがよくないんだというところが国民全般にも知れ渡る、特に公務員の者にとりましてその認識が高まると、改まるという効果が期待できるのではないかと、そのような意味で、やや間接的ではございますけれども、一般的なものな予防効果というものも考えられるのではないかと、かように考えております。

○委員(長山昭範君) この際、委員の異動について御報告いたします。

まあその捜査の進行をめぐりまして、ただいまお読み上げになりましたような国民の声と申しますか、そういうものが上がつておるといふこと、また同様な観点からいろいろと御議論がなされていくというところは、捜査当局といたしましても十分承知しておるところであらうと思ひます。したが、そういうものにつきまして、それを刑事事件の面からできるだけ説明していくというのが捜査当局に課せられた使命であらうということも十分承知しておるものと承知しております。しかし、まあ先ほども申しましたけれども、いわゆる広い意味の疑惑とかあるいは公私混濁であるとかいろいろ好ましくない問題がございまして、刑事事件になる場合とならない場合とあるわけでございますので、その辺はまた一面御了解を賜りたいわけでございます。

○政府委員(前田宏君) KDD事件につきまして、御案内のとおり、当初関税法違反等から始まりまして、佐藤社長等の贈収賄と、それから郵政省の元監理官等の贈収賄と、さらに最近に至りまして板野元社長の業務上横領と、かような過程を経て捜査が進行しているわけでございます。

○宮崎正義君 刑法の一部改正に関する法律案の審議の今日の問題となつてKDDの事件につきましまして一言触れて、本題に入りたいと思ひます。

○宮崎正義君 刑法の一部改正に関する法律案の審議の今日の問題となつてKDDの事件につきましまして一言触れて、本題に入りたいと思ひます。

○宮崎正義君 今回の改正法案の提案理由の説明の中で、「一般予防的效果を期するため」と、こ

○宮崎正義君 大臣ね、公益会社と政官界を包む暗部の追及ということに対しては、相当な決意がなきやならぬと思ひますが、いま刑事局長と私とのやりとりの中で、大臣としての考え方、決意といひますか臨んでいく態度、その点について大臣から御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(川崎昭典君) 官庁綱紀の康正につきましましては、従来から機会あるごとに繰り返してその徹底を図つてまいつておりますけれども、昨年来の一連の不祥事により、国民に不信の念が非常に沸き起こつておるといふことを非常に遺憾に存じておる次第でございます。

○政府委員(前田宏君) 今回の御審議をお願いしております法案は、改めて申し上げるまでもなく贈収賄、特に収賄罪の法定刑の引き上げだけであるわけでございます。したが、この法案が

○政府委員(前田宏君) 今回の御審議をお願いしております法案は、改めて申し上げるまでもなく贈収賄、特に収賄罪の法定刑の引き上げだけであるわけでございます。したが、この法案が

○政府委員(前田宏君) 今回の御審議をお願いしております法案は、改めて申し上げるまでもなく贈収賄、特に収賄罪の法定刑の引き上げだけであるわけでございます。したが、この法案が

○政府委員(前田宏君) 今回の御審議をお願いしております法案は、改めて申し上げるまでもなく贈収賄、特に収賄罪の法定刑の引き上げだけであるわけでございます。したが、この法案が

○政府委員(前田宏君) 今回の御審議をお願いしております法案は、改めて申し上げるまでもなく贈収賄、特に収賄罪の法定刑の引き上げだけであるわけでございます。したが、この法案が

○政府委員(前田宏君) 今回の御審議をお願いしております法案は、改めて申し上げるまでもなく贈収賄、特に収賄罪の法定刑の引き上げだけであるわけでございます。したが、この法案が

○政府委員(前田宏君) 今回の御審議をお願いしております法案は、改めて申し上げるまでもなく贈収賄、特に収賄罪の法定刑の引き上げだけであるわけでございます。したが、この法案が

○政府委員(前田宏君) 今回の御審議をお願いしております法案は、改めて申し上げるまでもなく贈収賄、特に収賄罪の法定刑の引き上げだけであるわけでございます。したが、この法案が

○政府委員(前田宏君) 今回の御審議をお願いしております法案は、改めて申し上げるまでもなく贈収賄、特に収賄罪の法定刑の引き上げだけであるわけでございます。したが、この法案が

○政府委員(前田宏君) 今回の御審議をお願いしております法案は、改めて申し上げるまでもなく贈収賄、特に収賄罪の法定刑の引き上げだけであるわけでございます。したが、この法案が

○政府委員(前田宏君) 今回の御審議をお願いしております法案は、改めて申し上げるまでもなく贈収賄、特に収賄罪の法定刑の引き上げだけであるわけでございます。したが、この法案が

○政府委員(前田宏君) 今回の御審議をお願いしております法案は、改めて申し上げるまでもなく贈収賄、特に収賄罪の法定刑の引き上げだけであるわけでございます。したが、この法案が

ることもあると思いますから、仮にそういうような場合が起こっても、これが仕事を処理する上においてそういうことが起こらないように、防止されるように組織なり機構、あるいは組織、機構をととえ整備いたしましても、たとえば人事異動など得上司がみんな一斉にかわるといふようなことがあればまた穴が抜けるわけでございますから、そういうことのないようにいろいろ研修などの機会を通じてまじりてきめ細かにできる限りの指導をしたいと思います。

○宮崎正義君 私は企業の方をやれと言っているんですよ。企業の方を嚴重にやれと言っているんですよ。企業が誘って事件を起こさせるんですか。

ら、企業を嚴重にそういうことをするなという通達なり、自治省は自治省としての、また総理府は総理府としての嚴重な通達を出して企業の方の考え方を改めさせていくと同時に、当然いまお話し、弱い立場だと言われなければいけません、弱くないんです。こちらはやっぱりそういうふうな考えがあるからいつとはなしに乘ってくるような形になるわけですから、両方とも嚴重にやらなきゃならないというふうに思うわけです。したがって、この際嚴重な通達等を出す考えをおやりになったかどうか、こう私は思うわけですが、どうですか。

○政府委員(川崎昭典君) 先生御指摘のとおりでございます。監督される事業者なり業者なりを十分にそういう意味で指導していくという点に今後力を注ぎたいと考えております。

○宮崎正義君 今回の改正で贈賄罪の百九十八条の第一項の法定刑の改正をしてないように思えるんですが、これは贈る方も同じじゃないんでしょ。うか。どうでしょうか、刑事局長。

○政府委員(前田宏君) 確かに先ほどの御議論でございまして、企業側という業者側といいますが、そこに問題があるケースももちろんあるわけでございます。したがって、贈賄の方も法定刑を重くしたらどうかという御意見は十分考えられるところでございますけれども、今回の改正案の考え方としては、最近の状況にかんがみまして、やはり綱紀の肅正というところに力点を置いて、取賄の方の法定刑を引き上げるといことが現下の情勢にかんがみて適當であるという観点から立案されたものでございまして、公務員の方から要求するような場合が比較的に少ないという話も出ておりましたけれども、そういう場合も絶無ではございませんし、むしろ最近では多くなっているような感じもしないわけではございません。そのようなこともございまして、従来から沿革をたどりますと、贈賄と取賄ではやはり一段と差がついているというふうな経過もございまして、また刑法の全面改正の作業

の中でいま御指摘のような点も十分議論されたわけでございますけれども、さしあたっては、やはり取賄罪の方の刑を上げるのが適當であるというふうな結論になったこともございまして、そのようないろいろな面を考えて、今回のさしあたっての措置としては取賄の方に重点を置いて考えたというところでございまして、しかし、いろいろと情勢も変化するわけでございますので、贈賄の方についてもさらに引き上げの要があるというふうになりまして場合には、その点も放置しない検討をしていきたいと、かように考えております。

○宮崎正義君 この法律案提案の動機だとか、あるいは刑法全面改正に關してこの法案がどうかであるかという点もお伺いしようと思いましたが、一部触れられましたから、時間の節約上これ聞くのをやめます。

それで、いま御答弁がありましたけれども、私は企業側への処罰といいますが、そういうたようなものも当然考えていかなきゃならないんじゃないかと思ふんです。と同時に、またもう一つには、俗に言う高級官僚の天下りの規則ですか、五年間はどうかとかこうだとかというふうな、まあそういうた規約か規則みたいなものが必要じゃないかと思ふんです。また会計検査院をもっと強化して、そしてこういう防止をしていくということも一つのあり方だと思ふんです。それから一番大事なのは、企業から献金を許さないというふうなことに重きを置かなければ、なかなか防ぐことができないんじゃないかと思ふんですが、この点についてはどうでしょうか。

○政府委員(前田宏君) 冒頭のお尋ねにも申しましたように、法定刑の引き上げだけでこういう事態が改善されるというふうにはもちろん考えていないわけでございます。まあこのことに限らず、刑罰というものはいわば最後の手段でございまして、先ほど来宮崎委員が仰せになりますように、むしろそれ以前の問題、恐らくはその未然防止の問題であらうと思ひますが、その方がむしろ大事であるというところは私も十分承知しております。

もうでございます。そのようなことで、法務省の刑事局の立場といましては罰則というところでやっておるわけでございますが、いまのようないろいろな点、御指摘になりました点、これはそれぞれの分野で検討が進められ、それぞれの措置がとられるべきものと、かように考えております。

○宮崎正義君 同じようなことを言うんですけれども、企業は経済活動、利害関係の中からいろいろな問題が起されてくるんですから、やはりこれは一応考えていただいた方がいいと思ふんです。そういう面で商法の、会社法の改正に關連して企業の社会的な責任をどのようにしていくようにするのとかいうようなことも私は当然考えていいんじゃないかと思ふんですが、この点どうでしょうか。

○政府委員(眞家克己君) 御指摘のとおり、企業の自主的監視機能を充實強化するということはきわめて重要であるという認識に私も立っているわけでございます。かねてから会社法につきまして改正作業を進めていたのでございまして、昨年七月にそういうた企業の不不正防止のための対策というふうなことを早急に確立するという点に重点を置きまして、会社の業務執行に際しての違法行為の発見、防止制度の強化というふうなものを中心としたしまして会社法の改正審議を促進することになったわけでございます。これは法務大臣の諮問機關でございまして法制審議会の商法部会でそういうような意思決定がなされたのでございまして、現在その決定に基づきまして、法制審議会におきまして会社の財務、業務内容の開示、監査役、会計監査人の監査権限、地位の独立性の確保、その責任の強化というふうな点、並びに取締役の責任の明確化というふうな点に重点を置きまして商法改正の審議を急いでいるわけでございます。過去三回にわたりまして、法制審議会の審議の経過を踏まえて私どもの方で試案を公表いたしましたので、各方面の意見を求めているところでございますが、そういうた意見も参考いた

しまして、法制審議会の答申が速やかに得られることを私も期待しているわけでございます。答申が得られましたならば、できる限り速やかに法律案を作成して国会に提出したいと、かように考えている次第でございます。

○宮崎正義君 非常にいろんな立場の人、むしろ難しい問題がいっぱいあると思ひます。総会屋の問題等も出てくるであらうし、いろんな諸問題がふくそう化した中に審議をされていると思いますが、せっかくいま御答弁がありましたように、これは私の要望として速やかに解決をしなければ、そこから基本になつてくるような面もあるわけでありまして、その点をひとつお考えを願つて、さらに進めていただきたいということを申し上げたいと思ひます。

大臣、いま私が本案の刑法の一部を改正する法律案で、この問題は何かといひましても基本的姿勢といひますが、綱紀肅正といひますが、その基本的姿勢というものがまず第一の防止策であり、同時に相手方の姿勢が大きな災いを起こす原因にもなっております。こういう点につきまして、閣議において今回の法改正に当たつてこういう質疑を取り交わされているということを発言をなさいますと、各省がこれにしっかりと当たつていかなければならないと思ひます。その点どうお思いですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) まことに御同感でございます。綱紀肅正はたまたまのときに非常に重要なことでございまして、大平総理もそんなことで地方に出ましたときに、政治的な大きなテーマとしてそれを掲げておりましたような次第でございまして、私も、こういう際にたまたまこの刑法の一部改正案を御審議願うわけでありまして、そういうものが実施されるにつけても、並行して綱紀肅正を私どもは全力を挙げてやらなければならぬことだと思つております。

○橋本敬君 郵政省の官房長、突然大変御迷惑をおかけいたしましたので、何分にも神山次官の御退任、江上局長の更迭というのが突然の人事だった

ように思いますので、突然来ていただきまして恐縮ですけれども、お許しをいただきたいと思ひます。

まず、官房長に伺いたいんですが、定例の郵政省における人事異動、これは大体通常国会が終りました七月、早くとも六月末、これがいまままでの経過であつたように思ひますが、いまままでの経過では大体そういうことは間違いないですね。

○政府委員(小山森也君) おっしゃる通りに、大体六月末から七月というのが慣例でございます。○橋本教君 だからしたが、今度の人事は、いま官房長御答弁のように、いまままでの慣例に反して大要早く事務次官が御退任になると、また重要な局長がかわると、こういうことになつたわけですが、急にこのように早くなつた理由は、どういうところにあるんですか。

○政府委員(小山森也君) 私の聞いてるところでは、ただいま郵政省の士気が非常に沈滞している、いろんな問題がありまして、内部において非常に士気が沈滞しているということでございますので、やはりこういうときには人心一新することが必要ではないかということで、先日、予算が成立したのを機会といたしまして、事務次官が人心一新のために退任するというに踏み切つたというふうに聞いております。

○橋本教君 その点で少し疑問がありますのは、予算が成立したというのにはこれは郵政省に限らず、各省庁とも予算の成立という事態を受けて今後仕事をしていくわけですね。郵政省の内部が非常に沈滞をしておるといふことで人心一新の必要があるというお話でございますが、郵政省の内部がいまなぜそれだけ士気が沈滞をしておるのか、これがまず問題です。これはさばりと言つて、KDD事件で二名の逮捕者を出す、そしてまたKDD事件に関連をして郵政省官僚へのいろんな接待や贈り物工作があつたのではないかと、これが世間で非常に言われておる、こういう状況があつたの御答弁をなさつた、士気が沈滞をしておるといふ直接の理由になつておると、これは常識的に

見てこうなりますが、そういうことですか。

○政府委員(小山森也君) 直接的にということでは、私もちょっとその辺は聞いていないことではございますのでわかりませんが、大きな意味におきまして郵政省全体が士気が沈滞している、これからのいわゆるプロパーの法律の御審議をいただく上におきまして、士気をここに置いて人心を入れ直すということが重要だと、こう考えたということをお伺ひしております。

○橋本教君 官房長の御判断を私は聞いておるわけですが、あなたは官房長ですね、そういう立場で責任ある答弁をお願いするために来ていただいたんですが、なぜ郵政省は士気が沈滞しているか、各省庁で異例の人心一新人事を予算成立と同時にどこもやつてないんです。郵政省が人心一新で士気が沈滞を防がなきゃならぬと、郵政省だけが士気が沈滞しているというのはKDD事件、これがあからだつた、これはもう当然じゃありませんか。ほかに理由がありますか、理由があつたらお聞かせいただきたい、官房長の御判断で、いかがですか。

○政府委員(小山森也君) まことに申しわけないんですが、私もさういふことではございまして、今回の人事につきましては、私のいふゆる権限ということではございせんので、個人的な感想ということをおし上げる場ではないような気がいたします。まことに申しわけございませんが、ひとつ個人的な感想につきましてはお許し願ひたいと存じます。

○橋本教君 官房長という立場でござらんになつて、郵政省の内部はいま士気が沈滞しておる事実はお感じになりますか、事実として。

○政府委員(小山森也君) ただいま申し上げましたとおり、私の個人的な感想ということにつきましては、ひとつお許し願ひたいと存じます。

○橋本教君 個人的な感想より、官房長に郵政省内部の事実を聞いていますか、いかがですか、そんなに士気が沈滞しておりますか。

○政府委員(小山森也君) 繰り返して申し上げるようでございますけれども、今回の人事異動に関

する個人的な感想というようなことにわたりますので、お許し願ひたいと存じます。

○橋本教君 そういう御答弁なさると官房長、ますます疑惑が深まるざるを得ないですね。客観的に士気が沈滞しているか、してないかという事実さへお答えになれない。本当にしているなら、その原因を明らかにすべきだ。だから要するに、人心一新ということが人事の名分だというようにあなたはお聞きになっておられるから、実際に士気が沈滞している時期に人心一新やらなくちゃならぬという、そういう状況が事実としてあるのかどうか、これもあなたはお答えにならない。

それからもう一つの問題としては、その士気が沈滞しているというのことが事実とすれば、それはKDD事件というこの事件があつて、皆さんが苦惱しておられる、心配しておられる、悩んでおられる、そういうこと以外に考えようがない、こう私は判断を——今度は私がするんですが、私はそういう判断をしますが、私の判断は間違つていませんか。

○政府委員(小山森也君) 先生のおっしゃる御判断というものににつきまして、私からそれに対する……

○橋本教君 間違ひなら間違ひと、遠慮なしに言うてください。——遠慮なしに、遠慮なしにやうてくださいよ。

○政府委員(小山森也君) そのことにつきまして、御判断に対する批判というものは、ちよつとでかかせる次第でございます。

○橋本教君 官房長のお立場が大変微妙で、まあ答弁に窮されることも理解できますが、率直に言ひまして、二人のエリートコースを歩む官僚がKDD事件に関連をして逮捕された。そして捜査はさらに続けられておる。その捜査の真つ最中である。逮捕された二人に就いて、まさに次官コースを歩んでおられた重要局長である江上局長、これに就いて新聞でいろいろ書かれておりますが、ここまで事情聴取が及ぶとなれば、それこそ士気にかかわる、それこそ人心一新が必要になる

という事態が目に見えておる。だから、早目にそれを回避するために、突然ではあるけれども異例の人事をやつた、こういうふうに私も私ども世間も見やすいわけですが、あなたとしてはこの事の真相については本当に知らないんですか。

○政府委員(小山森也君) 先ほども申し上げましたように、神田次官の方がそのような省全体の士気というものを考えて今回の人事異動というふうに踏み切つたと聞いております。

○橋本教君 人事の問題ですからなかなか真相は出てこないわけですが、どう考えても異例の人事であるということはあなたがさうおっしゃつたとおりだし、KDD事件の捜査中、真つ最中であるという状況を考えますと、まさに私もさう考えざるを得ない状況がある。

検査官に伺ひますが、二人の逮捕された郵政官僚の勾留満期は何日で終わりますか。

○政府委員(前田宏君) 御指摘の二人の方についての勾留満期は四月の八日でございまして。

○橋本教君 つまり、きょうでございまして。そして、この捜査の結果、起訴されるかどうかというところがきょうじゅうに決まるわけですが、もうわかつておると思ひますので言つていただきましたが、起訴の方針で処理されるわけですか。

○政府委員(前田宏君) 実はけさからこちらに参つておりますので、確定的なことを聞いております。

○橋本教君 方針はあるでしょう。もうすぐわかることですから、起訴の方針で進めておられると伺つてよろしいですか。

○政府委員(前田宏君) 何分にも起訴、不起訴ということは大事なことでございまして、はつきりしないことをここで申し上げるのはいかがと思ひます。

○橋本教君 いずれにしても、起訴しなかつたら釈放はされる。それから起訴されても、保釈請求というところで身柄が釈放される可能性がある。それがぎりぎりきょうだということでは言えますね。

○政府委員(前田宏君) その点は、仰せのとおり

でございます。

○橋本敦君 したがって、きょう勾留が満期、そして仮に起訴されたら、それ自体また新たな局面を迎える。そしてまた釈放ということが、保釈か、もしくは在宅起訴か、あるいは起訴をそのまま延ばして、在宅で取り調べるか、身柄が釈放されるということになっても新たな事態を迎えるわけですが、この八日という期限は二人の逮捕された官僚の捜査にとって重要な一つのめどになる。そして、このめどを見越してこの二人が起訴をされる。そしてさらに、これが起訴されて、大体次はこの二人の捜査から江上局長周辺の方に捜査が及んでくるという状況があるわけで、勾留満期の八日を前にしてきのう突然辞任という処置を郵政省首脳はとったと、こういうふうに私は考えざるを得ない。官房長に幾らその点をお聞きしてもお答えになりませんけれども、そういう脈絡があるものとして今度の更迭は異例の人事だという点はこれはもうはっきり明らかだし、その意図が、単に人心一新ということでは説明し切れない社会的状況だということもこれも明らかだと思えますね。

そこで、このKDD事件なるものですけれども、いま板野前社長が逮捕されて取り調べを受けている。このKDD事件の捜査の一つの方針の眼目として、料金の改定問題、これにどう絡むか。二つ目には、KDDの人事に関連してKDDの多額の交際費その他の支出あるいはパーティー券、商品券その他がどう絡むか。つまり、料金問題とそれからKDDの人事問題、これをめぐって捜査を進めていかなくちゃならぬという状況にある。このことは警察の方で間違いございませんか、考え方として。

○説明員(深間英治君) 御承知のように、警視庁ではいわゆるKDD疑惑というものを解明するために虚心に事実は何か、証拠は何か、法律は何かということ捜査を進めているわけでありまして、その結果、五日の板野前社長逮捕まで来たわけでございます。

今後どのように発展するかという事柄につきましては、いわば今後の捜査の結果によるわけでありまして、それについてあらかじめ予断を持つて、ただいま橋本委員の御質問のように、特定の問題にしばってどうこうということじゃなくて、むしろやはり幅広く、事実は何か、証拠は何か、法律は何かということ捜査を進めているというように御理解をいただきたいと思えます。

○橋本敦君 この間私が聞いたときは、もったいなく答えたよ。ここまで来てわかつた小学生に言うような答弁をしてもらったって意味ないですよ。まさに、このKDD事件の本質は何だとして捜査をやっているかということが大問題ですよ。そういう答弁をしながら、意識的に政界工作を排除していくという意図で捜査をなさっているとしたら、これはもう警察権力としてもってのほかだということになりますよ。これはもう言うまでもありませんよ。

要するに、この事件の核心の中に、国会論議でも出されたけれども、料金改定をめぐる問題との絡みはどうなのかという問題が一つ重要な問題としてある。捜査当局はこれに重大な関心を払わねばならぬ。これは当然じゃないでしょうか。

○説明員(深間英治君) 捜査当局といたしましては、現に捜査を進めている立場でありますので、個々具体的な事柄について一々関心を持っていくとか持っていないということについては申し上げるべき立場にございませぬので、その点につきましては御答弁を御容赦願いたいと思えます。

○橋本敦君 納得できませんね。

KDD事件という事柄の本質をもっとはつきりつかんで、国会論議の場でも明らかにしながら、捜査は捜査として着実に証拠を積み上げながらやっていったらいいんですよ。KDD事件の一つの重要な核になる問題点として料金値上げ問題があり、もう一つは人事問題がある。これは、いままでの国会論議でもあなたの方の答弁を総合しても明らかじゃありませんか。刑事局長の御判断いかがですか。

○政府委員(前田宏君) ただいまお尋ねのような問題、これがいわゆるKDD事件の中で、国会での御議論もそういう点に集まっていると申しますか、論議が重ねられていくということは改めて申し上げるまでもないところだと思えます。

○橋本敦君 国会論議はそうなっておるし、捜査もそういう点を解明するという、そのことを捜査としても尽くさなければKDD事件の全貌が明らかにならぬという状況になっておるということも、刑事局長明白じゃありませんか。

○政府委員(前田宏君) 先ほど警察の方からお答えがございましたように、捜査のことと申しますから今後の進展はどうなるかということとはもちろん言えないわけでございますけれども、いま申しましたように、御指摘の点が本件における重要な問題点の一つであるということとは十分承知しております。

○橋本敦君 そこで、郵政大臣のKDDに対する職務権限との関連で聞きたいんですが、郵政大臣はKDDに対して職務権限としてはどのような職務権限を持つ地位にありますか。これはどちらからでも結構です。

○説明員(塩谷裕君) お尋ねの件でございますが、郵政大臣は、国際電信電話株式会社法に基づきましてKDDを監督する権限を有しております。

○橋本敦君 もう少し詳しく、一般的監督権以上に具体的に権限があるはずですね。たとえば、国際電信電話株式会社の十一條はいいかがですか。

○説明員(塩谷裕君) 十一條によりまして、これは、「取締役及び監査役の選任及び解任、定款の変更、利益金の処分、合併並びに解散の決議、このいっつもののが郵政大臣の認可を受けなければその効力を生じないということになっておりますので、一つの人事上の、普通の株式会社でございまして、総会などで役員が選出されるわけでありまして、それが有効になるのは大臣の認可にかかっていると、これが一つでございます。

それから、利益金の処分、これは一つの経理上

の監督作用でありまして、株主総会の決議を経て確定されました利益金の処分方についてやはり大臣の認可を必要とする、こういったことが主な内容になっております。

○橋本敦君 ですから、人事及び利益金の処分について直接かつ強力な権限を持っていることがわかりますね。

それじゃ、公衆電通信法六十八條で、いわゆる料金問題についての郵政大臣の権限はどうなっておりますか。

○説明員(塩谷裕君) ただいまの国際電信電話株式会社法に基づく監督権限、これは一つの会社という組織に対しての監督作用でございますが、そのほか、郵政大臣は、KDDがやっております国際電通信業務に関して監督権を持っておるわけでございます。それが先生お尋ねの公衆法第六十八條に基づきます料金の決定、これは、公衆法で、法律で決められております料金以外の料金につきまして大臣の認可を経定めると。KDDの場合、国際電通信業務をやっておりますわけでございます。その大半はこの認可によって料金は決められる、こういう仕組みになっております。

○橋本敦君 だからしたがって、料金問題についても郵政大臣は直接の認可権を持つという立場にある。

そこで刑事局長に伺いますが、国会議員の贈収賄事件では、職務権限の問題が非常にいつも重要な問題になる。その点、この人事及び料金問題に関連するKDDの問題について言うならば、まず郵政大臣が明確な職務権限を持っておるといふ点についてはもう疑いありませんね。

○政府委員(前田宏君) 職務権限という言葉を使い、また、お尋ねの冒頭にありますように、贈収賄罪というように念頭に置きながらお答えをいたしますと、捜査中の事件の関連ということが何か出てくるような気がいたしますので、どのようなお答えをしようかと思いましたが、先ほど来郵政省の方からお答えございましたように、郵政大臣としてはKDDに対していろいろな意味で

の監督権を持つていふことは承知しております。

○橋本教君 だからしたがって、職務権限については法律で明記されているところからも十分檢察庁は承知されていると明らからである。

そこで郵政省に伺いますが、料金値下げの問題が起つたのは、五十二年の末ぐらから論議が起つた。そして、政府は五十三年度の四月二十一日には経済対策閣僚会議まで開いて値下げの方向の検討を始めた。そして、郵政省は三回にわたってKDDに対して値下げの方向を検討し、それを文書で報告するように求めた。第一回は五月十日、二回は九月十九日、三回は年明け五十四年度の三月十五日。この事実は、これは間違いないですね。

○説明員(塩谷穂君) 先生がおっしゃるとおりでございます。

○橋本教君 そこで、郵政省の立場として一般論として伺いたいんですが、いま出されたKDDへの文書による報告提示というものは、これは先ほどあなたがおっしゃった、KDD法で郵政大臣が監督権を持つという、その監督権に基づいて出されたという趣意になるんですか。

○説明員(塩谷穂君) KDD法には、先生御指摘のとおり、郵政大臣のKDDに対する監督権を明記した条項がございますが、この場合の指導と申しますのは、一種の行政指導と申しますか、法令上並びにそれに基づきまして郵政大臣が電気通信業務全般について指導する、そういう権限に基づいてなされたものと理解しております。

○橋本教君 だからしたがって、そういう権限に基づいて出されたものであるということが明らかになった。そうすると、郵政省の直接の監督下にあるそういう特殊法人KDD、そのKDDがこの指導に対して文書で回答したのが最初の五月十日の指示を受けて八月二十六日、三ヵ月かかっている。これはちょっと長過ぎやしないか、報告が怠慢ではないかという気がしますが、郵政省はどう見えていますか。

○説明員(塩谷穂君) 御承知のとおり……

○橋本教君 結論だけでいいです。

○説明員(塩谷穂君) はい。十分検討に時間をかけて回答いただいたものと、こういうふうに理解しております。

○橋本教君 それは甘くて好意的過ぎるんじゃないの。三ヵ月もかかっている。督促一回もしなかった。強力な指導じゃなかったのですか。それじゃ、二回目、三回目は報告も出してないでしょ、事実どうですか、KDDから。

○説明員(塩谷穂君) 文書という形式での回答、これは先生御指摘のとおり八月二十六日にあったわけですが、それ以前、それからその後、これはたとえば九月十九日に、先ほど御指摘のように私も再度経済対策の一環として出された決定に基づきまして文書指導しているわけですが、そういうことも間にはさんでいろいろ事務的に打ち合わせをし、その検討方を強力に指導してまいりましたところでもあります。

○橋本教君 いやいや、強力な指導をしていないから問題になっている。あとの二回ははたらかして文書の回答はなかったでしよう、こう聞いている。回答はなかったでしよう、こう聞いている。

○説明員(塩谷穂君) 文書による回答はございません。

○橋本教君 だから、見解の相違だということにあなたはなると思っておられるかもしれないが、強力な監督指導権がありながら、まさに郵政省の指導自体が緩やかで怠慢過ぎるんです。経済閣僚会議までやって、その重要な問題についてあとの二回は報告さえしていない。結論は値下げは全然やらなかった、こういうことになるんですよ。

そこで、もう国会で何度も論議されたからあなた方おわかりだと思いが、服部郵政大臣の答弁の変化に注目する必要があるでしょう。服部郵政大臣は五十三年度の三月三日には、値下げを適正な価格にするよう大変なファイトで指導しております、こう言っておるんです。あなたのお話を聞いたら、ファイトのある指導なんてやってないです。

よ。そんなの三ヵ月もはたらかして、口頭でやったりあなたおっしゃるけれども。その大変なファイトで値下げをやるという答弁が、四月十八日になりますと御存じのように、私は決して値下げするなんと言った覚えはありませんという方向へ後退していくでしよう。ところが、その四月十八日のそういう後退答弁をした次の四月二十一日に経済対策閣僚会議が開かれておる。この経済対策閣僚会議には、服部郵政大臣も特にこのKDDの問題があるので参加をしておられたはずですが、参加をしておられたことは間違いないですね。

○説明員(塩谷穂君) ございません。

○橋本教君 だから、服部郵政大臣はこの経済対策閣僚会議で料金の値下げに賛成の方向で発言されたのか、四月十八日の後退答弁の方向で余り賛成しないというところで発言されたのか、これも調べるべきじゃないか。どっちにしても、先ほどから私が明らかにしたように、KDDに対する最も強力、かつトップの指導監督、そして料金について認可、こういう強力な権限を持っておられる郵政大臣がこの料金値下げ問題について文書で指導を出される以前から後退答弁をされておるというういう姿勢ならば、KDDは郵政省の指導を甘く見て返事さえ文書で回答しないという、そういう態度をとってくださることは想像にたかたないわけですよ。

そこで、この大臣の後退答弁に関連をしてひとつ注目しなくちゃならぬのは、新聞で報道されていますけれども、五十三年度の春に板野社長と服部郵政大臣がひそかに赤坂の料亭でお会いになった。この料亭は田中角栄元首相のために角栄部屋が用意されていることでも有名だったと、こう言っておりますから、大体その名前にも想像がつく料亭ですね。この五十三年度にひそかに会われたということ、このほかにも、この前後に二人は銀座の料亭「K」で人目をばかかって会食をしておられる、こういう報道がある。これは大臣のこの答弁の変化にかかわって、この五十三年度のこの二人の会談というのは、この大臣答弁の後退の裏

に何があつたかを調べねばならぬ非常に重要な事実だと私は思いますが、この点について警察庁は調べておりますか。

○説明員(漆間英治君) そのような報道がなされたことは警察もよく承知しています。

○橋本教君 承知されたら、もうすでに調べておられますかという質問です。

○説明員(漆間英治君) 先ほど申し上げましたように、そのような事実について承知していることは事実であります。そのことが当面進めている捜査とどのようなかかわりがあるかということ、今後積み上げられる証拠によって判断されてくるわけでありまして、現時点でどのような犯罪があるかとか、それについての判断を述べることは差し控えたいと存じます。

○橋本教君 私が指摘したこの五十三年度の会合というのは、大臣の後退答弁との絡みで見ても、捜査しないではおられない大事な一つの事実もしくは情報だというように私は思いますが、捜査を担当される刑事局長のお考えいかがですか。

○政府委員(前田宏君) 新聞報道等で御指摘のようなことが出ておつたことは私も承知しております。当然のことながら捜査当局も知っております。何分にも、そういうことがどういう意味合いを持つかということ、これも無視できないことであろうと思っておりますけれども、やはり犯罪の疑いがあるかどうか、どういふ事実があるかどうかということが一応想定されませんと、そのかわり合いといえますか、意味合いということもわからないわけでございます。したがって、いづれにせよ、今後の捜査の中でそういう点も必要に応じて明らかになってくるものと思っております。現段階では何とも申しかねるわけでございます。

○橋本教君 今後の捜査の過程においては確かに必要になる一つの問題だということはあなたがおっしゃる通り。そして、さらに議論になっておりますが、五月二十五日も新聞で大きく出ておりますように、赤坂の「山崎」そしてまたもう一つ

の「口説」という料理屋で、SPも連れずに郵政大臣は板野氏と会った。で、この五月二十五日というのは、非常に大事なものは二つの意味がある。と私は見ます。一つは、四月二十一日に経済関係会議が開かれて、五月十日に郵政省は、KDDに料金値下げの検討を文書で報告をせよと指示をした。すでに大臣答弁は後述しておるんだけど、経済対策関係会議の方向に沿って指導せざるを得なかった。だから、この問題は、大臣の腹はどうかというところは板野さんは知りたかったと考えるのは当然でしょうね。そして、この問題の結論がどうなっていくか。もう一つの重要な意味は、六月が株主総会で、人事問題が出てくる。直接の監督、認可権、人事についての権限を持つ郵政大臣と直接話し話をして、株主総会直前にその人事問題を話す必要も板野にあったのではないのか。こう考えると、五月二十五日の新聞で出されているこの二人の会合というのは、これが刑事事件になるかならないかを詰めていく上で無視できない重要な会合だと見なければならぬ。まさにこれは捜査の常道ではないかと私は思います。刑事局長のお考えいかがでしょうか。

○政府委員(前田宏君) 御指摘のような事実まだ確定されたわけではないように思いますので、それを前提にしていろいろと分析をするということもやや早きに過ぎるのではないかと思います。いろいろと御指摘の点、また橋本委員の分析、推理と申しますか、そういう点はそれなりの意味を持つものと考えます。

○橋本教君 私、板野氏が逮捕されて厳重に捜査をやっていたらという、そういう期待と前提の中で問題を指摘しておるということをまず理解をしていただきたい。だから、板野氏の取り調べにとつては広範な問題があるでしょう。いままでも調べたことの積み上げがあるでしょう。個人的な横領問題もあるでしょう。しかし、いま指摘した問題について重大な関心を持って捜査をするという、そのことの必要性があることはもう明白なんです。

そこで、もう一つ聞きたいんですが、ルイという会社からKDDは多額の家具を三回にわたって買っている。その総計は約二千万円に上ると言われている。で、このルイという会社が法人登記はされていない。だから、普通で言えば幽霊会社の存在である。しかし、この会社が服部氏の秘書であると言われる則信氏がやっていた会社である。服部氏が事実上全額出資をする形でやっていた会社である。こういう事実、これはもう捜査の中でルイとはどういうものかということでもつかんでおられると思いますが、警察いかがですか。

○説明員(漆間英治君) その問題につきましては、新聞でも報道されましたし、それから国会、衆参両院の各委員会等におかれましてもいろいろ議員から御指摘があったので、よく警察も承知をいたしております。

○橋本教君 いま私が指摘したような会社であるという事実は間違いないでしょう。

○説明員(漆間英治君) それはまだ何とも申しかねます。

○橋本教君 捜査の結果だから何とも申しかねるというのでしょね。しかし、事実はそうなんです。

はつきり聞きますけれども、法人登記がありません。これは事実として答えてください。

○説明員(漆間英治君) そのような細かい点について私は報告を受けておりませんので、ちょっとお答えをいたしかねます。

○橋本教君 答えられる人に来てもらわないと困るね。捜査がここまで積み上がってきているときに。

刑事局長、聞いておられるでしょう。法人登記なんかありませんね、このルイは。

○政府委員(前田宏君) 大変恐縮でございますが、まだそこまでのことは承知しておりません。

○橋本教君 それじゃ、刑事局長、このルイという会社が法人登記もしていない。しかし、実際KDDが品物を買入れた。この買入れた品物がイタリア製高級家具、その他である。この家具が

一体どうなったかということを調べてもらわなきゃならぬ。特に、KDDが二千万円もの高級家具を必要としたという、KDDの業務に直接関連がない品物だったとしたら、つまり、わざわざ特段の必要もないけれども買入れてあげたんだと、こういうことだったら、それは便宜を供与したあるいは利益を与えた、ルイに利益を与えた、こういうことになりませんか。

○政府委員(前田宏君) いろいろと捜査が進んでおりますので、橋本委員が具体的な事実を挙げられまして、そのかわり合いなり、意味合いなりについてお尋ねを受けたわけでございますが、逆な言い方を申しますと、まさしく捜査上の重要な問題といえれば問題であるわけでございます。で、捜査上それはどういふような意味合いを持つかというのをここで私が難々に申し上げるのは、そういう意味でも適当でないように思うわけでございます。

○橋本教君 わかりました。

それじゃ、刑事局長、こう聞きましょう。刑法の百九十七条ノ二に第三者供贓という規定があった、これは公務員にその職務に關してまず一つは請託をすることですね。そして、そういう請託を受けて第三者に賄賂を供与せしめる、あるいは要求をする。こういうことになりまして百九十七条ノ二の第三者供贓になるわけですが、一般論として、ここでいう第三者とはどういう範囲の者なんでしょうか。

○政府委員(前田宏君) どうもお尋ねの趣旨を理解してないかもしれませんが、当該本人以外の者ということになるかと思ひます。

○橋本教君 そして、その当該本人以外の者は自人であつてもいいし、法人であつてもいいし、あるいはときには、最高判例によれば、公共機関であつてもいい、こういうことですね。

○政府委員(前田宏君) その点はそのとおりであるかと思ひます。

○橋本教君 だからしたがって、ある公務員が自分と密接な関係がある第三者、それが法人か自然

人か、ともかくそこにある請託を受けて、そこに賄賂と見られる状況を要求、もしくはつくり出したら、第三者供贓罪は当然に成立するわけですね。

○政府委員(前田宏君) お尋ねが具体的な事実を前提にし、また具体的な事実を前提にしてのお尋ねでございますのでお答えがしにくいわけでございますので、それを離れて申せば、一般論としてはそのとおりであるかと思ひます。

○橋本教君 そこで、このルイの問題がそういう問題として捜査の上では重要な関心事項に捜査上なつてこなきゃならぬ。特に、この捜査はもう進んでいるから実際は知っていると思うんですけど、これらの家具をルイが直接外国から、イタリア製応接セットですが、外国から輸入したかどうか、これは調べていますか。実は服部氏の長男の哲也さんがなさっている会社が大阪にありまして、ジャパン・二四・ホームズというのです。これはいろいろの物を輸入している会社です。家具も含めて。そして、私どもの調べによりますと、この服部さんの次男の興南さん、この方がやつておられる奈良のユニオン産業という会社がある、この倉庫にジャパン・二四・ホームズが買入れたたぐさんの外国家具が、なかなか売れなくて積み込まれてたという状況を私も調査でつかんでおると。だからこのKDDに納品したルイからの家具は、ルイが直接輸入したかどうか調べてください。そうじゃなくて、この服部さんの息子さんが輸入した家具、これがルイの品物としてKDDに売られていっているという状況がもしあるならば、これは請託の点とは別としますが、第三者供贓が成立するかどうかを調べる重要事項になると私は思ひます。こういう点、捜査していただけますか、警察いかがですか。

○説明員(漆間英治君) ただいまお述べの点につきまして、私、直接に報告を受けておりませんが、ただいま御質問があったという事実を警視庁にも通告しておきたいと思ひます。

○橋本教君 もう一つ、服部郵政相に關して、村

本建設の問題があるのは御承知のとおりでございます。村本建設と服部郵政大臣とが政治献金も行い、かつきわめて昔から親密な関係にあるという会社であることは、警察はもう御承知です。

○説明員(漆間英治君) 週刊誌、新聞記事等を知っております。

○橋本教君 お調べになればわかりますね。

で、この一つの事実を指摘して、またお調べしていただきますが、服部元郵政大臣の地元の事務所は服部政経研究会といひます。ここに五人の事務員、職員の方がいらつしやるんですが、私もが調査をいたしますと、このうちの三人は村本建設が給料を払つてるといふ、そういう事実を私もは調査の結果聞き込んでいます。名前までわかつておりますよ、その三人の人の名前。だから村本建設と服部元郵政大臣の関係は、地元事務所職員の給料まで払つてあげるといふ関係、選挙のときは政治献金をしてあげるといふ関係。まあ言つてみれば二人三脚、一体ですね。この事実もぜひ調べていただきたい、私もは調べておるんですから。

こういう村本建設が、服部郵政大臣が郵政大臣におなりになってから、それまでは官庁へのかんりの仕事はやつておりましたけれども、初めてKDDの仕事に入つてくる。これが五十二年であります。しかも、その話がはじまるのが宝塚南寮の場合には五十二年六月、KDDと住友商事でこれを買ひ取る話から始まつていくと。住友商事が一枚中へ入るわけですね。それで五十二年の十月に二億八千九百万円で村本建設が改修工事に着手して、五十四年四月にKDDが買ひ取る。

もう一方の軽井沢の場合は、同じく五十二年六月に、KDDが山荘を買ひ入れる方針を決める。そして、十月にこれを買ひ入れて、五十四年になって、約二千二百万円の増築工事を村本建設に発注すると、こういう経過がある。

こういう経過で考えてみますと、この刑法百九十七条の第三者供賄で調べなくちゃならぬ問題の

一つにこの村本建設の問題も出てくる。特に私が嚴重に調べてほしいのは、KDDの工事発注は原則として指名業者の入札による——政府特殊法人ですからあたりまえです、こうなつていたはずですが、この点は警察御承知ですか。

○説明員(漆間英治君) そういう個々のことについては、私、報告を受けておりません。

○橋本教君 御存じなかった。

○説明員(漆間英治君) 報告を受けております。

○橋本教君 これは調べてください。刑事局長、当然だと思ひますが、御存じでしょう。それは会計法上の原則からそうなる、原則として……

○政府委員(前田宏君) この事件につきましていろいろ具体的なお尋ねを受けるわけでございます。私もこの席で答弁をする立場にございまして、できるだけ詳しく承知すべき立場にもあるわけでございますけれども、一面、余り細かいことをその都度その都度警察庁に聞くということとは、捜査の支障といひますか、ややオーバーな言ひ方をすれば、介入というやうな面もないわけではございませんので、それほど細かいことまで聞いていないというのも実情でございますので、御了承を賜りたいわけでございます。

○橋本教君 刑事局長、大きな問題です。それじゃ、私が言うからまた調べてください。御承知のことだと思ひます。原則として、隨意契約じゃなくて、入札なんです。ところが、村本建設のこの二つの山荘購入及び宝塚南寮の購入、改修、これは隨意契約になつてゐるんです。

そしてこれは板野社長の直接の指示でやられたと新聞も書いています。隨意契約だということ板野社長がそういう扱いをしたという可能性がある問題。そういう問題ならば、なお大きな問題として関心を持つてお調べいただかなきゃならぬのは当然ではないでしょうか。

○政府委員(前田宏君) いろいろと御指摘があり、またそのことはたしか報道にも一部あつたよ

うな、私も見たやうな記憶がございまして、捜査当局も承知しておるものと存じますが、念のため現地の警察庁の方にも通報をしたいと思ひます。

○橋本教君 私は、聡明な警察庁、警察が捜査の観点として、以上私が指摘したやうなことはお見逃しでないと期待をしております。だから質問をしてるんですが、しかし、そうだといたしますと、残るところは、料金問題にあるいは人事問題に關連をして、板野氏が服部元郵政大臣との密会またはその他を通じてどういふことを言つたかといふことです。それが料金問題、値下げを食ひ、人事問題で自分の主張を有利にするための会合であり、その請託をしたんだといふ事実がはつきりしてくるならば、村本への便宜供与、ルイからの購入といふ、この利益をルイに与えたといふ問題は、第三者供賄の構成要件にびつたりくる事実なんです。そうじゃありませんか、一般論として、残るところは請託の有無でしょう、違ひますか。

○政府委員(前田宏君) 先ほど来お断りしておりますように、具体的な事件、しかも捜査が非常に進行中のことに關しまして具体的な、また想定といひますか、前提を置いての結論を求められましても、現在の私の立場から申すのは、事柄の性質上現段階では適當でないと言ひはかはないと思ひます。

○橋本教君 論理上、必然的に私が指摘した方向になるでしょう。第三者供賄という第三者とは、あなたがおっしゃつたやうに本人以外の第三者だと。そして本人以外の第三者の事実関係、ルイと村本建設がはつきり出てくる。残るところは、この第三者供賄の構成要件は、まさに請託があつたかどうか。請託があつたかどうかといふことは、まさにこれは板野氏に対する取り調べの核心である密会を含む事実を調べるのが重要であり、そして請託といふのは、当事者があつて、請託をし、請託を受ける者があつて、さつぱらに言へば、服部元郵政大臣が請託を受けた事実

があるかどうか。そしてその請託に基づいて陰に陽に、以心伝心かそれは知りませんが、村本建設あるいはルイへのこういった状況を板野がつくり出していったか。このところがまさに村本建設やルイをめぐる、そして郵政大臣の監督権をめぐつて、捜査の核心中の核心に今後なるだろうと私は考えざるを得ない。そうなりますと、板野氏を逮捕して、もし警察が、検査庁が、板野氏個人の十数万から本人の横領といふことにどうめないで、いままでも重要な関心を持つて調べるとおっしゃつたそれらを調べていくならば、当然服部元郵政大臣に今後事情聴取をするといふことが必然的に起こつてくるし、そのことは第三者供賄罪といふやうな規定がある以上、絶対に避けられないことだと私は思ひます。それやらないまま事件を終結させれば、それは私は捜査自身にふたをしたといふ重大な疑惑を抱かざるを得ない。ここまで私がお話をすると、論理上服部元郵政大臣に対する事情聴取は今後あり得ることである、なさればならぬことであるといふことは明白だと思ひますが、刑事局長いかがですか。

○政府委員(前田宏君) 何分にも捜査のことでございますので、論理のとおりにもまいらないわけでございます。

それと、これも申し上げるまでもありませんが、板野元社長に対する取り調べというものはまだ始まつたばかりと言つてよろしいわけでございます。まずもつてその逮捕事実であります業務上横領の事実、これが成り立つかどうかといふところが当面の問題であるわけでございます。もしそこでございませんと、むしろ別件逮捕というやうな御批判も受けるわけでございますので、さしあたっては逮捕事実についての証拠固めというのが問題であらうと、かやうに考えます。

○橋本教君 かつてダグラス事件で伊藤刑事局長は、背後にある巨悪は逃がさない、その決意で捜査を進める、こうおっしゃいました。本人の横領事件で証拠を固めるのは当然です、おっしゃつたとおりです。しかし、事このKDD事件のすその

範圍限界が一番鋭角的に對立するのは御承知のとおり司法權、特に搜查權との關係だと言われております。そして、そのことがまた常に國政調査の場面で表面化するの、まさにこの改正しようとする汚職事件に關してでございます。

そこで、この問題について法務省のお考えをお聞きしたいと思うんですが、まことにこの点は学説紛々として、下手をするとかぶの中に入っちゃう。ですから、刑事局長と論戦をしたいとも思つてはおりません。ただ、これから恐らくまだまだ局長として私どもの質問にこの種の事件でお答えをいただくチャンスがずっとあるだろうと思ひます。ですから、ひとつ法務省のお考えでも結構、それから、それが統一見解が出ないならば刑事局長、つまりお答えをする刑事局長個人の立場でも結構ですからお考えをちょっとお聞かせいただきたい。それが今後の質問の限界を画するのではないかと思います。

そこでまず、私もまだ国会議員三年になるかならないかでございますけれども、数少ないいろいろな委員会のあれを見ましても、よく歴代の刑事局長が私どものお尋ねに対して、その点は何分目下捜査中でございますので言つて御答弁をされなさい。そうすると、将来のこれからの展望とか捜査の成り行き、まあこれは別として、すでに捜査で局長が知り得ている事実であつても原則として捜査中であるということで答弁が拒否できるといふふうにおおえになつてゐるんでしようか。捜査中であるというだけで私どもの質問に拒否できるとお考えになつてゐるかどうか、その点をまづ。

○政府委員(前田宏宏) まあ、一般的なお答えになるかもしれませんが、国政調査権につきましてはもちろん私どもの立場でできるだけ、御協力という言葉がいいかどうかわかりませんが、御説明を申し上げるというのが基本であらうと思っております。したがって、あらゆる場合に、最大限、できる限度でのお答えをしてきたと思いますし、今後その精神は変わらないつもりでございます。

ざいますけれども、ただいま捜査中であるだけで拒否できるかという言い方でのお尋ねでございました。そうなりますと、一言ではなかなか申ししかねるわけでございまして、逆に一言で申し上げますと、御答弁をお許しただきたいという場合が多々いだろうということになるだろうと思います。

申しますのは、捜査中のごでございまして、今後どういうふうに進んでいくかわからないわけでございまして、そうなりますと、捜査の過程でいろいろな方々から協力を得ることもございまして、そのことが中間の段階で公になってしまいうことになりますと、引き続き協力を求めらる方々がそういうことでは協力ができないというような態度を表明されましても、捜査が支障を来すということになるわけでございます。それから被疑者という立場にある人につきましても、これも当然のごでございしますが、まあ無罪の推定ということも言われておりますぐらいい人権の問題もあるわけでございまして、逮捕されたから即有罪というわけでもないわけでございますので、そういうことで、捜査をいたしました結果、場合によつては起訴にならないということもあるわけでございまして、それやこれや考えますと、なかなかお答えしにくい場合が多いんじゃないかということになるように思います。

○山田雅也君 これは東京大学の教授の御見解を援用いたしますと、いわゆる拒否ができる場合はこれこれこういう理由で、しかもその理由が重大な理由でなければいけない、これこれこういう理由でお答えができませんという、その理由を明示すべきだし、かつまたその理由というのはかななり限局された問題だ。というの、国政調査権は、御承知のとおり国会は最高機関でございますから、だから司法権との兼ね合いでそういう制約ができるのだから、その制約は最小限に抑えるべきだと。だからその場合、たとえば刑事局長が目下捜査中でございますと言って答弁を渡られるのはこれはナンセンスであって、捜査中だからじゃなくて、それだけが理由にならないので、捜査中

であつて、かつ、これをお話するとこれこれという理由でもって差し支えるからお答えができませんということと言わなければ拒否の理由にならないのだという御見解も述べておられますが、この点は局長はいかがお考えでございますか。

○政府委員(前田宏君) いま御援用になりました教授の方のお考え、つまびらかにしておりませんけれども、確かにそういう御見解があらうかと思ひます。しかしながら、捜査中であつてしかもなげといふことを申しますと、そのこと自体がまた問題になるといいますか、ということも起こるわけでございます。捜査中ということは、一般的にさつき申しましたような捜査についての今後の協力を得られなくなる心配であるとか、あるいは関係者の方々の人権の問題であるとかということ、を捜査中という一つの言葉の中に含めてゐるようなことでございまして、おおむねの場合にはその理由が当てはまる場合が多いだろうといふふうに思ふわけでございます。

○山田雅也君 確かに局長が言われたように、それを事細かに言うと全部しゃべっちゃうことに結果的になっちゃうということで、そこまで必要ないんだというお考えもあるようですが、国政調査権と公務員の守秘義務との関係について、というので四十九年十二月二十三日、内閣の統一見解が出ております。この統一見解だと、結局調査権と捜査権の秘密が対立したような場合には、守秘義務によって守られるべき公益と国政調査権が持つ公益との一々具体的なケースで比較検討して決めるべきだという見解になっておりますが、これは現在もこの内閣の統一見解は刑事局長の方のお立場もおとりになっておりますか。

○政府委員(前田宏彦) 正確には記憶してありませんが、そういう統一見解が出たことは間違いないなにかあったと思いますので、それは変わっていないと承知しております。

○山田雅也君 そうしますと、たとえばこの守秘義務によって守られるべき公益というのは一体何

なんだということになってくるんですね。国政調
査権が公益を持つことは、これはもう国民の知る
権利や何かをわれわれ代行しておりますから、憲
法上の要請でございますからね、これは公益があ
るのは間違いないからお尋ねするんです。特に
国民が知りたがっている事実をお尋ねするのは、
これはもうわれわれの責務だし憲法上の国民のあ
れです。

そこで、そうすると、じや、それに対抗すべき守秘義務によって守られるべき公益というのはどういふふうに御理解になっておりますか。

○政府委員(前田宏章) 先ほども申したことと関係すると思いますが、要するに私どもの立場で申しますと、ほかの行政庁の方は別といたしまして、私どもの立場で申しますと、やはり犯罪がありました場合に、それをいわけば厳正公平といいますが、適切妥当に処理する責務があるわけでございます。これがうまくできませんと、社会の秩序といいますが、というものが守られなくなってしまうという大変なことに相なるわけでございますので、そういう観点から捜査が十全に行われるようにするということは、国の広い意味での大きな利益の一つに当然含まれるものと、かように考えている次第でございます。

○岡山雅也君　いまの局長の御答弁は、例の造船
疑獄のときに検事総長と検事長ですか証言を拒否さ
れて、それでも内閣の声明まで行ったときの
内閣声明の理由で、たとえば捜査の独立が侵され
て司法権がその結果侵害される、それでこれが重
大な国益に影響するというのがと非常に何かに似て
いるんですが、これはもうどの学者の見解でもそう
いうことは抽象的過ぎちゃって何ら拒否の理由に
ならぬのだということは、ほとんどの学者がこれ
に対して、内閣声明に対して反対をしておるん
ですが、現在では。いかがでしょうか、その点。
○政府委員(前田宏策)　私もそれほど大きなこと
を申ししたつもりは実はございませんので、しか
し、そういうことは基本的にはあるのでそういう
言い回しになったかもしれないんですが、もっと平

な言い方を用いますと、やはり捜査というものは関係者の協力を得なければできないところでございます。また一面、刑事訴訟法にも書いてございませうに、関係者の人権を守らなさいかぬということもまたわれわれの立場として義務であるわけでございます。そういうことで、そういう点が十分に守られませんかと捜査というものは十分に行いにくくなると、別に司法権が侵害されとか捜査権が侵害されとかいう意味じゃなくて、国の利益を守るためにいわば私どもとして及ばずながら努力しているという感じを持つてゐるわけでございます。侵害というよりも、社会の秩序と申しますか、そういうものを守つていくというのに支障がないようにしていただきたいというむしろお願いのような気持ちで申したわけでございます。

○円山雅也君 それじゃ、少し論理が抽象的になつたので、ひとつ具体例で御見解をただしたいと思ふんですが、過日の法務委員会で寺田委員が、前田局長にK・ハマダというのは捜査当局は実在の人物と考えているかどうかという御質問がありました。そうしたら刑事局長の答弁が、捜査中だとか何とか持つて回つて言つてですな、結局、たしかこれ議事録取り寄せて時間がかつてみようと申すんですが、K・ハマダが実在かどうかの答弁が、最後に実在と思ふというお答えが出るまで十分か十分はかつたんですよ、もう寺田委員が執拗にやられて。これじゃ私も少数会派の時間のない連中はもうとてもそんなことやつていられないわけですね。そこでなぜそのK・ハマダが実在と思ふというお答えが出るまであんなに時間を、滑った転んだというふうになつたのか、その理由は何かでございますか。

○政府委員(前田宏君) どうも答弁が下手で申しかりを受けておるわけでございますけれども、そんなにやかたつたような気は実はしてゐなかつたわけでございます。要するにあのとき申しましたこと、またいまでも同様でございますけれども、つまり三月六日の冒頭陳述の補充訂正についての

御説明ということでございますので、その冒頭陳述の補充訂正書の上ではK・ハマダというしか表示されてゐないのであると、それ以上のことは公になつてゐないことである、また公になつてゐないのみならず、今後の公判において、公判の進行状況いかんによつてはいろいろと問題が起つてくることであるので、そういう意味で、この段階では冒頭陳述の補充訂正書に書いてある限度でしかお答えができません、こういうことを申したつもりでございます。

○円山雅也君 それも後でまとめてひつくるめてやりますけれども、次に、そのときやはり寺田委員からK・ハマダというのはイコール浜田幸一代議士と捜査当局は考へておるかという御質問に対して、これは捜査中であるから答弁できないという拒否をされました、たしか同一の点では、これは拒否をしなかつた、ならぬ事項でございませうか。

○政府委員(前田宏君) 捜査中だからということ一言でお断りをしたように思ふないわけでございます。つまり、いまも申しましたように、三月六日の段階、それがいまだに実は続いておりますのでございまして、いろいろとお尋ねを受けて私ども立場上非常に困つておるような実情にあるわけでございます。要するに、情勢が変わつてゐないことからそういうようなお答えをせざるを得ないといひますか、という立場にあるわけでございます。つまり三月六日の冒頭陳述の補充訂正では、先ほど来何回も申しておりますように、そういう表現になつておりました、それ以上のことは被告弁護人側の対応もまだ出ておらないし、したがつて、裁判所の御判断も出ておらないし、そういうことで今後どういふふうになるかわからないうといふ状況にあると。したがつて、現段階では申しかねるわけであるということをお願い上げ、まあ先ほど寺田委員も立場上やむを得ないだろうというお言葉をいただいたような次第でございます。

○円山雅也君 私はもう少し、やむを得ないとは

言わないですけれども、というのは、つまり私もちよつと記憶が鮮明じゃないんですけれども、議事録がまだ間に合わないのですから。そのときの寺田委員の御質問のあらは、K・ハマダ・イコール浜田幸一代議士かという確定した事実をお尋ねになつてゐるんじゃないかと考へておるのか、その段階で少なくとも同一と考へておるのか、その前提で捜査を進めてゐるのかというふうな、捜査当局の一つの何か現時点でのお考えを尋ねたと思ふのです。とすれば、あの時点での捜査当局のお考えは述べられるはずだし、だけれども、じや、それを述べるのが刑事局長の言ういろいろなつまり守秘義務の公益性といひますか、それに入るんだとするとおかしいのです。というのは、そのとき刑事局長は、K・ハマダが実在とか、それから浜田幸一代議士と同一とか、そういうことは小佐野被告事件に関しては枝葉の枝葉でございまして、事件そのものは直接関係がないからという発言をされてゐた。それならば、枝葉の枝葉な事実じゃなくて、枝葉の枝葉について御見解を述べられたところで捜査の支障になるわけでもないけれどもどういふことではない。むしろこれは、あの当時国民はもうそれを知つたがって大変なんですから、それを代弁されて寺田委員が聞いてゐるわけですから、国政調査権の方がはるかに優越しちゃつて、内閣統一見解で言うならば、もう前田局長しやべらなければいかぬじゃないかというぐらゐのところがじゃないかと思ふのですが、いかがでしょう。

○政府委員(前田宏君) 事件そのものと余り関係がないというふうなことを申した記憶はございませう。ただ、その申しました意味は、冒頭陳述の補充訂正というのはそういう観点からなされたものである。つまり、問題になつてゐるのは例の二十万ドルの授受ということであり、この二十万ドルの授受の裏づけ、つまり使途ということをそれを立証しようというのが今回の冒頭陳述の補充訂正であります、こういうことを申しました。その

ことから、そのもとになる債務の支払い保証、またそのまたもとになる債務の発生ということは、当面の立証事実ではないといひますか、間接事実である。したがつて、この冒頭陳述の補充訂正ではその点について詳しくは触れてゐないのであります、こういうことを申ししたわけでありまして、そのことが捜査の秘密であるからということでも直ちに答へを拒むというふうなふうに申したつもりはないわけでございます。

ただ、先ほど来申しておりますように、この冒頭陳述の補充訂正、またそれに基づく今後の立証になるわけでございます、その公判の推移によりましては、特に被告人、弁護人側の方の対応ぶりいかによるわけでございます、全く争いがなければ、円山委員も専門家であられますから御案内のとおりでございます、これ以上のことは何にも出ないままに立証が済んでしまふという場合も起るわけですね。しかし反面、被告人、弁護人側の方で大もとの大もとの争われることもまた考へなければならぬわけでございます。検察官の立場といたしましてはあらゆる場合を想定しなければならぬわけでございます、そういうことになりまして、そういう可能性を持つたことについてはまだ公判でそのことがどういふふうに向かうかわからない段階では、申すのはまだ時期尚早ではないかという意味で適當でないというふうに申したつもりでございます。

○円山雅也君 そんなんですが、その辺の考へ方なんですが、たとえば捜査では確かに今後そんなK・ハマダ・イコール浜田幸一代議士と同一性を認定しなかつた、この事件の進展には関係ない。捜査上は確かに枝葉の枝葉であつて、だからそんなことをしやべつて、まだ不確定なうちにしやべつて、人の名譽を傷つてゐるのかどうか、それははかえつて失礼だというふうな場合は配慮があるかもしれない、捜査の段階では、だけれども、今度はこつちの方の国政調査権の方が、何も有罪になるかとかんとかの問題じゃないのです。つまり国会議員の綱紀肅正とかいふような問題

も含めて、別な事件でもってそのことを知りたいわけですね。また、知りたいというのは国民の知る権利に基づいてわれわれが代行してやっているわけですね。そうすると、捜査にそれはどの確定すること重要じゃないからというところは、確かに捜査上は大したことはないけれども、国政調査の場面にその問題を持ち込んでくると物すごい重大な問題なんです。だから皆さんがしつこくお尋ねをされているわけですね。そうしますと、つまり知らないで、現在のところわからないんだというお答えならそれも結構なんです。わかっているけれども言えませんがこれはわかる、これも結構なんです。その範囲ぐらゐの答えは出ていいはずなんじゃないでしょうか。もう一回、じゃ、私が直接お尋ねしますが、捜査当局は同一であるとかわかっていないんですか、まだ。それともわかっているんですか。わかっているけれども言えないんですか。どうでしょう。

○政府委員(前田宏君) 同じようなお答えになって恐縮でございますが、現段階におきましては、冒頭陳述書に触れている限度でしか御説明ができません。ではないかというのが私どもの一応の考え方でございます。円山委員の御見解とは必ずしも一致しないように思っておりますが、一応そういうふうに考えておろすということでお許しをいただきたいわけでございます。

○円山雅也君 これ以上は水かけ論になりますからやめます。

それからもう一つですね、やはり刑事局長の答弁の中で、前回のやつぱりこれは寺田委員の質問にお答えになったと思うんですが、まだ公判中であった公判に明らかにされてないから申し上げられませんが、これも公判中であるならば、公判にかかった事件で公判にまだあらわれていない事実は、私どもがお尋ねしてもこれはお答えができないというお考えですか。

けれども、要するに、これから検察官側が立証しようという事実、またそれに関する証拠の内容にわたることであるわけでございます。したがって、どういふ言い方をしたらよろしいかと思ひますけれども、裁判所の予断を避けるという言い方の方がいいかもしれませんが、つまり弁護人、被告人側の方で同意、不同意の問題もあるわけでございます。それによつては証拠として法廷に出ないこともあり得るわけでございます。そういう不確定な性格を持っているものが公然と出てしまつて、それが裁判所の目に触れるということになりますと、いわば裁判所に対する関係で、伝聞証拠の排除の原則であるとか、そういうようなものが機能しなくなるような危険性もあるというやうなことが公判との関係で問題であらうと、かやうに考えておるわけでございます。

○円山雅也君 その予断を持たせるといふやつですがね、そうしますとね、公判にかつた事件で国政上どうしても知りたいという場合は、公判廷に出ちゃつたらもうみんな新聞報道でも知れますし、公開の法廷ですらね。これはもう公開されたと同じです。調査もへつたくれもない。国政調査権を動かす必要もないわけですね。国政調査権を使わなくて自由になるわけですね。公開の事実、公開された事実だけしか私どもは知らないというところは、公判中の事件については一切先のことはもう国政調査権は及ばないんだという結論になつてまいいます。

○政府委員(前田宏君) まあ一〇〇%そうであるというふうに申し上げるのもいかがかと思ひますけれども、先ほど捜査のことについて申したと同様に、そういう場合が多いだろうというふうに申すしかないんではないかろうかというふうに思ひます。

○円山雅也君 私は再三申し上げましたが、国会議員まだふなれですが、私が国会へ入つたころ、局長さんとか大臣とかの答弁は、名答弁と言われるのは、できるだけ質問者のあれをはぐらかして、のらりくらりと申してしつぱをつかまれないで漢

然とした答えをするのが局長及び大臣の名答弁だと言われているんだと、この世界では、というふうに聞いたことがございしますが、前田局長の答弁というのはいささか鉄壁みたいな感じがですね。のらりくらりじゃない、もう全然門前払い、一歩も入らせないというやうな、局長はそういうお考えを持っていますか。

○政府委員(前田宏君) むしろそういう考えは全く持っていないわけでございます。冒頭に申しましたやうに、国政調査権は最大限に尊重されるべきものであるというふうに思つておりますし、むしろのらりくらりというよりも、まともにお答えしているの御意見が合わないというところではないかというふうに思つておるわけでございます。

○円山雅也君 じゃ、最後に、やはり私も非常に質問時間小会派の場合限られております。そこで質問の効率をよくするために、たとえば質疑事項を具体的に、たとえば公判中の事件とか捜査中の事件ですね、質疑事項を具体的に法務省の方へお伝えをして、それで現場とお打ち合わせをいただいて、それでたとえ、単にだからそのときに捜査中であるからとか公判中であるからとかというやうな漠然としたものじゃなくて、国政調査権を尊重していただくために、いや、この点は現場とも相談した結果、これこれの理由で実は申し上げられない一点ですというやうなふうに、理由を明示して答弁の拒否をしていただけるやうな御配慮ができるものでしょうか、私どもがそういうことをすれば。

○政府委員(前田宏君) 先ほどの御引用の統一見解でも「比較衡量」と申しますか、両方のバランスの問題だといふことがたしかうたわれておつたわけでございます。というところは、非常にケース・バイ・ケースというところでむずかしい問題だといふこともそこに反面あらわれているように思ひます。わけでございますが、ただいま円山委員のおっしゃいましたやうに質問時間の制限といふこともございまして、それに応じてなるべくお答えをする

という観点からどういふ方法がいいかということでございますが、具体的な方法につきましてはちよつと思ひつかない点もございすけれども、御意向に沿つたやうに考えていきたいと、かやうに思ひます。

○円山雅也君 終わります。

○委員長(峯山昭範君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認めます。この際、午前中に質疑を終局しております民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案をあわせて便宜一括して議題とし、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないやうですから、討論は終局したものと認めます。

これより両案の採決に入ります。

まず、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(峯山昭範君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、刑法の一部を改正する法律案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(峯山昭範君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよ

わがやうな御意見が合わないというところではないかというふうに思つておるわけでございます。

午後四時三十八分散會

、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正する法律案

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正する法律

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十二条」に、「第十二節 不動産又は船舶に対する強制執行等（第十二条）」を「第十三節 不動産又は船舶等に対する強制執行等（第十二条）」を「第十三節 債権又はその他の財産権に対する強制執行等（第十二条）」に、「第二十八条」を「第二十八条」に、「第二十八条」を「第二十八条」に、

二に、「第二節 不動産又は船舶に対する滞納処分(第二十九条―第三十六条)」を「第二節 債権又是不動産又は船舶等に対する滞納処分(第二十九条―第三十六条)」に改める。

第二条第三項中「を含む。」の下に「をいい、
「船舶」とは同法第百十二條に規定する船舶をい
い、「航空機」とは航空法(昭和二十七年法律第
二百三十一號)第五條に規定する新規登録がされ
た飛行機及び回転翼航空機をいい、「自動車」とは
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五
號)第十三條第一項に規定する登録自動車(自動
車抵当法(昭和二十六年法律第百八十七號)第二
條た

第六條第一項中「売却代金」の下に「又は有価証券の取立金」を加え、同條第二項中「配当」の下に「又は弁済金の交付(以下「配当等」という。)」を加え、同條第三項中「売却代金」の下に「又は取立金」を加える。

第七条の見出し中「解除」を「取消し」に改め、同条中「解除は」を「取消しは」に、「解除する」を「取り消す」に改める。

第十條第三項中「差押」を「差押え」に改め、「徴収金」の下に「（以下「差押え国税等」という。）」を加える。

第二章第一節中第十一條の次に次の一條を加える。

(競売)
 第十一条の二 第三条、第四条、第五条第一項本文及び第三項本文並びに第六条から第十条までの規定は、滞納処分による差押えがされている動産を目的とする競売について準用する。
 第二章第二節の節名中「船舶」を「船舶等」に改め、同節中第二十條の次に次の一條を加える。
 (航空機等に対する強制執行等)

第二十条の二 強制執行、仮差押えの執行又は競売は、滞納処分による差押えがされている航空機、自動車又は建設機械に対してもすることができる。

2 前項の場合における滞納処分と強制執行、仮差押えの執行又は競売との手続の調整について必要な事項は、この節の定めるところに準じて、政令で定める。ただし、強制執行、仮差押えの執行及び競売に関する事項は、最高裁判所が定める。

第二章に次の一節を加える。

(強制執行による差押命令の通知)

第二十條の三 強制執行による差押命令は、滞納処分による差押えがされている債権に対してても発することができる。

2 滞納処分による差押えがされている債権に対し強制執行による差押命令が発せられた場合において、執行裁判所がその滞納処分を知つたときは、裁判所書記官は、差押命令が発せられた旨を徴収職員等に通知しなければならない。ただし、第二十条の六第三項の規定による通知があつたときは、この限りでない。

(差押えが一部競合した場合の効力)
第二十條の四 債権の一部について滞納処分によ

る差押えがされている場合において、その残余の部分を超えて強制執行による差押命令が発せられたときは、強制執行による差押えの効力については、その債権の全部に及ぶ。債権の全部について滞納処分による差押えがされている場合において、その債権の一部について強制執行による差押命令が発せられたときの強制執行による差押えの効力も、同様とする。

(取立て等の制限)

第二十条の五 滞納処分による差押えがされてい

る償権に対し強制執行による差押命令が発せられたときは、強制執行による差押えをした償權者は、差押えに係る償権のうち滞納処分による差押えがされている部分については、滞納処分による差押えが解除された後でなければ、取立て又は民事執行法第百六十三条第一項の規定による請求をすることができない。

（第三債務者の供託）
第二十条の六 第三債務者は、滞納処分による差

押えがされている金銭の支払を目的とする債権（以下「金銭債権」という。）について強制執行による差押命令の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

3 徴収職員等は、前項の規定による事情の届出を受けたときは、その旨を執行裁判所に通知しなければならない。

(配当等の実施)

第二十條の七 前条第一項の規定による供託がされた場合においては、執行裁判所は、供託された金銭のうち、滞納処分による差押えがされた金銭債権の額に相当する部分については次条第一項において準用する第六條第一項の規定により払渡金の残余が交付され、又は滞納処分によ

る差押えが解除されたときに、その余の部分については供託されたときに配当等を実施しなければならぬ。

2 前項の場合において、民事執行法第百六十五条の規定の適用については、同条第一号中「第百五十六条第一項」とあるのは、「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第二十条の六第一項」とする。

3 次条第一項において準用する第六条第一項の規定による取立金又は売却代金の残余の交付及びその交付を受けた時は、配当等に関しては、それぞれ債権の強制執行による売却命令による売却及び売却命令により執行官が売得金の交付を受けた時とみなす。

(売却代金の残余の交付等の規定の準用)
第二十條の八 第六條第一項及び第三項、第八

条、第九条、第十条第一項、第十四条並びに第十五条の規定は滞納処分による差押え後に強制執行による差押命令が発せられた債権（以下この条において「差押え競合債権」という。）について、第五条第一項本文（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定は差押え競合債権で動産の引渡しを目的とするものについて、第十三条第一項の規定は差押え競合債権で条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であ

るもの（以下この条において「差押え競合の条件付等債権」という。）について、第十條第三項及び第四項の規定は差押え競合債権で動産の引渡しを目的とするもの及び差押え競合の条件付等債権で動産の引渡しを目的としないものについて、第十六條の規定は差押え競合債権で民事執行法第五十條に規定するものについて準用する。この場合において、第六條第一項中「売却代金又は有価証券の取立金」とあるのは「第三債務者からの取立金若しくは第二十條の六第一項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金」と、第六條第二項及び第三項並びに第十條第三項中「執行官」とあるのは「執行裁判所」と、第六條第三項中「売却代金又は取立金」とあるのは「取立金若しくは払渡金又は売却代金」と、第十四條中「差押え」とあるのは「第二十條の三第二項本文の規定による通知又は第二十條の六第二項の規定による事情の届出があつた場合において、差押え」と、第十五條中「強制競売の申立て」とあるのは「第二十條の三第二項本文又は第二十條の六第三項の規定による通知があつた場合において、強制執行による差押命令の申立て」と、強制競売の手続」とあるのは「差押命令」と読み替へるものとする。

（仮差押えの執行）
第二十條の九、第十五條、第十八條第二項、第二十條の三、第二十條の四及び第二十條の六の規定は、差押えによる差押えがされている債権に対する仮差押えの執行について準用する。この場合において、第十五條中「強制競売の申立て」とあるのは「第二十條の九第一項において準用する第二十條の六第一項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金」と読み替へるものとする。

（担保権の実行又は行使）
第二十條の十、第二十條の三から第二十條の八までの規定は、差押えによる差押えがされている債権を目的とする担保権の実行又は行使について準用する。

（その他の財産権に対する強制執行等）
第二十條の十一、差押えによる差押えがされているその他の財産権に対する強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行については、特別の定めがあるもののほか、差押えによる差押えがされている債権に対する強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行の例による。

（仮差押えの執行）
第二十條の九、第十五條、第十八條第二項、第二十條の三、第二十條の四及び第二十條の六の規定は、差押えによる差押えがされている債権に対する仮差押えの執行について準用する。この場合において、第十五條中「強制競売の申立て」とあるのは「第二十條の九第一項において準用する第二十條の六第一項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金」と読み替へるものとする。

（担保権の実行又は行使）
第二十條の十、第二十條の三から第二十條の八までの規定は、差押えによる差押えがされている債権を目的とする担保権の実行又は行使について準用する。

（その他の財産権に対する強制執行等）
第二十條の十一、差押えによる差押えがされているその他の財産権に対する強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行については、特別の定めがあるもののほか、差押えによる差押えがされている債権に対する強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行の例による。

（仮差押えの執行）
第二十條の九、第十五條、第十八條第二項、第二十條の三、第二十條の四及び第二十條の六の規定は、差押えによる差押えがされている債権に対する仮差押えの執行について準用する。この場合において、第十五條中「強制競売の申立て」とあるのは「第二十條の九第一項において準用する第二十條の六第一項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金」と読み替へるものとする。

（担保権の実行又は行使）
第二十條の十、第二十條の三から第二十條の八までの規定は、差押えによる差押えがされている債権を目的とする担保権の実行又は行使について準用する。

（その他の財産権に対する強制執行等）
第二十條の十一、差押えによる差押えがされているその他の財産権に対する強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行については、特別の定めがあるもののほか、差押えによる差押えがされている債権に対する強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行の例による。

（仮差押えの執行）
第二十條の九、第十五條、第十八條第二項、第二十條の三、第二十條の四及び第二十條の六の規定は、差押えによる差押えがされている債権に対する仮差押えの執行について準用する。この場合において、第十五條中「強制競売の申立て」とあるのは「第二十條の九第一項において準用する第二十條の六第一項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金」と読み替へるものとする。

（担保権の実行又は行使）
第二十條の十、第二十條の三から第二十條の八までの規定は、差押えによる差押えがされている債権を目的とする担保権の実行又は行使について準用する。

（その他の財産権に対する強制執行等）
第二十條の十一、差押えによる差押えがされているその他の財産権に対する強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行については、特別の定めがあるもののほか、差押えによる差押えがされている債権に対する強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行の例による。

（仮差押えの執行）
第二十條の九、第十五條、第十八條第二項、第二十條の三、第二十條の四及び第二十條の六の規定は、差押えによる差押えがされている債権に対する仮差押えの執行について準用する。この場合において、第十五條中「強制競売の申立て」とあるのは「第二十條の九第一項において準用する第二十條の六第一項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金」と読み替へるものとする。

の規定は、競売による差押えがされている動産に対する差押えについて準用する。
第三章第二節の節名中「船舶」を「船舶等」に改める。
第三十三條に次の一項を加える。

2 民事執行法第八十七條第三項、第九十一條第一項第六号及び第九十二條の規定は、強制執行による差押えの登記後差押えによる差押えの登記前に登記された同法第八十七條第一項第四号に規定する権利の存する不動産について前項において準用する第二十六條第一項の規定による差押えの執行承認の決定があつた場合の差押えの執行に準用する。この場合において、同法第九十一條第一項中「裁判所書記官」とあり、及び同法第九十二條中「執行裁判所」とあるのは、「徴収職員等」と読み替へるものとする。

2 民事執行法第八十七條第二項、第九十一條第一項第六号及び第九十二條の規定は、仮差押えの登記後差押えによる差押えの登記前に登記された同法第八十七條第一項第四号に規定する権利の存する不動産について前項において準用する第二十六條第一項の規定による差押えの執行承認の決定があつた場合の差押えの執行に準用する。この場合において、同法第九十一條第一項中「裁判所書記官」とあり、及び同法第九十二條中「執行裁判所」とあるのは、「徴収職員等」と読み替へるものとする。

2 民事執行法第八十七條第二項、第九十一條第一項第六号及び第九十二條の規定は、仮差押えの登記後差押えによる差押えの登記前に登記された同法第八十七條第一項第四号に規定する権利の存する不動産について前項において準用する第二十六條第一項の規定による差押えの執行承認の決定があつた場合の差押えの執行に準用する。この場合において、同法第九十一條第一項中「裁判所書記官」とあり、及び同法第九十二條中「執行裁判所」とあるのは、「徴収職員等」と読み替へるものとする。

（航空機等に対する差押え）
第三十六條の二、差押えによる差押えは、強制執行又は競売が開始されている航空機、自動車又は建設機械に対してすることができる。
2 第二十條の二第二項の規定は、前項の場合及び仮差押えの執行がされている航空機、自動車又は建設機械に対して差押えによる差押えがされている場合における差押えと強制執行、仮差押えの執行又は競売との手続の調整について準用する。

（航空機等に対する差押え）
第三十六條の二、差押えによる差押えは、強制執行又は競売が開始されている航空機、自動車又は建設機械に対してすることができる。
2 第二十條の二第二項の規定は、前項の場合及び仮差押えの執行がされている航空機、自動車又は建設機械に対して差押えによる差押えがされている場合における差押えと強制執行、仮差押えの執行又は競売との手続の調整について準用する。

（航空機等に対する差押え）
第三十六條の二、差押えによる差押えは、強制執行又は競売が開始されている航空機、自動車又は建設機械に対してすることができる。
2 第二十條の二第二項の規定は、前項の場合及び仮差押えの執行がされている航空機、自動車又は建設機械に対して差押えによる差押えがされている場合における差押えと強制執行、仮差押えの執行又は競売との手続の調整について準用する。

（航空機等に対する差押え）
第三十六條の二、差押えによる差押えは、強制執行又は競売が開始されている航空機、自動車又は建設機械に対してすることができる。
2 第二十條の二第二項の規定は、前項の場合及び仮差押えの執行がされている航空機、自動車又は建設機械に対して差押えによる差押えがされている場合における差押えと強制執行、仮差押えの執行又は競売との手続の調整について準用する。

第三節 債権又はその他の財産権に対する差押え
（差押えによる差押えの通知）
第三十六條の三、差押えによる差押えは、強制執行による差押えがされている債権に対してすることができる。

2 徴収職員等は、強制執行による差押えがされている債権に対し差押えによる差押えをした場合において、その強制執行を知つたときは、差押えによる差押えをした旨を執行裁判所に通知しなければならない。ただし、第三十六條の六第三項の規定による通知があつたときは、この限りでない。

（差押えの一部競合した場合の効力）
第三十六條の四、債権の一部について強制執行による差押えがされている場合において、その残余の部分を超えて差押えによる差押えがされたときは、強制執行による差押えの効力は、その債権の全部に及ぶ。

（転付命令等の効力が生じない場合）
第三十六條の五、強制執行による転付命令又は譲渡命令（以下「転付命令等」という。）が第三債務者に送達される時までに転付命令等に係る債権について差押えによる差押えがされたときは、転付命令等は、その効力を生じない。

（第三債務者の供託義務）
第三十六條の六、第三債務者は、強制執行による差押えをした債権者が提起した次条に規定する訴えの訴状の送達を受ける時までに、その差押えがされている金銭債権について差押えによる差押えがされたときは、その債権の全額（強制執行による差押えの前の他の差押えによる差押えがされているときは、その差押えによる差押えがされている部分に差し引いた残額）に相当する金銭を債権者の履行地の供託所に供託しなければならない。

2 第三債務者は、前項の規定による供託をしたときは、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

（第三債務者の供託義務）
第三十六條の六、第三債務者は、強制執行による差押えをした債権者が提起した次条に規定する訴えの訴状の送達を受ける時までに、その差押えがされている金銭債権について差押えによる差押えがされたときは、その債権の全額（強制執行による差押えの前の他の差押えによる差押えがされているときは、その差押えによる差押えがされている部分に差し引いた残額）に相当する金銭を債権者の履行地の供託所に供託しなければならない。

2 第三債務者は、前項の規定による供託をしたときは、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

（第三債務者の供託義務）
第三十六條の六、第三債務者は、強制執行による差押えをした債権者が提起した次条に規定する訴えの訴状の送達を受ける時までに、その差押えがされている金銭債権について差押えによる差押えがされたときは、その債権の全額（強制執行による差押えの前の他の差押えによる差押えがされているときは、その差押えによる差押えがされている部分に差し引いた残額）に相当する金銭を債権者の履行地の供託所に供託しなければならない。

3 前項の規定による事情の届出があつたときは、裁判所書記官は、その旨を徴収職員等に通知しなければならない。

4 第一項の規定により供託された金銭については、徴収職員等は、強制執行による差押命令の申立てが取り下げられた後又は差押命令を取り消す決定が効力を生じた後でなければ、払渡しを受けることができない。

(取立訴訟)

第三十六条の七 民事執行法第五十七条の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について滞納処分による差押えがされた場合において、強制執行又は滞納処分による差押えをした債権者が差押えをした債権に係る給付を求める訴えを提起したときについて準用する。この場合において、同条第一項中「訴状」とあるのは「強制執行による差押えをした債権者の訴状又はその者の共同訴訟人としての参加の申出の書面」と、同条第四項中「前条第二項」とあるのは「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第三十六条の六第一項」と読み替へるものとする。

(取立ての制限)

第三十六条の八 強制執行による差押えがされている動産の引渡しを目的とする債権に対し滞納処分による差押えがされたときは、徴収職員等は、強制執行による差押命令の申立てが取り下げられた後又は差押命令を取り消す決定が効力を生じた後でなければ、その債権の取立てをすることができない。

(配当等の実施)

第三十六条の九 第三十六条の六第一項の規定又は第三十六条の七において準用する民事執行法第五十七条第五項の規定による供託及び滞納処分による差押えをした債権者が提起した第三十六条の七に規定する訴えにおいて強制執行による差押えをした債権者が提出した共同訴訟人としての参加の申出の書面は、配当等に関しは、それぞれ同法第五十六条第二項の規定に

よる供託及び同法第五十七条第一項に規定する訴えの訴状とみなす。

(みなし交付要求等)

第三十六条の十 第三十六条の六第一項の規定又は第三十六条の七において準用する民事執行法第五十七条第五項の規定により供託された金銭については、執行裁判所が配当等を実施する場合においては、配当期日若しくは弁済金の交付の日までにされた第三十六条の三第二項本文の規定による通知又は第三十六条の六第二項の規定による事情の届出に係る差押え国税等については、滞納処分による差押えの時に交付要求があつたものとみなす。

2 徴収職員等は、前項の差押え国税等について滞納処分による差押えを解除したときは、その旨を執行裁判所に通知しなければならない。

(滞納処分執行承認の決定等の規定の準用)

第三十六条の十一 第二十五条、第二十六条第一項及び第三項、第二十七条第一項並びに第三十一条の規定は強制執行による差押えの後に滞納処分による差押えがされた債権（以下この条において「差押え競合債権」という。）について、第二十三条（第二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定は差押え競合債権で動産の引渡しを目的とするものについて、第三十条の規定は差押え競合債権で条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるものについて、第三十二条の規定は差押え競合債権で民事執行法第五十条に規定するものについて準用する。この場合において、第三十一条中「強制執行の申立てが」とあるのは「第三十六条の三第二項本文の規定による通知又は第三十六条の六第二項の規定による事情の届出があつた場合において、強制執行による差押命令の申立てが」と、「強制執行の手続」とあるのは「差押命令」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する第二十六条第一項の規定による滞納処分執行承認の決定があつたとき

は、強制執行による差押命令については、第二十条の三第二項本文の規定による通知があつたものとみなす。

（仮差押えの執行がされている債権に対する滞納処分）

第三十六条の十二 第十八条第二項、第二十条の六、第三十一条及び第三十六条の四の規定は、仮差押えの執行後に滞納処分による差押えをした債権について準用する。この場合において、第十八条第二項中「売却代金」とあるのは「第三債務者からの取立金若しくは第三十六条の十二第一項において準用する第二十条の六第一項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金」と、第三十一条中「強制執行の申立てが」とあるのは「滞納処分による差押えの通知があつた場合において、仮差押えの執行の申立てが」と、「強制執行の手続」とあるのは「仮差押えの執行」と読み替へるものとする。

2 第二十条の七第三項の規定は、前項において準用する第十八条第二項の規定により取立金若しくは払渡金又は売却代金の残余が交付された場合について準用する。

（担保権の実行又は行使による差押えがされている債権に対する滞納処分）

第三十六条の十三 第三十六条の三から第三十六条の十一までの規定は、担保権の実行又は行使による差押えがされている債権に対する滞納処分について準用する。

(その他の財産権に対する滞納処分)

第三十六条の十四 強制執行若しくは担保権の実行による差押え又は仮差押えの執行がされているその他の財産権に対する滞納処分については、特別の定めがあるもののほか、強制執行若しくは担保権の実行による差押え又は仮差押えの執行がされている債権に対する滞納処分の例による。

2 第三十二条（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記又は、登録を要するものにつ

いて準用する。

附 則

1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律は、この法律の施行後に民事執行の申立てがされた場合について適用する。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項中「第五百五十六条第二項の下に」又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）第三十六条の六第一項を加え、これを「をこれらを」に改める。

四月四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、民法第七百五十条の改正に関する請願（第一八九四号）（第一九二七号）（第一九五五号）（第一九八〇号）

第一八九四号 昭和五十五年三月二十一日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 東京都江戸川区南篠崎町一、二一五 清水正夫

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一九二七号 昭和五十五年三月二十二日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願
請願者 京都市西京区桂井町三三ノ一 藤岡マンシヨ内 上野千鶴子

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一九五五号 昭和五十五年三月二十四日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 新潟県燕市小牧三九七 梅田佳子

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一九八〇号 昭和五十五年三月二十四日受理

民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡御蔵山三九ノ一

五六 小野信爾

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

昭和五十五年四月十九日印刷

昭和五十五年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局